令和6年2月定例会 (2024年)

市議会議案

吹田市

議事番号	事 件 名	議案書 ページ	参考資料 ページ
報告第 1 号	損害賠償額の決定に関する専決処分について	5	_
報告第 2 号	損害賠償額の決定に関する専決処分について	7	_
報告第 3 号	損害賠償額の決定に関する専決処分について	9	_
報告第 4 号	専決処分報告 令和5年度吹田市一般会計補正予算(第9号)	1 1	_
議案第 1 号	吹田市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条 例の制定について	1 9	5
議案第 2 号	吹田市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	2 1	1 1
議案第 3 号	吹田市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定 について	2 5	1 7
議案第 4 号	吹田市立児童会館条例の一部を改正する条例の制定について	2 7	1 9
議案第 5 号	吹田市立教育・保育施設条例の一部を改正する条例の制定について	2 9	2 7
議案第 6 号	吹田市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	3 1	3 3
議案第 7 号	吹田市介護保険法施行条例の一部を改正する条例の制定について	3 3	4 5
議案第 8 号	吹田市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び 運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定につ いて	3 5	4 9
議案第 9 号	吹田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	3 7	5 1
議案第 10 号	財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例 の制定について	4 1	7 1
議案第 11 号	吹田市建築基準法施行条例の一部を改正する条例の制定について	4 3	7 5
議案第 12 号	吹田市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	4 5	7 9
議案第 13 号	吹田市開発事業の手続等に関する条例の一部を改正する条例の制定 について	4 9	8 9
議案第 14 号	千里ニュータウン地区計画の区域内における建築物の制限に関する 条例の一部を改正する条例の制定について	5 1	9 3
議案第 15 号	吹田市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定 について	5 3	1 0 1
議案第 16 号	予算で定める重要な資産の取得及び処分、議会の同意を要する賠償責任の免除並びに議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等について定める条例及び吹田市監査委員に関する条例の一部を改正する条例の制定について	5 5	1 0 5
議案第 17 号	吹田市公民館条例の一部を改正する条例の制定について	5 7	1 0 7
議案第 18 号	吹田市消防団条例の一部を改正する条例の制定について	5 9	1 1 1
議案第 19 号	吹田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定に ついて	6 1	115
議案第 20 号	吹田市消防保安事務手数料条例の一部を改正する条例の制定につい て	6 3	117
議案第 21 号	(仮称)南千里駅前公共公益施設整備事業契約の一部変更について	6 5	1 1 9
議案第 22 号	旧市営岸部中(北)住宅解体撤去工事請負契約の一部変更について	6 7	1 2 1
議案第 23 号	円山町 1 号橋拡幅改良工事請負契約の一部変更について	6 9	1 2 3
議案第 24 号	重文旧西尾家住宅主屋ほか6棟建造物保存修理工事(I期工事)請 負契約の一部変更について	7 1	1 2 5

議事番号	事 件 名	議案書ページ	参考資料 ページ
議案第 25 号	公用車の交通事故に係る損害賠償額の決定について	7 3	1 2 7
議案第 26 号	豊中市・吹田市・池田市・箕面市・摂津市消防通信指令事務協議会 規約の一部変更に関する協議について	7 5	129
議案第 27 号	包括外部監査契約の締結について	7 7	1 3 1
議案第 28 号	市道路線の認定及び廃止について	7 9	1 3 7
議案第 29 号	令和6年度吹田市一般会計予算	-	163
議案第 30 号	令和6年度吹田市国民健康保険特別会計予算	-	3 9 5
議案第 31 号	令和6年度吹田市部落有財産特別会計予算	-	_
議案第 32 号	令和6年度吹田市勤労者福祉共済特別会計予算	_	_
議案第 33 号	令和6年度吹田市介護保険特別会計予算	-	4 0 1
議案第 34 号	令和6年度吹田市後期高齢者医療特別会計予算	-	-
議案第 35 号	令和6年度吹田市公共用地先行取得特別会計予算	-	403
議案第 36 号	令和6年度吹田市病院事業債管理特別会計予算	-	-
議案第 37 号	令和6年度吹田市母子父子寡婦福祉資金貸付特別会計予算	-	_
議案第 38 号	令和6年度吹田市水道事業会計予算	-	4 0 9
議案第 39 号	令和6年度吹田市下水道事業会計予算	-	4 4 3
議案第 40 号	令和5年度吹田市一般会計補正予算(第10号)	8 3	467
議案第 41 号	令和5年度吹田市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)	2 3 1	_
議案第 42 号	令和5年度吹田市勤労者福祉共済特別会計補正予算(第2号)	255	_
議案第 43 号	令和5年度吹田市介護保険特別会計補正予算(第2号)	273	_
議案第 44 号	令和5年度吹田市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)	3 1 5	_
議案第 45 号	令和5年度吹田市公共用地先行取得特別会計補正予算(第1号)	3 3 7	_
議案第 46 号	令和5年度吹田市水道事業会計補正予算(第3号)	3 4 9	_
議案第 47 号	令和5年度吹田市下水道事業会計補正予算(第2号)	3 6 9	5 3 1

報告第 1 号

損害賠償額の決定に関する専決処分について

市長の専決処分事項指定の議決に基づき次のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告します。

令和6年2月16日

専決処分 年月日	損害賠償額	事故の概要
令 和 6 年 1月17日	25,490円	令和5年5月9日午前9時18分頃、千里丘 北第2緑地北側の市道において、相手方個人が 歩道を通行していたところ、同緑地の腐朽が進 行していた樹木が隣接する千里丘上公園内の樹 木を巻き込んで同市道に倒れてきたため、これ に驚いた同人が転倒し、負傷されたものです。

報告第 2 号

損害賠償額の決定に関する専決処分について

市長の専決処分事項指定の議決に基づき次のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告します。

令和6年2月16日

専決処分 年月日	損害賠償額(人損 部分のうち1人)	事故の概要
令 和 6 年 1 月 2 9 日	67,303円	令和5年8月24日午後1時55分頃、土木 部道路室職員運転の道路作業車が、万博記念公 園少年球技場南側付近の吹田市千里万博公園6 番地先の府道の中央車線を走行中、左側車線を 走行していた自動車が急な車線変更を行い、中 央車線の真ん中付近まではみ出してきたため、 同車を避けたところ、右側車線を走行していた 小型貨物車に接触し、同車を運転していた相手 方個人が負傷されたものです。

報告第 3 号

損害賠償額の決定に関する専決処分について

市長の専決処分事項指定の議決に基づき次のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告します。

令和6年2月16日

専決処分 年月日	損害賠償額(人損 部分のうち1人)	事故の概要
令 和 6 年 1 月 2 9 日	94,311円	令和5年8月24日午後1時55分頃、土木 部道路室職員運転の道路作業車が、万博記念公 園少年球技場南側付近の吹田市千里万博公園6 番地先の府道の中央車線を走行中、左側車線を 走行していた自動車が急な車線変更を行い、中 央車線の真ん中付近まではみ出してきたため、 同車を避けたところ、右側車線を走行していた 小型貨物車に接触し、同車に同乗していた相手 方個人が負傷されたものです。

報告第4号

専 決 処 分 報 告

下記事件は、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めます。

令和6年2月16日

吹田市長 後藤圭二

記

- 1 専決処分年月日 令和6年1月15日
- 2 事 件 名 令和5年度吹田市一般会計補正予算(第9号)

専決第1号

令和5年度吹田市一般会計補正予算(第9号)

令和5年度吹田市の一般会計の補正予算(第9号)は、次に定めると ころによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第 1 条 歳 入 歳 出 予 算 の 総 額 に 歳 入 歳 出 そ れ ぞ れ 7 0 2 , 3 2 2 千 円 を 追 加 し 、歳 入 歳 出 予 算 の 総 額 を 歳 入 歳 出 そ れ ぞ れ 1 6 6 , 0 2 5 , 1 2 7 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正 後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年1月15日専決

第1表 歲入歲出予算補正

歳 入 (単位:千円)

款		項	į	補正前の額	補正額	計
14国庫 3	支 出 金			35, 581, 638	702, 322	36, 283, 960
		2国庫	補助金	9, 123, 744	702, 322	9,826,066
歳	入	合	計	165, 322, 805	702, 322	166,025,127

歳 出 (単位:千円)

	款 項		款項補正前の額		補正額	計
3 民	生 費			80,756,686	702,322	81, 459, 008
		1社会福	祉 費	32, 546, 369	702, 322	33, 248, 691
歳	出	合	計	165, 322, 805	702, 322	166, 025, 127

歳入歳出補正予算事項別明細書 歳入 (款) 14 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1総務費国庫補助金	5, 011, 871	702, 322	5, 714, 193
計	9, 123, 744	702, 322	9, 826, 066

歳	入合	計	165, 322, 805	702, 322	166, 025, 127

(単位 : 千円)

			\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \
節	節		HB
区 分	金額	説	明
9 物価高騰対応重点支 援地方創生臨時交付 金	702, 322		

(款) 14 国庫支出金 (項) 2 国庫補助金

歳出

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

				補 正	額の	財源
目	補正前の額	補 正 額	計	特	定財	源
				国府支出金	地方債	その他
1 社会福祉総務 費	6, 100, 912	702, 322	6, 803, 234	702, 322		
計	32, 546, 369	702, 322	33, 248, 691	702, 322		

-									
	歳	出	合	計	165, 322, 805	702, 322	166, 025, 127	702, 322	

(単位 : 千円)

										\ I I==	1 1 3 /
P	4	訳			,	節					
_	般	財	源	区	分		金	額	説	明	
				10 需	用	費		50	消耗品費		
				11 役	務	費		2, 272	通信運搬費		1,392
									手数料		880
				18 負担金		なび		700,000	低所得者支援給付金		
				交付金							

_		
L		

(款) 3 民生費 (項) 1 社会福祉費

議案第 1 号

吹田市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の 制定について

吹田市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり 制定します。

令和6年2月16日提出

吹田市長 後 藤 圭 二

吹田市条例第 号

吹田市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例(案)

吹田市会計年度任用職員の給与等に関する条例(令和元年吹田市条例第17号)の 一部を次のように改正する。

目次中「第12条」を「第13条」に、「第13条-第17条」を「第14条-第 18条」に、「第18条-第25条」を「第19条-第26条」に改める。

- 第2条中「期末手当」の次に「、勤勉手当」を加える。
- 第11条第2項中「100分の125」を「100分の122.5」に改める。
- 第25条を第26条とし、第18条から第24条までを1条ずつ繰り下げる。
- 第3章中第17条を第18条とし、第16条を第17条とする。
- 第15条中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に、「第11条」を 「第12条」に改め、同条を第16条とし、第14条を第15条とする。
- 第13条第1項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改め、同条を 第14条とする。
 - 第2章中第12条を第13条とし、第11条の次に次の1条を加える。 (勤勉手当)
- 第12条 勤勉手当は、5月1日及び11月1日(以下この項においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員のうち、当該任用の期間等を考慮して市長が定める職員に対し、基準日前2年の期間内において規則で定める期間における当該職員の勤務期間及び勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の翌月

の市長が定める日に支給するものとする。これらの基準日の前日に退職し、又は死亡した職員(市長が定める職員を除く。)についても、同様とする。

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長の定める割合を乗じて得た額とする。 この場合において、支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の勤勉手当基礎額 に100分の102.5を乗じて得た額の総額を超えてはならない。
- 3 前条第3項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。
- 4 前条第5項の規定は、勤勉手当の支給について準用する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(吹田市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

2 吹田市職員の育児休業等に関する条例(平成4年吹田市条例第19号)の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「以内」の次に「(会計年度任用職員にあっては、基準日の前日以前6箇月以内。次項において同じ。)」を加え、同条第2項中「第29条の2第1項」の次に「又は会計年度給与条例第12条第1項」を加え、「(会計年度任用職員を除く。)」を削る。

第15条中「第19条」を「第20条」に改める。

(提案理由)

会計年度任用職員に勤勉手当を支給するため必要があるので、本案を提出するものです。

(2)

議案第 2 号

吹田市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

吹田市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定します。

令和6年2月16日提出

吹田市長 後 藤 圭 二

吹田市条例第 号

吹田市手数料条例の一部を改正する条例(案)

吹田市手数料条例(平成12年吹田市条例第4号)の一部を次のように改正する。別表第2項の表第1号中「磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。次号において同じ。)をもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「戸籍証明書」に改め、同表第2号中「磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「除籍証明書」に改め、同表第6号中「閲覧」の次に「又は届書等情報の内容を表示したものの閲覧」を加え、「書類1件」を「書類又は届書等情報の内容を表示したもの1件」に改め、同号を同表第8号とし、同表第5号中「交付又は」を「交付、」に改め、「事項の証明書の交付」の次に「又は届書等情報の内容の証明書の交付」を加え、同号を同表第7号とし、同表第4号の次に次の2号を加える。

(5) 戸籍電子証明書提供用識別符号の発行(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法(地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定め

(5) 戸籍電子証明書提供用識別符号の発 戸籍電子証明書提供用識別符号1件 行(情報通信技術を活用した行政の につき400円

る金額等を定める省令(平成12年 自治省令第5号)第1条の2に規定 するものに限る。以下この号及び次 号において「電磁的方法」とい う。) により戸籍電子証明書提供用 識別符号の発行を行う場合(当該発 行に係る戸籍電子証明書の請求が同 法第6条第1項の規定により電磁的 方法により行われた場合に限る。) における当該発行及び戸籍電子証明 書提供用識別符号の発行に係る戸籍 電子証明書の請求を行う者が同時に 当該戸籍電子証明書が証明する事項 と同一の事項を証明する戸籍の謄本 若しくは抄本又は戸籍証明書の請求 を行う場合における当該発行を除 < 。)

> 除籍電子証明書提供用識別符号1件 につき700円

(6)除籍電子証明書提供用識別符号の発 行(情報通信技術を活用した行政の | 推進等に関する法律第7条第1項の 規定により電磁的方法により除籍電 子証明書提供用識別符号の発行を行 う場合(当該発行に係る除籍電子証 明書の請求が同法第6条第1項の規 定により電磁的方法により行われた 場合に限る。) における当該発行及 び除籍電子証明書提供用識別符号の 発行に係る除籍電子証明書の請求を 行う者が同時に当該除籍電子証明書 が証明する事項と同一の事項を証明 する除かれた戸籍の謄本若しくは抄 本又は除籍証明書の請求を行う場合 における当該発行を除く。)

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。

(提案理由)

戸籍法の一部改正に伴い、戸籍電子証明書提供用識別符号の発行等に係る手数料を 設定するため必要があるので、本案を提出するものです。

議案第 3 号

吹田市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

吹田市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定します。

令和6年2月16日提出

吹田市長 後 藤 圭 二

吹田市条例第 号

吹田市個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例(案)

吹田市個人番号の利用等に関する条例(平成27年吹田市条例第24号)の一部 を次のように改正する。

第3条第1項中「別表第1」を「別表の各項」に、「下欄に掲げる事務(」を「当該各項の下欄に掲げる事務(準法定事務を含む。」に改め、同条第2項中「法別表第2の第1欄に掲げる区分に応じてそれぞれ同表の第4欄に掲げる特定個人情報のほか、」を「利用特定個人情報であって自らが保有するもの及び」に改め、「定める特定個人情報」の次に「であって自らが保有するもの」を加える。

第4条第1項中「生活保護関係情報」を「生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報」に、「地方税関係情報、住民票関係情報」を「地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条第4号に規定する事項に関する情報」に改め、「記録される」の次に「事項に関する」を加え、「中国残留邦人等支援給付等関係情報」を「中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報」に改め、同条第2項中「(昭和25年法律第144号)」を削る。

附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する 法律等の一部を改正する法律(令和5年法律第48号)の施行の日から施行する。

(提案理由)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改 正に伴う規定整備を行うため必要があるので、本案を提出するものです。

議案第 4 号

吹田市立児童会館条例の一部を改正する条例の制定について

吹田市立児童会館条例の一部を改正する条例を次のとおり制定します。

令和6年2月16日提出

吹田市長 後 藤 圭 二

吹田市条例第 号

吹田市立児童会館条例の一部を改正する条例(案)

第1条 吹田市立児童会館条例(昭和55年吹田市条例第15号)の一部を次のよう に改正する。

第1条中「に健全な遊び」を「が安心して遊び、過ごすことができる居場所」 に、「その健康を増進し、情操を豊かにする」を「児童の心身の健やかな成長、発 達及びその自立を支援する」に改める。

第2条第12号中「吹田市古江台3丁目8番」を「吹田市古江台3丁目8番1号」に改める。

第3条第1項中「児童会館は、その」を「第1条の」に、「次の」を「児童会館(北千里児童センターを除く。)は次の事業を行い、北千里児童センターは第1号及び第4号から第6号までの」に改め、同項第1号中「指導」を「支援」に改め、同項中第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、同項第2号中「育成指導」を「支援」に改め、同号を同項第4号とし、同項第1号の次に次の2号を加える。

- (2) 自主学習の場その他の児童の多様な思いに応える居場所の提供に関すること。
- (3) 児童及びその保護者からの相談に関すること。

第3条第2項中「家庭における保育が一時的に困難となる乳幼児及びその保護者に対する支援に関する」を「次の」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 家庭における保育が一時的に困難となる乳幼児及びその保護者に対する支援 に関する事業
- (2) 児童と地域住民等との交流を図るための場を提供する事業その他の児童と地

域との交流に資する事業

第4条第1項中「前条第1項」の次に「(第3号を除く。)」を加え、同項第1号中「小学生」の次に「及び中学生(北千里児童センターにあつては、市内に居住する小学生)」を加え、同条第2項中「前条第2項」を「前条第2項第1号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前条第1項第3号に規定する事業の利用のため児童会館の施設を使用することができる者は、前項第1号に掲げる者及び市内に居住する乳幼児並びにそれらの保護者とする。
- 第2条 吹田市立児童会館条例の一部を次のように改正する。

第2条第2号を次のように改める。

(2) 吹田市立日の出町児童センター 吹田市日の出町1666番6及び1666 番8

第4条第1項第1号中「中学生(」の次に「日の出町児童センターにあつては市内に居住する18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者(乳幼児を除く。)、」を加え、「、市内」を「市内」に改める。

第3条 吹田市立児童会館条例の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「第1条の」を「児童会館は、その」に改め、「児童会館(北千里児童センターを除く。)は」及び「行い、北千里児童センターは第1号及び第4号から第6号までの事業を」を削る。

第4条第1項第1号中「日の出町児童センターにあつては」を「日の出町児童センターにあつては、」に改め、「、北千里児童センターにあつては市内に居住する小学生」を削る。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中吹田市立児童会館条例第2条第12号の改正規定 公布の日
- (2) 第2条の規定 規則で定める日
- (3) 第3条の規定 令和9年4月1日

(提案理由)

児童会館の取組の拡大等を行うとともに、高城児童会館の位置及び名称を変更する ため必要があるので、本案を提出するものです。

議案第 5 号

吹田市立教育・保育施設条例の一部を改正する条例の制定について

吹田市立教育・保育施設条例の一部を改正する条例を次のとおり制定します。

令和6年2月16日提出

吹田市長 後 藤 圭 二

吹田市条例第 号

吹田市立教育・保育施設条例の一部を改正する条例(案)

吹田市立教育・保育施設条例(平成27年吹田市条例第26号)の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(4) 吹田市立やまだこども園 吹田市尺谷27番1号

第4条第5号を削る。

第5条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第12号までを1号ずつ繰り上げる。

第6条第1項に次の1号を加える。

(4) やまだこども園 118人

第9条第1項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第12号までを1号ずつ繰り上げる。

附則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(提案理由)

南山田幼稚園及び山田保育園を統合し、幼保連携型認定こども園とするため必要があるので、本案を提出するものです。

議案第 6 号

吹田市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

吹田市介護保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定します。

令和6年2月16日提出

吹田市長 後 藤 圭 二

吹田市条例第 号

吹田市介護保険条例の一部を改正する条例(案)

吹田市介護保険条例(平成12年吹田市条例第11号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「35,880円」を「34,289円」に改め、同項第2号中「50,232 円」を「48,984円」に改め、同項第3号中「52,026円」を「51,245円」に改め、同項 第4号中「62,790円」を「65,940円」に改め、同項第5号中「71,760円」を「75,360 円」に改め、同項第6号中「77,142円」を「81,012円」に改め、同号イ中「若しくは 第18号イ」を「、第18号イ若しくは第19号イ」に改め、同項第7号中「78,936 円」を「82,896円」に改め、同号イ中「若しくは第18号イ」を「、第18号イ若し くは第19号イ」に改め、同項第8号中「80,730円」を「84,780円」に改め、同号イ 中「若しくは第18号イ」を「、第18号イ若しくは第19号イ」に改め、同項第9 号中「83,959円」を「88,548円」に改め、同号イ中「若しくは第18号イ」を「、第 18号イ若しくは第19号イ」に改め、同項第10号中「93,288円」を「97,968円」 に改め、同号イ中「若しくは第18号イ」を「、第18号イ若しくは第19号イ」に 改め、同項第11号中「112,663円」を「118,315円」に改め、同号イ中「若しくは第 18号イ」を「、第18号イ若しくは第19号イ」に改め、同項第12号中 「114,816円」を「120,576円」に改め、同号イ中「若しくは第18号イ」を「、第 18号イ若しくは第19号イ」に改め、同項第13号中「129,168円」を「139,416 円」に改め、同号ア中「4,000,000円」を「4,200,000円」に改め、同号イ中「若しく は第18号イ」を「、第18号イ若しくは第19号イ」に改め、同項第14号中 「138,138円」を「158,256円」に改め、同号ア中「5,000,000円」を「5,200,000円」 に改め、同号イ中「若しくは第18号イ」を「、第18号イ若しくは第19号イ」に

改め、同項第15号中「150,696円」を「173,328円」に改め、同号ア中「7,000,000円」を「6,200,000円」に改め、同号イ中「若しくは第18号イ」を「、第18号イ若しくは第19号イ」に改め、同項第19号中「229,632円」を「263,760円」に改め、同号を同項第20号とし、同項第18号中「200,928円」を「241,152円」に改め、同号を同項第19号とし、同項第17号中「179,400円」を「218,544円」に改め、同号を同項第18号とし、同項第16号中「165,048円」を「203,472円」に改め、同号イ中「第18号イ」を「第19号イ」に改め、同号を同項第17号とし、同項第15号の次に次の1号を加える。

- (16) 次のいずれかに該当する者 188,400円
 - ア 合計所得金額が7,200,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当し ない者
 - イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号に定める額 を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第 1号イ((1)に係る部分を除く。)又は次号イ、第18号イ若しくは第19号イ に該当する者を除く。)

第3条第2項第1号中「21,528円」を「21,478円」に改め、同項第2号中「32,292円」を「33,912円」に改め、同項第3号中「48,438円」を「50,868円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
 - (経過措置)
- 2 この条例による改正後の吹田市介護保険条例第3条の規定は、令和6年度以後の 年度分の保険料について適用し、令和5年度分までの保険料については、なお従前 の例による。

(提案理由)

保険料率の改定を行うため必要があるので、本案を提出するものです。

(2)

議案第 7 号

吹田市介護保険法施行条例の一部を改正する条例の制定について

吹田市介護保険法施行条例の一部を改正する条例を次のとおり制定します。

令和6年2月16日提出

吹田市長 後 藤 圭 二

吹田市条例第 号

吹田市介護保険法施行条例の一部を改正する条例(案)

吹田市介護保険法施行条例(平成25年吹田市条例第7号)の一部を次のように改正する。

第19条第1項に次の1号を加える。

② 第10号に規定する指定の更新の申請及び第14号に規定する指定の更新の申請を同時に行う場合における当該申請に対する審査 同時に申請する2の更新につき10,000円

第19条第3項中「第22号」を「第23号」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(提案理由)

指定介護予防支援事業者の指定の要件が変更されたことに伴い、指定の更新の同時 申請に係る手数料を設定するため必要があるので、本案を提出するものです。

議案第 8 号

吹田市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営 に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

吹田市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定します。

令和6年2月16日提出

吹田市長 後 藤 圭 二

吹田市条例第 号

吹田市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営 に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例(案)

吹田市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(令和元年吹田市条例第36号)の一部を次のように改正する。

第2条中「医療型児童発達支援に」を「同法第6条の2の2第2項に規定する児童 発達支援に」に、「同法第43条第2号に規定する医療型児童発達支援センター又は 同法第6条の2の2第3項に規定する指定発達支援医療機関」を「法人又は病院若し くは診療所」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(提案理由)

児童福祉法の一部改正に伴う規定整備を行うため必要があるので、本案を提出する ものです。

議案第 9 号

吹田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

吹田市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定します。

令和6年2月16日提出

吹田市長 後 藤 圭 二

吹田市条例第 号

吹田市国民健康保険条例の一部を改正する条例(案)

吹田市国民健康保険条例(昭和35年吹田市条例第363号)の一部を次のように 改正する。

第8条の2中「昭和33年政令第362号」の次に「。以下「政令」という。」を 加える。

第9条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者(法附則 第7条第1項に規定する退職被保険者等(以下「退職被保険者等」という。)以外の 被保険者をいう。以下同じ。)に係る」及び「(以下「基礎賦課総額」という。)」 を削り、同条第1号ア中「一般被保険者に係る」を削り、同号イ中「附則第22条」 を「附則第7条」に改め、「一般被保険者に係るものに限り、」を削り、同号カ中 「を除く。)の額(退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付 に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに退職被保険者等に係る入院時食事 療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養 費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに一般 被保険者に係る」を「及び」に、「及び退職被保険者等に係る国民健康保険事業費納 付金の納付に要する費用の額を除く。)」を「を除く。)の額」に改め、同条第2号 イ中「附則第22条」を「附則第7条」に改め、同号ウ中「(退職被保険者等に係る 療養の給付等に要する費用(法附則第22条の規定により読み替えられた法第70条 第1項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。以下同じ。)に係るものを除 く。)」を削り、同号エ中「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた」及び 「並びに法第75条の2第1項の国民健康保険保険給付費等交付金(退職被保険者等

に係る療養の給付等に要する費用に係るものに限る。)」を削る。

第10条(見出しを含む。)中「一般被保険者に係る」を削り、同条第1項中「一般被保険者につき」を「被保険者につき」に改め、後段を削る。

第11条(見出しを含む。)中「一般被保険者に係る」を削り、同条第1項中「国 民健康保険法施行令」を「政令」に改める。

第12条(見出しを含む。)中「一般被保険者に係る」を削り、同条第1項第3号 イ及びウ中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第12条の2から第12条の4の2までを削る。

第12条の5中「又は第12条の2第1項」及び「(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第10条第1項の基礎賦課額と第12条の2第1項の基礎賦課額との合算額。第16条の2第1項において同じ。)」を削り、「650,000円」を「大阪府が法第82条の3第3項の規定による通知を行つた日において施行されていた政令の規定に基づく基礎賦課額の限度額」に改め、同条を第12条の2とする。

第12条の5の2の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「うち一般被保険者に係る」を「うち」に改め、「(以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。)」を削り、同条第1号中「であつて、一般被保険者に係るもの」を削り、「以下この号」を「次号」に改め、同条第2号ア中「附則第22条」を「附則第7条」に改め、同号イ中「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた」を削り、「及び第72条の3の2第1項」を「、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項」に改め、同条を第12条の3とする。

第12条の5の3の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条第1項中「一般被保険者につき」を「被保険者につき」に改め、「(一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額)」を削り、同条を第12条の4とする。

第12条の5の4(見出しを含む。)中「一般被保険者に係る」を削り、同条を第 12条の5とする。

第12条の5の5(見出しを含む。)中「一般被保険者に係る」を削り、同条を第12条の5の2とする。

第12条の5の6から第12条の5の9までを削る。

第12条の5の10中「第12条の5の3第1項又は第12条の5の6第1項」を「第12条の4第1項」に改め、「(一般被保険者等と退職被保険者とが同一の世帯に属する場合には、第12条の5の3第1項の後期高齢者支援金等賦課額と第12条の5の6第1項の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第16条の2第4項において準用する同条第1項において同じ。)」を削り、「220,000円」を「大阪府が法第82条の3第3項の規定による通知を行つた日において施行されていた政令の規定に基づく後期高齢者支援金等賦課額の限度額」に改め、同条を第12条の5の3とする。

第12条の6中「(以下「介護納付金賦課総額」という。)」を削り、同条第2号 ア中「附則第22条」を「附則第7条」に改め、同号イ中「法附則第9条第1項の規 定により読み替えられた」を削る。

第12条の10中「170,000円」を「大阪府が法第82条の3第3項の規定による通知を行つた日において施行されていた政令の規定に基づく介護納付金賦課額の限度額」に改める。

第16条第1項中「国民健康保険法施行令」を「政令」に改め、「若しくは第12条の2」を削り、「第12条の5の3若しくは第12条の5の6」を「第12条の4」に改め、「若しくは第12条の4」を削り、同条第2項中「若しくは特例対象被保険者等」及び「若しくは第12条の2」を削り、「第12条の5の3若しくは第12条の5の6」を「第12条の4」に改め、「若しくは第12条の4」を削る。

第16条の2第1項中「又は第12条の2第1項」を削り、「第12条の5」を「第12条の2」に改め、同項第1号中「国民健康保険法施行令」及び「同令」を「政令」に改め、同項第2号中「290,000円」を「295,000円」に、「あつて同号」を「あつて前号」に改め、同項第3号中「535,000円」を「545,000円」に改め、同条第4項中「又は第12条の2第1項」を削り、「第12条の5の3第1項又は第12条の5の6第1項」を「第12条の4第1項」に、「第12条の5」」を「第12条の2」」に、「第12条の5の5第2項」を「第12条の5の5第2項」に改め、「又は第12条の5の9第2項において準用する第12条の2第2項」に改め、「文は第12条の5の9第2項において準用する第12条の4第2項」に改め、同条第5項中「又は第12条の2第1項」を削り、「第12条の5」を「第12条の2」に改める。

第16条の3中「(国民健康保険法施行令」を「(政令」に改め、「、「国民健康保険法施行令」とあるのは「同令」と」を削る。

第16条の5第1項中「又は第12条の4」を削り、同条第3項中「又は第12条の4」を削り、「第12条の5の5第1項又は第12条の5の8」を「第12条の5の2第1項」に、「第12条の5の5第2項」を「第12条の5の2第2項」に改め、同条第4項第1号中「又は第12条の4」を削り、同条第6項中「又は第12条の4」を削り、「第12条の5の5第1項又は第12条の5の8」を「第12条の5の2第1項」に、「第12条の5の5第2項」を「第12条の5の2第2項」に改める。

第16条の6第1項中「国民健康保険法施行令」を「政令」に改め、「又は第12条の2第1項」を削り、「第12条の5」を「第12条の2」に改め、同条第4項中「又は第12条の2第1項」を削り、「第12条の5の3第1項又は第12条の5の6第1項」を「第12条の4第1項」に、「第12条の5」」を「第12条の5の505第2項」を「第12条の5の2第2項」に、「第12条の5の3第2項又は第12条の5の6第2項」を「第12条の4第2項」に改め、同条第5項中「又は第12条の

2第1項」を削り、「第12条の5」を「第12条の2」に改め、同条第6項中「又は第12条の2第1項」を削り、「第12条の5」を「第12条の2」に改め、同条第9項中「又は第12条の2第1項」を削り、「第12条の5の3第1項又は第12条の5の6第1項」を「第12条の4第1項」に、「第12条の5」」を「第12条の2」」に、「第12条の5の3」に、「第12条の5の5第2項」を「第12条の5の2第2項」に、「第12条の5の3第2項又は第12条の5の6第2項」を「第12条の4第2項」に改め、同条第10項中「又は第12条の2第1項」を削り、「第12条の5」を「第12条の2」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の吹田市国民健康保険条例の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度分までの保険料については、なお従前の例による。

(提案理由)

国民健康保険法施行令の改正内容に準じ保険料軽減対象を拡大するとともに、保険料の賦課限度額を大阪府国民健康保険運営方針に定める内容のとおりとするため必要があるので、本案を提出するものです。

(4)

議案第10号

財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例の制 定について

財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制 定します。

令和6年2月16日提出

吹田市長 後 藤 圭 二

吹田市条例第 号

財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例(案)

財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例(昭和39年吹田市条例第7号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 公共団体等以外の者において公益事業(市民の福祉の増進を図るため特に必要と認めるものに限る。)の用に供するとき。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(提案理由)

普通財産の無償貸付け又は減額貸付けの対象を拡大するため必要があるので、本案 を提出するものです。

議案第11号

吹田市建築基準法施行条例の一部を改正する条例の制定について

吹田市建築基準法施行条例の一部を改正する条例を次のとおり制定します。

令和6年2月16日提出

吹田市長 後 藤 圭 二

吹田市条例第 号

吹田市建築基準法施行条例の一部を改正する条例(案)

吹田市建築基準法施行条例(平成12年吹田市条例第3号)の一部を次のように改 正する。

第3条第1項中「に規定する建築主事の」を「の規定による」に改め、同条第2項中「基づき、法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関の」を「よる」に 改める。

第6条第2項中「フレキシブルディスク」を「電磁的記録媒体(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。)」に改め、同条第5項中「計画が」を「計画について」に、「に規定する特定構造計算基準若しくは特定増改築構造計算基準又は法第18条第4項ただし書に規定する特定構造計算基準若しくは特定増改築構造計算基準に適合するかどうかについての同項ただし書に規定する建築主事による」を「又は法第18条第4項ただし書の規定による建築主事等の」に改める。

第7条第4項中「フレキシブルディスク」を「電磁的記録媒体」に改める。

第8条第5項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

第11条第1項の表第34号の次に次の1号を加える。

(34)の2建築基準法施行令第137条の12第6項又は第7項の規
定に基づく大規模の修繕又は大規模の模様替の認定27,000円

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(提案理由)

建築基準法等の一部改正に伴い、建築物の敷地の接道義務の適用除外の対象となる 既存不適格建築物の大規模修繕等の認定に係る手数料等を設定するため必要があるの で、本案を提出するものです。 吹田市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

吹田市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定します。

令和6年2月16日提出

吹田市長 後 藤 圭 二

吹田市条例第 号

吹田市手数料条例の一部を改正する条例(案)

吹田市手数料条例(平成12年吹田市条例第4号)の一部を次のように改正する。 別表第6項の表第1号中「宅地造成」の次に「又は特定盛土等」を加え、「切土又 は盛土」を「盛土又は切土」に改め、「次号」の次に「及び第3号」を加え、「切土 等」を「盛土等」に、「13,000円」を「14,300円」に、「23,000円」を「25,900 円」に、「33,000円」を「37,300円」に改め、「2,000平方メートルを超え」の次に 「3,000平方メートル以内のものは57,300円、3,000平方メートルを超え」を加え、 「51,000円」を「71,600円」に、「73,000円」を「96,300円」に、「120,000円」を 「150,600円」に、「180,000円」を「235,200円」に、「270,000円」を「377,200 円」に、「360,000円」を「541,500円」に、「460,000円」を「723,600円」に改 め、同表第2号中「宅地造成」の次に「又は特定盛土等」を加え、「460,000円」を 「723,600円」に改め、同号ア中「切土等」を「盛土等」に改め、「得た額」の次に 「(その額に50円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額とし、50円以上100円 未満の端数があるときはこれを100円に切り上げた額とする。)」を加え、同号イ中 「切土等」を「盛土等」に改め、同号ウ中「12,000円」を「13,500円」に改め、同 表第4号中「宅地造成工事」を「宅地造成及び特定盛土等に関する工事」に改め、 「の申請に対する審査」を削り、「4,800円」を「5,500円」に改め、同号を同表第7 号とし、同表第3号中「宅地造成工事許可等証明の申請に対する審査」を「宅地造成 又は特定盛土等に関する工事の許可等を受けたことの証明」に、「980円」を「650 円」に改め、同号を同表第6号とし、同表第2号の次に次の3号を加える。

|(3)||宅地造成又は特定盛土等に関する工 ||盛土等の土地の面積が500平方メー|

事の中間検査

トル以内のものは3,900円、500平方 メートルを超え1,000平方メートル 以内のものは4,300円、1,000平方メ ートルを超え2,000平方メートル以 内のものは4,800円、2,000平方メー トルを超え3,000平方メートル以内 のものは5,500円、3,000平方メート ルを超え5,000平方メートル以内の ものは6,100円、5,000平方メートル を超え10,000平方メートル以内のも のは7,000円、10,000平方メートル を超え20,000平方メートル以内のも のは9,200円、20,000平方メートル を超え40,000平方メートル以内のも のは12,600円、40,000平方メートル を超え70,000平方メートル以内のも のは18,100円、70,000平方メートル を超え100,000平方メートル以内の ものは24,600円、100,000平方メー トルを超えるものは31,800円

(4) 土石の堆積に関する工事の許可の申 請に対する審査

土石の堆積をする土地の面積が500 平方メートル以内のものは12,100 円、500平方メートルを超え1,000平 方メートル以内のものは15,100円、 1,000平方メートルを超え2,000平方 メートル以内のものは17,800円、 2,000平方メートルを超え3,000平方 メートル以内のものは22,000円、 3,000平方メートルを超え5,000平方 メートル以内のものは30,800円、 5,000平方メートルを超え10,000平 方メートル以内のものは34,800円、 10,000平方メートルを超え20,000平 方メートル以内のものは41,700円、 20,000平方メートルを超え40,000平 方メートル以内のものは56,700円、 40,000平方メートルを超え70,000平 方メートル以内のものは77.400円、 70,000平方メートルを超え100,000 平方メートル以内のものは115,400

円、100,000平方メートルを超える ものは144,200円 (5) 土石の堆積に関する工事の変更許可 変更許可申請1件につき、次に掲げ る額を合算した額。ただし、その額 の申請に対する審査 が144,200円を超えるときは、 144,200円とする。 ア 土石の堆積をする土地に係る工 事の計画の変更(イに該当する部 分を除く。) については、当該変 更前の土石の堆積をする土地の面 積(その面積が減少する場合にあ っては、減少後の面積)に応じ前 号に規定する額に10分の1を乗じ て得た額(その額に50円未満の端 数があるときはこれを切り捨てた 額とし、50円以上100円未満の端 数があるときはこれを100円に切 り上げた額とする。) イ 土石の堆積をする土地に係る工 事の計画の変更のうち、新たに土 石の堆積をする土地を加える部分 については、新たに加える土石の 堆積をする土地の面積に応じ前号 に規定する額 ウ その他の変更については、 13,500円

別表第12項の表第1号ア(ア)及び(コ)中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

別表第14項の表(備考を除く。)中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同表の備考第6項第2号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年7月1日から施行する。ただし、別表第12項の表及び別 表第14項の表の改正規定は、同年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 令和6年7月1日前に許可を受けた宅地造成に関する工事の変更許可の申請に対

する審査に係る手数料の額については、この条例による改正後の吹田市手数料条例 別表第6項の表第2号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(提案理由)

宅地造成等規制法の一部改正に伴い、特定盛土等に関する工事の許可の申請等に対する審査手数料の設定等を行うため必要があるので、本案を提出するものです。

(4)

吹田市開発事業の手続等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

吹田市開発事業の手続等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定します。

令和6年2月16日提出

吹田市長 後 藤 圭 二

吹田市条例第 号

吹田市開発事業の手続等に関する条例の一部を改正する条例(案)

吹田市開発事業の手続等に関する条例(平成16年吹田市条例第13号)の一部を 次のように改正する。

第2条第4号中「対象宅地造成行為」を「対象宅地造成等行為」に改め、同条第9 号及び第10号中「対象宅地造成行為」を「対象宅地造成等行為」に、「宅地造成 を」を「宅地造成等を」に改める。

第19条中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項を第3項とし、同条第5項中「第3項」を「第2項」に改め、同項を同条第4項とする。

第20条中「第3項」を「第2項」に改める。

第30条第3項中「の道路」の次に「(建築基準法第42条第2項の規定により道路とみなされるもの(以下この項において「2項道路」という。)を含む。)」を、「位置指定道路」の次に「、築造する擁壁(高さが2メートルを超えるものに限る。)に面する2項道路」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の吹田市開発事業の手続等に関する条例第30条第3項の

規定は、令和6年4月1日以後に大規模開発事業構想届出書(大規模開発事業構想届出書の提出を要しない大規模開発事業にあっては、大規模開発事業事前協議承認申請書)又は中規模等開発事業事前協議承認申請書の提出のあった開発事業について適用し、同日前に提出のあった開発事業については、なお従前の例による。

(提案理由)

構造等に係る基準の適用の対象となる道路の範囲を変更するため必要があるので、 本案を提出するものです。

(2)

議案第14号

千里ニュータウン地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例 の一部を改正する条例の制定について

千里ニュータウン地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改 正する条例を次のとおり制定します。

令和6年2月16日提出

吹田市長 後 藤 圭 二

吹田市条例第 号

千里ニュータウン地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例 の一部を改正する条例(案)

千里ニュータウン地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成22 年吹田市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第3条第25号中「係る」の次に「次に掲げる」を加え、「(以下「古江台3丁目 地区整備計画」という。)」を削り、同号に次のように加える。

ア 第1地区に係る地区整備計画(以下「古江台3丁目第1地区整備計画」という。)

イ 第2地区に係る地区整備計画(以下「古江台3丁目第2地区整備計画」とい う。)

第4条第2号中「古江台3丁目地区整備計画」を「古江台3丁目第1地区整備計画」に改める。

第5条第1号中「及び古江台3丁目地区整備計画」を「、古江台3丁目第1地区整備計画及び古江台3丁目第2地区整備計画」に改める。

第6条第1項第1号中「及び佐竹台2丁目第2地区整備計画」を「、佐竹台2丁目第2地区整備計画及び古江台3丁目第2地区整備計画」に改める。

第8条第2項第3号中「及び藤白台5丁目地区整備計画」を「、藤白台5丁目地区 整備計画及び古江台3丁目第2地区整備計画」に改める。

第9条第1項第2号中「古江台3丁目地区整備計画」を「古江台3丁目第1地区整

備計画」に改める。

第13条第1項第4号中「津雲台5丁目第2地区整備計画」の次に「及び古江台3丁目第2地区整備計画」を加え、同項第19号中「古江台3丁目地区整備計画」を 「古江台3丁目第1地区整備計画」に改める。

第14条第1項第3号中「及び高野台4丁目第2地区整備計画」を「、高野台4丁目第2地区整備計画及び古江台3丁目第2地区整備計画」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

北部大阪都市計画千里ニュータウン地区地区計画に新たに追加した地区整備計画の 区域内における建築物に関する制限を定めるため必要があるので、本案を提出するも のです。

(2)

議案第15号

吹田市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

吹田市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定します。

令和6年2月16日提出

吹田市長 後 藤 圭 二

吹田市条例第 号

吹田市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例(案)

吹田市水道事業の設置等に関する条例(昭和41年吹田市条例第31号)の一部を 次のように改正する。

第2条第4項中「365,300人」を「390,000人」に改め、同条第5項中「141,000立 方メートル」を「130,000立方メートル」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(提案理由)

給水人口及び1日最大給水量を変更するため必要があるので、本案を提出するものです。

予算で定める重要な資産の取得及び処分、議会の同意を要する賠償責任 の免除並びに議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等について定め る条例及び吹田市監査委員に関する条例の一部を改正する条例の制定に ついて

予算で定める重要な資産の取得及び処分、議会の同意を要する賠償責任の免除並び に議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等について定める条例及び吹田市監査委 員に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定します。

令和6年2月16日提出

吹田市長 後 藤 圭 二

吹田市条例第 号

予算で定める重要な資産の取得及び処分、議会の同意を要する賠償責任 の免除並びに議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等について定め る条例及び吹田市監査委員に関する条例の一部を改正する条例(案)

(予算で定める重要な資産の取得及び処分、議会の同意を要する賠償責任の免除並 びに議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等について定める条例の一部改正)

第1条 予算で定める重要な資産の取得及び処分、議会の同意を要する賠償責任の免除並びに議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等について定める条例(昭和41年吹田市条例第32号)の一部を次のように改正する。

第2条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

(吹田市監査委員に関する条例の一部改正)

第2条 吹田市監査委員に関する条例(平成3年吹田市条例第12号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「第243条の2の2第3項」を「第243条の2の8第3項」 に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(提案理由)

地方自治法の一部改正に伴う規定整備を行うため必要があるので、本案を提出するものです。

(2)

議案第17号

吹田市公民館条例の一部を改正する条例の制定について

吹田市公民館条例の一部を改正する条例を次のとおり制定します。

令和6年2月16日提出

吹田市長 後 藤 圭 二

吹田市条例第 号

吹田市公民館条例の一部を改正する条例(案)

吹田市公民館条例(昭和36年吹田市条例第399号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第18号中「吹田市古江台3丁目8番」を「吹田市古江台3丁目8番 1号」に改める。

第11条第1項中第5号を第6号とし、第1号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 社会教育法第22条に規定する事業の実施に関する業務

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(提案理由)

指定管理者の業務を拡大するため必要があるので、本案を提出するものです。

吹田市消防団条例の一部を改正する条例の制定について

吹田市消防団条例の一部を改正する条例を次のとおり制定します。

令和6年2月16日提出

吹田市長 後 藤 圭 二

吹田市条例第 号

吹田市消防団条例の一部を改正する条例(案)

吹田市消防団条例(昭和25年吹田市条例第119号)の一部を次のように改正する。

第5条第2号中「第9条第1項」を「第10条第1項」に改める。

第15条を第16条とし、第9条から第14条までを1条ずつ繰り下げる。

第8条中「心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるときは、これを」を 「次の各号のいずれかに該当するときは、これを降任し、又は」に改め、同条に次の 各号を加える。

- (1) 勤務成績が良くないとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えられないとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、団員に必要な適格性を欠くとき。
- (4) 定員の改廃又は予算の減少により過員を生じたとき。

第8条に次の1項を加える。

2 任命権者は、前項に定めるもののほか、休団をしている団員が、休団の期間が満了してもなお職務に復帰しないときは、これを免職することができる。

第8条を第9条とする。

第7条中「申し出なければ」を「申し出て、その承認を受けなければ」に改め、同 条を第8条とする。

第6条第2号中「前条第1号」を「第5条第1号」に改め、同条を第7条とし、第 5条の次に次の1条を加える。

(休団)

- 第6条 団員は、その身分を保有したまま職務への従事を長期間にわたり休止することができる。
- 2 団員は、前項の規定による職務への従事の休止(以下「休団」という。)をしようとするときは、あらかじめ、書面により任命権者に申し出て、その承認を受けなければならない。休団から職務に復帰しようとするときも同様とする。
- 3 休団の期間は、3年を超えることができない。
- 4 前項の規定にかかわらず、任命権者は、休団をしている団員から書面により休団 の期間の延長を希望する旨の申出があつた場合において、当該申出に理由があると 認めるときは、必要と認める期間の範囲内でこれを延長することができる。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(提案理由)

消防団員の身分の取扱いを変更するため必要があるので、本案を提出するものです。

(2)

議案第19号

吹田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定につい て

吹田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のとおり制定します。

令和6年2月16日提出

吹田市長 後 藤 圭 二

吹田市条例第 号

吹田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例(案)

吹田市消防団員等公務災害補償条例(昭和33年吹田市条例第326号)の一部を 次のように改正する。

第5条第2項第2号中「8,900円」を「9,100円」に改める。

別表中「12,440」を「12,500」に、「13,320」を「13,350」に、「10,670」を「10,800」に、「11,550」を「11,650」に、「8,900」を「9,100」に、「9,790」を「9,950」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の吹田市消防団員等公務災害補償条例第5条第2項及び別表の規定は、令和6年4月1日以後に支給すべき事由の生じた損害補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で同日以後の期間について支給すべきものについて適用し、その他の損害補償については、なお従前の例による。

(提案理由)

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、補償基礎額を引き上げるため必要があるので、本案を提出するものです。

議案第20号

吹田市消防保安事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について

吹田市消防保安事務手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定します。

令和6年2月16日提出

吹田市長 後 藤 圭 二

吹田市条例第 号

吹田市消防保安事務手数料条例の一部を改正する条例(案)

吹田市消防保安事務手数料条例(平成24年吹田市条例第20号)の一部を次のように改正する。

別表第2第1項第2号中「いう。」の次に「以下この項、」を、「定める額」の次に「(当該移動式製造設備について液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)第37条の4第1項の許可を受けた者にあっては、6,000円)」を加え、同表第5項第1号中「(昭和42年法律第149号)」を削る。

附則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(提案理由)

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、高圧ガスの製造の許可に係る手数料を変更するため必要があるので、本案を提出するものです。

議案第21号

(仮称) 南千里駅前公共公益施設整備事業契約の一部変更について

本市は、(仮称)南千里駅前公共公益施設整備事業契約(平成21年9月28日議決第80号、平成23年12月26日議決第123号、平成24年9月26日議決第88号、平成25年3月27日議決第36号、平成27年3月25日議決第16号、平成28年3月25日議決第24号、平成29年3月22日議決第18号、平成30年3月26日議決第26号、平成31年3月25日議決第16号、令和2年3月23日議決第19号、令和3年3月23日議決第20号、令和4年3月23日議決第16号、令和4年6月29日議決第62号、令和5年3月23日議決第16号)の一部を次のとおり変更します。

令和6年2月16日提出

吹田市長 後 藤 圭 二

変更部分

項目	変 更 前	変 更 後
5 契約金額	8,401,532,387円が 金利変動及び物価変動により改定 される額に、消費税及び地方消費 税を加算して得た額 内 訳 設計・建設に係る対価	8,457,392,677円が 金利変動及び物価変動により改定 される額に、消費税及び地方消費 税を加算して得た額 内 訳 設計・建設に係る対価
	5,248,517,066円 が金利変動により改定される額に、消費税及び地方消費税を加算して得た額 維持管理・運営に係る対価3,153,015,321円が物価変動により改定される額に、消費税及び地方消費税を加算して得た額	5,248,517,066円 が金利変動により改定される額 に、消費税及び地方消費税を加 算して得た額 維持管理・運営に係る対価 3,208,875,611円 が物価変動により改定される額 に、消費税及び地方消費税を加 算して得た額

変更理由

(仮称)南千里駅前公共公益施設整備事業契約において、維持管理・運営に係る対価について、使用する物価変動の指数に1.5ポイント以上の増減が生じた場合は、改定を行うことが定められているところ、維持管理・運営に係る対価のうち、建物維持管理関連業務費、コンシェルジュ等運営業務費及び修繕業務費について、前回改定時の指標値の平均指数と改定対象年度(令和6年度)の2年度前(令和4年度)の指標値の平均指数をそれぞれ比較すると、1.5ポイント以上増加したため。

議案第22号

旧市営岸部中(北)住宅解体撤去工事請負契約の一部変更について

本市は、旧市営岸部中(北)住宅解体撤去工事請負契約(令和5年6月12日議決第47号)の一部を次のとおり変更します。

令和6年2月16日提出

吹田市長 後 藤 圭 二

変更部分

項目	変更前	変 更 後
5 請負金額	376, 184, 600円	452, 453, 100円

変更理由

請負者が実施したアスベストの事前調査により、住棟(E棟)において当初想定していた場所以外からアスベストの含有が確認されたため、除去に必要な工事費を増額するもの。

また、住棟(G棟)の外壁下地調整塗材に含まれるアスベストが当初想定していたより 強固に付着しており、設計図書で指定していた工法では除去できないことが判明し、 より除去性能の高い工法に変更するため、工事費を増額するもの。

議案第23号

円山町1号橋拡幅改良工事請負契約の一部変更について

本市は、円山町1号橋拡幅改良工事請負契約(令和4年9月29日議決第96号、令和5年10月10日議決第89号)の一部を次のとおり変更します。

令和6年2月16日提出

吹田市長 後 藤 圭 二

変更部分

項目	変更前	変 更 後
5 請負金額	307,740,400円	333,095,400円

変更理由

河川区域内での施工について、河川管理者から、河川が増水しやすい出水期間は工事を中止するよう指示を受けたため、工事中止期間における現場の維持管理等に要する費用が増加するもの。

その他、掘削の結果、発見されたコンクリート障害物の撤去や近隣住民からの要望による防音マットの設置、歩行者の安全確保のための仮歩道橋の設置などと併せて、現場 条件により差異が生じた函渠設置工などの設計数量についても変更を行うことから費用 が増額するもの。

議案第24号

重文旧西尾家住宅主屋ほか6棟建造物保存修理工事(I期工事)請負契約 の一部変更について

本市は、重文旧西尾家住宅主屋ほか6棟建造物保存修理工事(I期工事)請負契約 (令和4年6月29日議決第61号)の一部を次のとおり変更します。

令和6年2月16日提出

吹田市長 後 藤 圭 二

変更部分

項目	変更前	変更後
5 請負金額	836,638,000円	906,114,000円

変更理由

国より要請通知を受けた賃金等の急激な変動に伴う工事請負契約書第26条第6項 (インフレスライド条項)の適用により請負金額が変更になるため。

議案第25号

公用車の交通事故に係る損害賠償額の決定について

本市は、公用車の交通事故について、次のとおり損害賠償額を決定します。

令和6年2月16日提出

吹田市長 後 藤 圭 二

記

- 1 本件事故による損害賠償額を金993,080円と定めます。
- 2 損害賠償の相手方 公用車の交通事故により負傷した個人

(提案理由)

地方自治法第96条第1項第13号の規定に基づき本案を提出するものです。

議案第26号

豊中市・吹田市・池田市・箕面市・摂津市消防通信指令事務協議会規約 の一部変更に関する協議について

地方自治法第252条の6の規定により、次のとおり規約を定め、豊中市・吹田市・池田市・箕面市・摂津市消防通信指令事務協議会規約の一部を変更することについて、関係市と協議します。

令和6年2月16日提出

吹田市長 後 藤 圭 二

豊中市・吹田市・池田市・箕面市・摂津市消防通信指令事務協議会規約の一部を変更する規約(案)

豊中市・吹田市・池田市・箕面市・摂津市消防通信指令事務協議会規約(令和3年 1月15日締結)の一部を次のように変更する。

第5条中「吹田市江坂町1丁目21番6号吹田市消防本部内」を「吹田市佐竹台1丁目6番3号吹田市総合防災センター内」に改める。

附 則

この規約は、令和6年4月1日から施行する。

(提案理由)

協議会の事務所の変更に係る規約の一部変更について関係市と協議を行うため、本案を提出するものです。

包括外部監査契約の締結について

本市は、包括外部監査契約を次のとおり締結します。

令和6年2月16日提出

吹田市長 後 藤 圭 二

記

- 1 契約の目的 地方自治法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨を達成 するため、包括外部監査人の監査を受けるとともに、監査に 関する報告を受けること
- 2 契約期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- 3 契約金額 12,100,000円を上限とする額
- 4 費用の支払方法 監査に関する報告書の受領後に一括で支払い

(提案理由)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の36第1項の規定により、 議会の議決を経る必要があるので、本案を提出するものです。

(個人情報保護のため一部をマスキングしています。)

議案第28号

市道路線の認定及び廃止について

道路法(昭和27年法律第180号)第8条第2項及び第10条第3項の規定により、次の路線を認定及び廃止します。

令和6年2月16日提出

吹田市長 後 藤 圭 二

路線認定

整理番号	路線名	起 終 点	重	要な経過地
1	藤白台58号線	藤 白 台 5 丁 目 125 番 23 地 先 か	5	
1		藤白台5丁目125番15地先ま	で	
2	藤白台59号線	藤白台5丁目125番96地先か	5	
		藤白台5丁目125番107地先ま	で	
3	藤白台60号線	藤白台5丁目125番86地先か	5	
		藤白台5丁目125番15地先ま	で	
4	藤白台61号線	藤白台5丁目125番152地先か	5	
		藤白台5丁目125番152地先ま	で	
5	藤白台62号線	藤白台5丁目125番125地先か	5	
J		藤白台5丁目125番129地先ま	で	
6	藤白台63号線	藤白台5丁目125番138地先か	5	
U		藤白台5丁目125番142地先ま	で	
7	青葉丘南19号線	青 葉 丘 南 3467 番 25 地 先 か	5	
	月米正円10万㎞	青葉丘南 3467番 10地先ま	で	
8	春日30号線	春日3丁目93番132地先か	5	
	HI O O MIN	春日3丁目34番10地先ま	で	
9	岸部北130号線	岸部北3丁目128番1地先か	5	
	产品和1700万城	岸部北3丁目128番4地先ま	で	
10	泉町31号線	泉町2丁目3071番1地先か	5	
	ZC-1 O 1 · J/lijk	泉町2丁目3071番3地先ま	で	
11	青葉丘南20号線	青 葉 丘 南 252 番 11 地 先 か	5	
	日来正用2070	青 葉 丘 南 3467 番 4 地 先 ま	で	
12	穂波町25号線	穂 波 町 23 番 31 地 先 か	5	
		穂 波 町 23 番 64 地 先 ま	で	
13	末広町18号線	末 広 町 1601 番 11 地 先 か	5	
	214/m-1-3 T O 3 1/4/	末 広 町 1432 番 4 地 先 ま	で	
14	津雲台歩行者専用33号線	津雲台7丁目20番45地先か	5	
		津 雲 台 7 丁 目 20 番 45 地 先 ま	で	
15	高浜南高浜線	高 浜 町 707 番 1 地 先 か	5	
	is a text of the textures	南高浜町大阪市域界ま	で	

路線認定

整理番号	路	線	名		起	ļ		終		J	点		重要な経過地
16	内本	□5町44キ	号線	内内				685 700				らら	

路線廃止

整番		路	線	名	起		終			点		重要な経過地
1		川岸	岸南吹日	日線	川 南 吹	告 町 1 田 2 丁	番 目 2	1 地番3	先 地 先	かま	らで	
2	2	青葉丘南	新芦屋	上1号線	新 芦 新 芦	屋 屋 上	217 番 3231	子 1 ¹ 番 坩	也 先	かま	らで	

令和5年度吹田市一般会計補正予算(第10号)

令和5年度吹田市の一般会計の補正予算(第10号)は、次に定めると ころによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,894,743 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 168,919,870千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。 (繰越明許費の補正)
- 第2条 繰越明許費の補正は「第2表 繰越明許費補正」による。 (債務負担行為の補正)
- 第3条 債務負担行為の補正は「第3表 債務負担行為補正」による。 (地方債の補正)
- 第4条 地方債の補正は「第4表 地方債補正」による。

令和6年2月16日提出

吹田市長 後 藤 圭 二

(1)

第1表 歲入歲出予算補正

歳 入 (単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1市 税		70,668,800	1, 112, 482	71, 781, 282
	1市 民 税	34, 571, 807	673,774	35, 245, 581
	2固定資産税	26, 931, 761	284, 400	27, 216, 161
	4市たばこ税	1,763,821	114,807	1,878,628
	7都市計画税	6,025,766	39,501	6,065,267
2地方譲与税		583,000	32,000	615,000
	1 地方揮発油譲与 税	138,000	10,000	148,000
	2 自動車重量譲与 税	405,000	22,000	427,000
3 利子割交付金		57,000	9,000	66,000
	1 利子割交付金	57,000	9,000	66,000
4 配当割交付金		955,000	△305 , 000	650,000
	1 配当割交付金	955,000	△305 , 000	650,000
6 法人事業税交付金		1,011,000	106,000	1,117,000
	1 法人事業税交付 金	1,011,000	106,000	1,117,000
7 地方消費税交付金		9,850,000	$\triangle 1,063,000$	8,787,000
	1 地方消費税交付 金	9,850,000	$\triangle 1,063,000$	8,787,000
8環境性能割交付金金		91,000	67,000	158,000
	1 環境性能割交付 金	91,000	67,000	158,000
9 地方特例交付金		387,000	△48,000	339,000
	1 地方特例交付金	387,000	△48,000	339,000
10 地 方 交 付 税		1,501,000	1,652,241	3, 153, 241
	1地方交付税	1,501,000	1,652,241	3, 153, 241
13 使用料及び手数 料		2, 654, 916	△24,729	2, 630, 187
	1使 用 料	2, 122, 160	$\triangle 20,295$	2, 101, 865

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
	2 手 数 料	532,756	△4,434	528, 322
14国庫支出金		36, 283, 960	1,497,036	37, 780, 996
	1国庫負担金	26, 365, 099	△426 , 621	25, 938, 478
	2国庫補助金	9,826,066	1, 928, 023	11,754,089
	3委 託 金	92,795	△4,366	88, 429
15 府 支 出 金		12, 334, 085	△518,865	11, 815, 220
	1府負担金	8, 597, 647	143,758	8,741,405
	2 府 補 助 金	3,008,800	△624,655	2, 384, 145
	3委 託 金	727,638	△37,968	689,670
16 財 産 収 入		122, 231	44, 454	166,685
	1財産運用収入	90,968	4,519	95, 487
	2 財産売払収入	31,263	39, 935	71,198
17 寄 附 金		2, 296, 233	11,331	2, 307, 564
	1寄 附 金	2, 296, 233	11,331	2, 307, 564
18 繰 入 金		13, 712, 467	△5, 387, 808	8, 324, 659
	1基金繰入金	13, 647, 477	$\triangle 5,512,990$	8, 134, 487
	2 特別会計繰入金	64,990	125, 182	190, 172
19 諸 収 入		3, 378, 361	169, 303	3,547,664
	2 貸付金元利収入	300,789	100, 202	400,991
	3受託事業収入	15,975	△15 , 549	426
	4 収益事業収入	466,901	98, 219	565, 120
	5 雑 入	2,515,081	△13,569	2,501,512
20 市 債		8, 948, 000	4, 221, 400	13, 169, 400
	1市 債	8,948,000	4, 221, 400	13, 169, 400

(単位:千円)

	款			項	·	補正前の額	補正額	計
21 繰	越	金					1,319,898	1,319,898
			1 繰	越	金	_	1,319,898	1,319,898
歳	-	入	合	Ē	Ħ	166, 025, 127	2, 894, 743	168, 919, 870

歳 出 (単位:千円)

	±L		+∓±	# T 24 A ##	12 T ##	1=
	款 		項 ————	補正前の額	補 正 額 	計
1議	会	費		762, 201	△31,545	730,656
			1議 会 費	762, 201	△31,545	730,656
2 総	務	費		15, 349, 943	△361,352	14, 988, 591
			1総務管理費	11,855,107	△150,034	11,705,073
			2 徴 税 費	1,777,694	△118, 287	1,659,407
			3 戸籍住民登録費	1,093,495	1,786	1,095,281
			4 選	487,016	△87,794	399, 222
			5統計調査費	34,766	△3,588	31, 178
			6監査委員費	101,865	△3,435	98, 430
3 民	生	費		81, 459, 008	△487, 229	80, 971, 779
			1社会福祉費	33, 248, 691	△476, 237	32, 772, 454
			2児童福祉費	34,011,489	△22, 249	33, 989, 240
			3生活保護費	11, 162, 716	△25,677	11, 137, 039
			4災害救助費	1,330	300	1,630
			5国民年金費	69,470	3,693	73, 163
			6 国民健康保険費	2, 965, 312	32, 941	2, 998, 253
4 衛	生	費		17, 472, 547	△937,910	16, 534, 637
			1保健衛生費	10,603,901	△918,120	9,685,781
			2 清 掃 費	6,868,646	△27,834	6,840,812
			3上 水 道 費	_	8,044	8,044
5 労	働	費		208,044	△19,545	188, 499
			1労働諸費	208, 044	△19,545	188, 499
6 農	業	費		77,821	△4, 291	73,530
			1農 業 費	77,821	△4, 291	73,530

(単位:千円)

	款		項	補正前の額	補正額	計
7商	エ	費		1,784,750	△38,551	1,746,199
			1 商 工 費	1,784,750	△38 , 551	1,746,199
8 土	木	費		16,074,655	△533,089	15, 541, 566
			1土木管理費	2, 936, 035	△76,041	2, 859, 994
			2道路橋梁費	2, 286, 473	△43, 647	2, 242, 826
			3 水 路 費	228, 156	△30,619	197,537
			4 土 木 整 備 費	161,513	△14,700	146,813
			5都市計画費	9, 655, 294	△227,661	9, 427, 633
			6住 宅 費	807, 184	△140, 421	666, 763
9 消	防	費		9, 119, 920	△210,992	8, 908, 928
			1消 防 費	9, 119, 920	△210,992	8, 908, 928
10 教	育	費		16,864,990	5, 504, 562	22, 369, 552
			1教育総務費	5, 428, 576	△170,997	5, 257, 579
			2小学校費	2,691,046	3, 340, 868	6,031,914
			3中学校費	1, 252, 987	2,680,532	3, 933, 519
			4 幼 稚 園 費	1,220,177	△126,488	1,093,689
			5社会教育費	3, 225, 719	△223, 858	3,001,861
			6保健体育費	3,046,485	4,505	3,050,990
11 公	債	費		6,717,965	△37, 244	6,680,721
			1公 債 費	6,717,965	△37, 244	6,680,721
12 諸	支 出	金		31,329	51,929	83, 258
			1 公共施設等整備 積立基金費	31,319	51,937	83, 256
			2 土地開発基金費	10	△8	2
歳	出		合 計	166, 025, 127	2, 894, 743	168, 919, 870

第 2 表 繰越明許費補正

追 加

	款				Į		
2 総	務	費	3 戸	籍 住	民	登録	費
3 民	生	費	1 社	会	福	祉	費
			2 児	童	福	祉	費
4 衛	生	費	1 保	健	衛	生	費
8 土	木	費	2 道	路	橋	梁	費
			5 都	市	計	画	費
			1 教	育	総	務	費
			2 小	学		校	費
10教	育	費	3 中	学		校	費
			5 社	会	教	育	費
			6 保	健	体	育	費

	事	業	2	1		金	額	
								千円
戸	住 住	民	登 贫	事	業		46,	576
低 所	得者支	泛 援 給	付 金	給付事	業	4	02,	8 1 3
高 齢	者福	祉 施	設 補	助事	業	2	84,	2 3 9
高 齢	者	施策	推	進事	業	2	27,	8 0 1
(仮移	尔) 山	田こと	ごも園	整備事	事 業	2	41,	6 5 1
予	防	接	種	事	業	2	88,	4 5 7
道	路	管	理	事	業		10,	3 4 0
道 路	系 新	設	改良	事	業		96,	3 1 0
公 共	交 通	施設	等 対	策事	業		9,	0 9 5
橋。梁	新	設	改良	事	業	,	219,	3 1 2
都市計	画道路千	里丘朝日	が丘線	道路新設	事業		18,	478
佐井	寺 西	土 地 [区 画 9	整 理 事	業	6	99,	2 6 4
上の	JII	周 辺	整	備事	業	2	00,	3 0 9
学格	教	育	推進	事	業	2	14,	5 6 8
小	学	さぬ	修	事	業	3, 4	12,	1 4 0
中	学格	さ 改	修	事	業	2, 7	60,	5 6 9
旧西尾家	住宅(吹	田文化創		保存活用	事業	1	14,	171
小	学	泛 給	食	事	業		38,	6 7 4

第 3 表 債務負担行為補正

追 加

	事	項	期	間
北 千 里 駅 前 環 境	前 地 区 再 開 <i>列</i> 影 響 評	巻事業に係る 価業務	令和5年度	~ 令 和 7 年 度

廃 止

事項	期間
千里丘朝日が丘線支障物件移設費用	令和6年度

限	度	額	備	考
		千円		
		0	終期を令和69 7年度に変更	年度から令和

限	度	額	備	考
		千円		
		3 0 6		

第 4 表 地方債補正

変更

		補			正			前		
起債の目的	阳安姑	起債の	利率	償	;	還	0	-	方	法
	限度額	方法		区分	償還 期限	据置 期間	償 還	方法	そ	の他
	千円		%以内	政 府	年以内	年以内				の都合に
		普通貸借		府			均等、	当初発	よび償	置期間お 還期限を
総合運動場	220,500	J- J-).1.	5.0	AH /-:	20	3	行額の	3%以	短縮し	、もしく
改修事業		または		銀 行			上半年年賦元金			償還し、 低利に借
		証券発行		その他			年賦元会			ることが
							満期一括	5	できる。	
市民体育館	51,900	同 上	同上	同上	20	3	同	上	同	上
改修事業	01,000	, ,	,			J	1 3			
市民プール										
改修事業	82,400	同 上	同 上	同 上	20	3	同	上	同	上
W 10 7 A										
武道館	50 50 0				0.0	0		r		r
改修事業	79,700	同 上	同 上	同上	30	3	同	上	同	上
本 庁 舎	275, 300	同 上	同上	同上	20	3	同	上	同	上
改修事業										
公有財産										
整備事業	18,000	同 上	同 上	同 上	20	3	同	上	同	上
上 畑 于 木										
急傾斜地安全										
対 策 事 業	17,000	同 上	同 上	同上	30	3	同	上	同	上

		補						正				後			
限度額		起債の		利	率		償	1		還	の		方	法	
	7	方 法		₩ 1	平		区分	•	償還 期限	据置 期間	償 還	方	法そ	の	他
千円					%以内	政		府	年以内	年以内		武元利士			
	普	通貸	借				府				均等、	手賦 元 君 当 初 多	発よび	償還期	限を
119,300	ま	た	は		5.0	銀		行	20	3	行額(の 3 %」 拝賦 、 [≟]	以短縮	し、も F 償還	しくし
											年賦元	:金均等、	また	は低利	に借
	証	券 発	行			そ	の	他			年賦元満期一	:金均等、 括	換えできる	するこ る。	とが
42, 200	同	-	Ŀ	同	上	同		上	20	3	同	上	同		上
41,300	同	-	Ŀ	同	上	同		上	20	3	同	上	同		上
27 600	l=i		L		L	. =1		L	20	3	l ei	L			L
37,600	同	-	L.	同	上	同		上	30	3	同	上	同		上
17,700	同	-	Ŀ	同	上	同		上	20	3	同	上	同		上
27,000	同	-	Ł	同	上	同		上	20	3	同	上	同		上
5, 200	同	-	Ŀ	同	上	同		上	30	3	同	上	同		上

			補					正			前		
	の 内	阳岳姑	起債の	丰山	*		償		還	0.) ;	方	法
		限度額	方法	利	率		区分	償還 期限	据置 期間	償員	量 方 法	そ	の他
		千円		%	以内	政	府	年以内	年以内				の都合に
			普通貸借				府				年 賦 元 利 、 当 初 発		置期間お 還期限を
留守家児童育成	室	60,800	または	5	5.0	銀	行	20	3		の3%以 年賦、半		
整備事	業		または			蚁	11						低利に借
			証券発行			そ	の他			年賦元 満期一		換えす できる。	ることが
江/口	: III									IIM XA1	111		
幼保連携 認定こども 整備事	園	46,200	同 上	同	上	同	上	30	3	同	上	同	上
正 畑 尹	*												
公立保育	所	F 100			L	<u>=</u>	上	20	3	 I II	L	⊟	上
改修事	業	5, 100	同 上	同	上	FI		20	3	同	上	同	<u></u>
破砕選別コ	- 恒												
整備事	物	288,500	同 上	同	上	同	上	20	3	同	上	同	上
111 1111	712												
道路整備事	1 举	587,800	□ L	同	L	同	上	20	3	同	上	同	上
建四正 州	**	301,000	 	l I-1	Д.	I ₁)	<u></u>	20	3	IHJ		1-1	
橋 梁 新	設												
改良事		192,300	同 上	同	上	同	上	20	3	同	上	同	上
	- 1-												
公 営 住	宅	323, 900	同 上	同	上	同	上	25	3	同	上	同	上
建設事	業	J4J, JVV	 	ΙΉ		I ₁ 1)	ㅗ	40	3	+]	Д.	1-1	<u> </u>

		補					Ī	E					後				
限度額		起債の		利	率		償			還		の		ナ	与	法	
		方 法		小门	半		区分		償還 期限	据置 期間	償	還	方	法	そ	の	他
千円					%以内	政	Я	计	年以内	年以内						政の都	
	普	通貸信	昔				府									据置期 償還期	
50,800	ま	たし	よ		5.0	銀	ŕ	7	20	3						し、も 上償還	
											年月	試元:	金均等	٤,	また	は低利	」に借
	証	券発行	亍			そ	の作	<u>†</u>				試元: 朝一拍	金均等 舌	• ,	換え できる	するこ る。	ことが
106,400	同	-	E F	司	上	同		Ŀ	30	3	ı	司	上	•	同		上
3,300	同	_	E F	司	上	同		Ŀ	20	3		司	上		同		上
285,800	同	-	E F	司	上	同	Ţ	Ŀ.	20	3	I	司	上	•	同		上
425, 100	同	_	E F	司	上	同	ا	Ŀ	20	3	ı	司	上		同		上
					_					_			-				
249, 900	同	-		可	上	间			20	3		司	上	•	同		上
185, 300	同	_	E F	司	上	同		Ŀ.	25	3		司	上	•	同		上

					正			前		
責の	4 11	*		償		還	0)) -	方	法
法	利	率	[区分	償還 期限	据置 期間	償退	置方法	そ	の他
		%以内	政	府	年以内	年以内				
貸借				府						
- 14		5.0	紀日	行	20	3				
こん			蚁	11						低利に借
発行			そ	の他						ることが
							11m3 201	111		
上	同	上	同	上	20	3	同	上	同	上
L.	⊨	L	⊟	L	20	າ	⊟	Į.	Ħ	上
上	旧	上	I-I)	土	20	3	印	上	円	<u></u>
上	同	上	同	上	30	3	同	上	同	上
ſ.		r.	Ī	L	٩r	n	⊟	r.	⊟	I.
上	印	上	印	上	25	3	问	上	円	上
上	同	上	同	上	30	3	同	上	同	上
r	E I	ı	□	r.	0.5	0	□	r		Γ.
上	旧	上	旧	上	25	3	问	上	川	上
	貸、発 上 上 上 上	G A A A A A A A A A A A A A A A A A A	A A A A A A A A A A	A	Man	Man Ma	B期限 期間 WN内 政府 年以内 年以内 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日	Min	Bin Bi	図分 期間 関連

		補						正				後			
限度額		起債の		利	率		償	į		還	の		方	法	
	7	方 法	1	<u>የነገ</u>	'T'		区分	,	償還 期限	据置 期間	償還	方	ま そ	の	他
千円					%以内	政		府	年以内	年以内	半年賦				
	普	通貸	借				府				均等、	. 賦 元 和 当 初 列	きよび	償還期	限を
310,000	ま	た	は		5.0	銀		行	20	3	行額 Ø)3 % 以 :賦 、)	以短縮 は繰	し、も 上償還	しくし、
							Φ.				年賦元:	金均等、	また	は低利	に借
	訨	券 発	仃			て	の	他			年賦元:		換え できる	するこ 3。	とか
183,600	同		上	同	上	同		上	20	3	同	上	同		上
196, 900	同		上	同	上	同		上	20	3	同	上	同		上
676,600	同		上	同	上	同		上	30	3	同	上	同		上
513,700	同		卜	同	上	同		卜	25	3	同	上	同		上
1,954,800	同		上	同	上	同		上	30	3	同	上	同		上
5, 862, 200	同		上	同	上	同		上	25	3	同	上	同		上

					補				正			前		
起目		 的		限度額	起債の	利率		償		還	の		方	法
				似 反钠	方 法	小		区分	償還 期限	据置 期間	償 還	方 法	そ	の他
				千円		%以内	政	府	年以内	年以内				女の都合に
tet.	- ,		A-L-		普通貸借			府			均等、	当初発	よび億	居置期間お 賃還期限を
地整	ば 備	〉 民 事	館業	46,200	または	5.0	銀	行	15	3	行額の 上半年	3%以賦、半	短縮しは繰り	、もしく
					証券発行		そ	の他			年賦元金			は低利に借 「ることが
											満期一括	£	できる	0
	-	ンタ 事		1, 124, 100	同 上	同上	同	上	30	3	同	上	同	上
文保	们 存		財業	64, 500	同 上	同上	同	上	30	3	同	上	同	Ŀ
		か稚 事		15,600	同 上	同上	同	上	20	3	同	上	同	上

	補					正					後				
限度額	起債の	利	率		僋	į		還		の		フ	与	沒	ż
	方 法	小山	平	[区分	1	償還 期限	据置 期間	償	還	方	法	そ	の	他
千円			%以内	政		府	年以内	年以内							部合に
	普通貸借				府				均	等、	当 初	発	よび	償還其	期間お 阴限を
3, 100	または		5.0	銀		行	15	3	行 上	額 の 半 年	3 % 賦、	以 半	短縮 は繰	し、も 上償還	うしく
	証券発行			そ	の	他			年	賦元会	金均等		換え	するこ	川に借ことが
									満:	期一括	i		できる	5 .	
1, 127, 700	同 上	同	上	同		上	30	3		同	上		同		上
35, 900	同 上	同	上	同		上	30	3		同	Ŀ		同		上
8,000	同 上	同	上	同		上	20	3		同	Ŀ		同		上

廃 止

起債の目的	限度額
市民センター改修事業	千円 28,400
コミュニティセンター改修事業	4, 300
児 童 会 館 建 設 事 業	18,600
高齢者いこいの間整備事業	6, 800
総合福祉会館改修事業	44,900
シ ル バ ー ワ ー ク プ ラ ザ 改 修 事 業	29, 900
障害者支援交流センター改修事業	5, 900

,	備	考	

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入 (款) 1 市税

(項) 1 市民税

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1個 人	30, 289, 890	109, 247	30, 399, 137
2 法 人	4, 281, 917	564, 527	4, 846, 444
計	34, 571, 807	673,774	35, 245, 581

(項) 2 固定資産税

1 固	定	資	産	税	26, 343, 777	284, 400	26, 628, 177
	計				26, 931, 761	284, 400	27, 216, 161

(項) 4 市たばこ税

1市	た	ば	Ž	税	1,763,821	114,807	1,878,628
		計			1,763,821	114,807	1,878,628

(項) 7都市計画税

1 者	市	計	画	税	6,025,766	39, 501	6, 065, 267
	計				6,025,766	39, 501	6,065,267

(款) 2 地方譲与税

(項) 1 地方揮発油譲与税

1地方揮発油譲与税	138,000	10,000	148,000
計	138,000	10,000	148,000

(項) 2 自動車重量譲与税

1自動車重量譲与税	405,000	22,000	427,000
計	405,000	22,000	427,000

(単位 : 千円)

							(11=4/
			餌	j		⇒ ⊬	DH.
	区	2	分		金額	説	明
1 現	年	課	税	分	109, 247		
1現	年	課	税	分	564, 527		
	•	•	•				

1 現	年	課	税	分	284, 400	

1現	年	課	税	分	114, 807	

1 現	年	課	税	分	39, 501	

1地方揮発油讓与税	10,000	

1自動車重量譲与税	22,000	

(款) 1 市税 (項) 1 市民税 ~ (款) 2 地方譲与税 (項) 2 自動車重量譲与税

(23)

(款) 3 利子割交付金

(項) 1 利子割交付金

		目				補	正	前	の	額	補	正	額	計	
1 利	子	割	交	付	金				57,	000			9,000		66,000
		計							57,	000			9,000		66,000

(款) 4 配当割交付金

(項) 1配当割交付金

1配 当 割 交 付 金	955,000	\triangle 305,000	650,000
計	955,000	\triangle 305,000	650,000

(款) 6 法人事業税交付金

(項) 1法人事業税交付金

1法人事業税交付金	1,011,000	106,000	1, 117, 000
計	1,011,000	106,000	1, 117, 000

(款) 7 地方消費税交付金

(項) 1 地方消費税交付金

1地方消費税交付金	9,850,000	△ 1,063,000	8, 787, 000
計	9,850,000	△ 1,063,000	8, 787, 000

(款) 8 環境性能割交付金

(項) 1環境性能割交付金

1環境性能割交付金	91,000	67,000	158,000
計	91,000	67,000	158,000

(款) 9 地方特例交付金

(項) 1 地方特例交付金

,				
1地 方特	例 交 付 金	387,000	△ 48,000	339,000
	 	387,000	△ 48,000	339,000

(単位 : 千円)

				(1 = 113)
節		=	ਮ	ПН
区 分	金		説明	1/1
1利 子 割 交 付 金	9,	000		

1配 当 割 交 付 金	△ 305,000	

1法人事業税交付金	106,000	

1地方消費税交付金	△ 1,063,000	

1環境性能割交付金	67,000	

1地方特例交付金	△ 48,000	

(款) 3 利子割交付金 (項) 1 利子割交付金(款) 9 地方特例交付金 (項) 1 地方特例交付金

(25)

(款) 10 地方交付税

(項) 1 地方交付税

		目			補正前の額	補	正 額	計
1地	方	交	付	税	1,501,000		1,652,241	3, 153, 241
計					1,501,000		1,652,241	3, 153, 241

(款) 13 使用料及び手数料

(項) 1使用料

(妈) 1 使用件			
1総務 使用 *	¥ 285, 254	△ 8,404	276, 850
2民 生 使 用 *	503, 711	2, 984	506, 695
	20,536	△ 1,276	19, 260
	1,210,358	△ 13,542	1, 196, 816
	18,627	△ 57	18,570
計	2, 122, 160	△ 20,295	2, 101, 865

(項) 2 手数料

	,		* *** **				
1 総	務	手	数	料	134, 489	\triangle 4,350	130, 139

							\	
	笡	j				説	明	
区	分		金	額		武化	1 /3	
1地 方	交 付	税	1, (552, 241	普通交付税			

1 地区市民ホール使用	△ 226	
料		
3市民センター使用料	322	千里丘市民センター使用料
4 コミュニティセンタ	1,081	千里山コミュニティセンター使用
一使用料		料
9文化会館使用料	△ 12 , 292	
12 市民プール使用料	2,711	片山市民プール使用料
1 留守家庭児童育成室	12, 358	
使用料		
3 障害者生活介護事業	△ 206	障害者支援交流センター
施設使用料		
4 障害者短期入所事業	841	障害者支援交流センター
施設使用料		
5 高齢者グループホー	△ 9	岸部中グループホーム
ム使用料		
6 杉の子学園施設使用	\triangle 10,000	障がい児通所給付費
料		
1勤労者会館使用料	\triangle 1,276	会議室、研修室使用料 △ 1,070
		プール使用料 <u>△ 206</u>
2水路使用料	577	水路等使用料
3公園占用料	2,549	電柱、鉄塔等公園占用料
5 自転車駐車場使用料	△ 16,668	
3博物館使用料	△ 57	

1 総	怒	壬	쐐	术汇	\triangle 4,350
T \\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	猕	1	双人	ተተ	$\triangle +,550$

(款) 10 地方交付税 (項) 1 地方交付税(款) 13 使用料及び手数料 (項) 2 手数料

(27)

		目			補正	前	の	額	袸	甫	正	額	計
3 衛	生	手	数	料		3	374,	138				5	374, 143
4 土	木	手	数	料			20,	878				△ 89	20,789
		計				5	32,	756			Δ	4,434	528, 322

(款) 14 国庫支出金 (項) 1 国庫負担金

1 民 生 費 国 庫 負 担 金 24,861,632 176,828 25,038,460		(均)	1 四件5				
	1 民	生 書	国 庫	負 扣 ﴿	24, 861, 632	176, 828	25, 038, 460
	1 - 4		— /— /	/	21,001,002	110,020	20, 000, 100

			(11————————————————————————————————————
節		≒ Y	H
区 分	金額	説	明
1保健衛生手数料	5		
1土 木 手 数 料	△ 89		

1児童福祉費負担金	167,086	児童扶養手当負担金
		基本額 △104,052×1/3
		児童手当負担金
		基本額 △23,730×37/45
		基本額 △128,760×2/3
		障がい児通所給付比負担金
		基本額 37,708×1/2
		施設型・地域型保育給付費負担金
		3 · 4 · 5歳
		基本額 229,653×1/2
		0 · 1 · 2歳
		基本額 407,615×58.23/100
		基本額 8,025×57.72/100
		子育てのための施設等利用給付交
		付金
		基本額 △137,086×1/2
4 国民健康保険基盤安	6, 395	基本額 12,790×1/2
定負担金	0,000	全个员 12,100 / 1/2
5 自立支援介護給付費	32,706	基本額 65,412×1/2
自担金 負担金	52, 100	全个領
6 自立支援介護医療費	10,491	基本額 20,982×1/2
日 日 立 文 版 月 設 医 療員 日 主 日 主 日 主 日 主 日 主 日 主 日 主 日	10,431	坐个识 40, 304 ^ 1/ 4
7 中国残留邦人生活支	△ 9,439	基本額 △12,586×3/4
「中国残留邦八生佰文	△ 3,433	李小帜 △14, J00 ^ J/ 4
8 低所得者介護保険料	△ 30,176	基本額 △60,352×1/2
	△ 30,170	李平朗 △00,304 ^ 1/ 4
軽減負担金	A 9 770	甘士姫 ^ 2 704 × 2 /4
9 生活困窮者自立支援	$\triangle 2,778$	基本額 △3,704×3/4
事業費負担金		

(款) 13 使用料及び手数料 (項) 2 手数料 ~ (款) 14 国庫支出金 (項) 1 国庫負担金

(29)

目	補正前の額	補正額	計
2 衛 生 費 国 庫 負 担 金	1, 485, 356	△ 603,449	881,907
計	26, 365, 099	\triangle 426,621	25, 938, 478

(項) 2 国庫補助金

	A) 215		
1総務費国庫補		1, 386, 203	7, 100, 396
2民生費国庫補	助 金 2,028,150	△ 133,423	1, 894, 727

				(十四 111)
節			説	明
区 分	金額		武工	4/3
11 未就学児均等割保険 料負担金	2, 543	基本額	$5,086 \times 1/2$	
2 感染症予防事業費負 担金	△ 71,853	基本額	\triangle 143, 706×1/2	
3 感染症発生動向調査 事業負担金	△ 212,109	基本額	△424, 218×1/2	
6 感染症患者入院医療 費負担金	△ 219,084	基本額	$\triangle 292, 112 \times 3/4$	
8 新型コロナウイルス ワクチン接種対策費 負担金	△ 100,403	基本額	△100, 403×10/10	

5 デジタル基盤改革支	37,658	基本額 37,658×10/10
援補助金		
7 新型コロナウイルス	705, 541	基本額 705,541×10/10
感染症対応地方創生		
臨時交付金		
8 社会保障・税番号制	22, 437	基本額 22,437×10/10
度システム整備費補		
助金		
9 物価高騰対応重点支	619,369	基本額 619,369×10/10
援地方創生臨時交付		
金		
10 自動車充電・充てん	1,180	自動車充電インフラ整備事業費
インフラ等導入促進		
補助金		
11 国民のデジタルリテ	18	基本額 18×10/10
ラシー向上事業費補		
助金		
1 障害者自立支援事業	△ 5,124	基本額 △10,248×1/2
費等補助金		

(款) 14 国庫支出金 (項) 1 国庫負担金(款) 14 国庫支出金 (項) 2 国庫補助金

(31)

目	補	正	前	の	額	補	正	額	計

			(去瓜 • 111)
節		≒ Y	明
区 分	金 額	説	明
2 母子家庭等対策総合 支援事業費補助金	△ 2,994	母子家庭等自立支援給付金事業 基本額 △3,992×3/4	
3 子ども・子育て支援 交付金	△ 9,522	基本額 △28,566×1/3	
4 保育対策総合支援事業費補助金	△ 38,161	保育士資格取得支援事業 基本額 △92×1/2 保育所等の質の確保・向上のため の取組強化事業 基本額 △106×1/2 保育事業者への巡回支援事業 基本額 △4×1/2 新型コロナウイルス感染拡大防止 事業 基本額 △30,730×1/2 保育所等における I C T 化推進等 事業 基本額 △16,907×3/5 基本額 △10,102×1/2 保育環境改善等事業 基本額 △12,500×3/5	
5 子ども・子育て支援 体制整備総合推進事 業費補助金		基本額 △786×1/2	
7 子ども・子育て支援 整備交付金	·	基本額 3,717×2/3 基本額 △12,000×1/3	
8 地域介護・福祉空間 整備等施設整備交付 金	12, 757	認知症高齢者グループホーム等防 災改修等事業 基本額 12,757×10/10	
9 在宅福祉事業費補助金	△ 257	基本額 △771×1/3	
10 生活困窮者自立支援 事業費補助金	598	基本額 1,197×1/2	
11 教育支援体制整備事 業費交付金	△ 27	基本額 △54×1/2	

(款) 14 国庫支出金 (項) 2 国庫補助金

(33)

目	補正前の額	補 正 額	計
3衛生費国庫補助金	1,026,643	△ 234, 291	792, 352

			(単位 ・ 十円)
節		- - - 説	明
区 分	金額	武化	1/1
13 障害者総合支援事業 費補助金	△ 30,930	障害福祉サービス等支援体制整備 事業 基本額 △1,655×10/10	
		子ども安全安心対策事業 基本額 △29,275×10/10	
14 保育所等整備交付金	△ 198,036	基本額 △254,297×2/3 基本額 △57,010×1/2	
15 子育て支援対策臨時 特例交付金	△ 12,741	基本額 △25,482×1/2	
16 社会福祉施設等施設 整備費補助金	△ 1,685	基本額 △2,528×2/3	
18 児童虐待・DV対策 等総合支援事業費補 助金	9,766	基本額 19,532×1/2	
19 新型コロナウイルス 感染症セーフティネ ット強化交付金	△ 48,050	基本額 △48,050×10/10	
21 障害者自立支援給付 審査支払等システム 事業補助金	800	基本額 1,600×1/2	
22 就学前教育・保育施 設整備交付金	191, 496	基本額 241,184×2/3 基本額 61,414×1/2	
23 介護報酬改定等に伴うシステム改修補助金	602	基本額 1,204×1/2	
1 公害健康被害補償費 補助金	△ 1,297	基本額 △1,297×1/2 総合調整事務費 △648	
3 特定感染症検査等事 業費補助金	△ 509		
4 結核医療費補助金	△ 88	基本額 △176×1/2	
6 母子保健衛生費補助金	△ 775	基本額 △1,550×1/2	
8 健康的な生活習慣づ くり重点化事業補助 金	1,500	基本額 3,000×1/2	

(款) 14 国庫支出金 (項) 2 国庫補助金

(35)

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
4 土 木 費 国 庫 補 助 金	801,502	487, 828	1, 289, 330
5消防費国庫補助金	65,810	△ 20,570	45, 240
6教育費国庫補助金	189,758	442, 276	632, 034
計	9,826,066	1,928,023	11, 754, 089

			(単位 ・ 十円)
節			明
区 分	金額	武化	1/ 1
9 出産・子育て応援交 付金	△ 3,333	基本額 △5,000×2/3	
10 新型コロナウイルス ワクチン接種体制確 保事業費補助金	△ 229,789	基本額 △229,789×10/10	
2 社会資本整備総合交 付金	317, 292	地域住宅交付金 道路ストック総点検事業交付金 道路新設改良事業費 公園等整備事業費 佐井寺西土地区画整理事業費 橋梁修繕事業交付金	$11,270$ $\triangle 4,558$ $\triangle 9,885$ $1,980$ $227,185$ $91,300$
3 都市構造再編集中支 援事業補助金	182, 164	(仮称) 山田こども園整備事業費 道路新設改良事業費 上の川周辺整備事業費 北千里小学校跡地等北東側基盤整 備事業費	150, 664 22, 500 \triangle 1, 000
4 道路メンテナンス事 業補助金	△ 11,628	道路ストック総点検事業費ほか	
1 社会資本整備総合交 付金	△ 20,395	住宅・建築物安全ストック形成事 業費 都市防災推進事業費	△ 19,695 △ 700
2 消防器材整備費補助 金	△ 175	基本額 △350×1/2	
3 埋蔵文化財緊急調査 費補助金	△ 2,285	基本額 △4,570×1/2	
5 教育支援体制整備事 業費補助金	△ 20,603	基本額 △61,809×1/3	
7 学校·家庭·地域連 携協力推進事業費補 助金	1,854	基本額 5,562×1/3	
8 重要文化財建造物修 理事業費補助金	△ 58,878	基本額 △90,582×65/100	
9 学校施設環境改善交 付金	522, 188	基本額 141,344×1/2 基本額 1,354,548×1/3	

(款) 14 国庫支出金 (項) 2 国庫補助金

(37)

(項) 3 委託金

		目				補正	前	の	額	補	正	額	計	
1 総	務	費	委	託	金			19,	456		Δ	3,565		15, 891
3 衛	生	費	委	託	金				906			△ 801		105
		計						92,	795		\triangle	4,366		88, 429

(款) 15 府支出金 (項) 1 府負担金

(頃) 1 村貝担金			
1民生費府負担金	8, 564, 643	143, 443	8, 708, 086

			() !=
節		説	明
区 分	金額	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	4/3
1統計費委託金	△ 3,539		
2 統計調査員確保対策 事業委託金	△ 26		
l 国民健康・栄養調査 委託金	△ 801		

106 606	旧会毛业各担人
100,090	児童手当負担金
	基本額 △23,730×4/45
	基本額 △128,760×1/6
	障がい児通所給付費負担金
	基本額 37,708×1/4
	施設型・地域型保育給付費負担金
	3・4・5歳
	基本額 235,336×1/4
	0 · 1 · 2歳
	基本額
	$407,615 \times 20.885/100$
	基本額 8,025×21.14/100
	施設型給付地方単独費用負担金
	基本額 18,900×1/2
	子育てのための施設等利用給付交
	付金
	基本額 △137,084×1/4
25, 245	基本額 29,397×3/4
	基本額 12,789×1/4
16,353	基本額 65,412×1/4
△ 6,073	基本額 △8,097×3/4
△ 50	基本額 △200×1/4
	25, 245 16, 353 △ 6, 073

(款) 14 国庫支出金 (項) 3 委託金 ~ (款) 15 府支出金 (項) 1 府負担金

(39)

	目			補	正	前の	額	補	正	額	計
3 諸	負	担	金			27	,692			315	28,007
	計					8,597	, 647		1	43,758	8, 741, 405

(項) 2 府補助金

	(57.			Imp					
1 総	務	費	府	補	助	金	11, 137	△ 1	11, 136
2 民		費	府	補	助	金	2, 615, 914	△ 415, 345	2, 200, 569
3 衛	生	費	府	補	助	金	345, 766	△ 194, 934	150, 832

節			∃X	ПН	
区 分	金	額	説	明	
7 未就学児均等割保険 料負担金		1,272	基本額 5,088×1/4		
1諸 負 担 金		315	大阪版地方分権推進制度交付金		

2 大阪府スマートシテ	△ 1	基本額	$\triangle 2 \times 1/2$
ィ戦略推進補助金			
2 心身障害者医療費補	2,313	基本額	4,626×1/2
助金			
7 障害者自立支援事業	\triangle 2,615	基本額	$\triangle 10,460 \times 1/4$
費等補助金			
8 総合相談事業交付金	1,877		
9新子育て支援交付金	130	基本額	$130 \times 10/10$
10 子ども・子育て支援	△ 10,044	基本額	$\triangle 30, 132 \times 1/3$
交付金			
13 子ども・子育て支援	△ 3,380	基本額	$3,720 \times 1/6$
整備交付金		基本額	$\triangle 12,000 \times 1/3$
14 介護施設等の整備に	△ 398, 367	基本額	$\triangle 398, 367 \times 10/10$
関する事業補助金			
15 子どもの貧困緊急対	△ 3,420	基本額	$\triangle 6,840 \times 1/2$
策事業費補助金			
18 子育て支援対策臨時	△ 1,839	基本額	\triangle 7, 356 × 1/4
特例交付金			
1 予防接種事故特別給	△ 248	基本額	$\triangle 331 \times 3/4$
付費補助金			
2公害事務費補助金	119		
3健康增進事業補助金	△ 39	基本額	$\triangle 58 \times 2/3$
4 自殺対策強化事業交	△ 1,058	基本額	$\triangle 2,116 \times 1/2$
付金			
5 林 業 関 係 補 助 金	△ 268	基本額	$\triangle 358 \times 1/2$
		基本額	△358×1/4

(款) 15 府支出金 (項) 1 府負担金 ~ (款) 15 府支出金 (項) 2 府補助金

(41)

目	補正前の額	補正額	計
5 土 木 費 府 補 助 金	1,767	△ 365	1,402
6消防費府補助金	20, 187	△ 9,902	10, 285
7教育費府補助金	11,804	△ 4,108	7, 696
計	3,008,800	△ 624,655	2, 384, 145

(項) 3 委託金

1	総	務	費	委	託	金	715, 168	△ 37,655	677,513
2	2 民	生	費	委	託	金	297	30	327

				(半位・1円)
節			¥	пн
区 分	金額		説	明
9 新型コロナウイルス	△ 192,607			
感染症対策支援事業				
費補助金				
10 出産・子育て応援交	△ 833	基本額	$\triangle 4,998 \times 1/6$	
付金	4 005			
1国土調査事業補助金			$\triangle 487 \times 3/4$	
2 震災対策推進事業補	\triangle 8,375	基本額	$\triangle 33,500 \times 1/4$	
助金				
3 がけ地近接等住宅移	△ 1,296	基本額	$\triangle 5$, 184×1/4	
転事業補助金				
4 土砂災害特別警戒区	△ 231	基本額	$\triangle 924 \times 1/4$	
域内住宅補強事業補				
助金				
2 教育支援体制整備事	\triangle 3, 250	基本額	$\triangle 6,500 \times 1/2$	
業費補助金				
3 部活動指導員配置事	△ 608	基本額	$\triangle 912 \times 2/3$	
業費補助金				
4 市町村医療的ケア等	△ 250	基本額	$\triangle 500 \times 1/2$	
実施体制サポート事				
業補助金				

2人権啓発活動委託金	525	
3 大阪府議会議員選挙	△ 16,996	
執行委託費委託金		
4 大阪府知事選挙執行	△ 21,184	
委託費委託金		
1 特別給付金支給事務	31	
費委託金		
6 地域児童福祉事業等	△ 1	
調査委託金		

(款) 15 府支出金 (項) 2 府補助金 ~ (款) 15 府支出金 (項) 3 委託金

	目				補正	前	の	額	Ť	補	正	額	∄†
3 衛	生 費	委	託	金			11,	741				△ 63	11,678
4 諸	委	託		金				432				△ 280	152
	計					7	27,	638			Δ	37,968	689,670

(款) 16 財産収入

(項) 1財產運用収入

1財産貸付収入	84,975	11	84,986				
2利 子 及 び 配 当 金	5,983	4,516	10,499				
	0,000	1,010	10, 100				
3 土 地 開 発 基 金 運 用 収 入	10	△ 8	2				
計	90,968	4, 519	95, 487				
***	•	,	,				

(項) 2 財産売払収入

1不動産売払収入	31, 247	39,935	71, 182
計	31,263	39,935	71, 198

(款) 17 寄附金

(項) 1 寄附金

			-				
1 -	般	寄	附	金	2, 295, 333	517	2, 295, 850
2 指	定	寄	附	金	900	10,814	11,714
		計			2, 296, 233	11,331	2, 307, 564

(款) 18 繰入金

(項) 1基金繰入金

1財政調整基金繰入金	0 700 260	A 719 470	4,077,782
1財政調整基金繰入金	8, 790, 260	$\triangle 4,112,410$	4,077,782

			\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \
節		説	明
区 分	金額	武化	+93
5 措置診察立会事務交 付金	△ 63		
1諸 委 託 金	△ 280		

1貸 地 料	11	
1株 式 配 当 金	399	
2預 金 利 子	206	
3貸付金利子	△ 42	
4公 債 利 子	3, 953	
1 土地開発基金貸付金	△ 8	
利子		

1土 地	売 払	収 入	39, 935	

1 —	般	寄	附	金	517
1指	定	寄	附	金	10,814

1 时步进载甘入绵 7 人	A 4 510 450	
	/\ / 7 12 / 78	
	\triangle 4, 112, 410	

(款) 15 府支出金 (項) 3 委託金 ~ (款) 18 繰入金 (項) 1 基金繰入金

(45)

目	補正前の額	補正額	計
2 みんなで支えるまちづくり 基金繰入金	4,000	△ 3,000	1,000
3 ダブルリボンプロジェクト 基金繰入金	1,223	△ 189	1,034
4 緑 化 推 進 基 金 繰 入 金	22,000	△ 2,312	19,688
5 公共施設等整備基金繰入金	3,820,000	△ 330,000	3, 490, 000
6スポーツ推進基金繰入金	220, 763	△ 3,998	216,765
7環境まちづくり基金繰入金	232, 231	△ 180,000	52, 231
8 こども笑顔輝き基金繰入金	30,000	△ 30,000	0
9 都市計画施設整備基金繰入 金	480,000	△ 240,000	240,000
10 心身障害者福祉施設整備基 金繰入金	40,000	△ 40,000	0
11 旧西尾家住宅大規模修繕基 金繰入金	7,000	△ 3,000	4,000
12 新型コロナウイルス等感染 症対策基金繰入金	-	31, 987	31, 987
計	13, 647, 477	\triangle 5,512,990	8, 134, 487

(項) 2 特別会計繰入金

1 公共用地先行取得特別会計 繰入金	64, 990	124, 981	189, 971
2介護保険特別会計繰入金	_	201	201
計	64, 990	125, 182	190, 172

			(十四 , 111)
節		 - 説 明	RB
区 分	金額	_በ /ጌ	בעי
1 みんなで支えるまち づくり基金繰入金	△ 3,000		
1 ダブルリボンプロジ ェクト基金繰入金	△ 189		
1 緑化推進基金繰入金	△ 2,312		
1 公共施設等整備基金 繰入金	△ 330,000		
1 スポーツ推進基金繰入金	△ 3,998		
1 環境まちづくり基金 繰入金	△ 180,000		
1 こども笑顔輝き基金 繰入金	△ 30,000		
1 都市計画施設整備基 金繰入金	△ 240,000		
l 心身障害者福祉施設整備基金繰入金	△ 40,000		
1 旧西尾家住宅大規模 修繕基金繰入金	△ 3,000		
1新型コロナウイルス 等感染症対策基金繰	31, 987		
入金			

1 公共用地先行取得特	124, 981	
別会計繰入金		
1 介護保険特別会計繰	201	
入金		

(款) 18 繰入金 (項) 1 基金繰入金 ~ (款) 18 繰入金 (項) 2 特別会計繰入金

(47)

(款) 19 諸収入

(項) 2 貸付金元利収入

目	補正前の額	補 正 額	計
2 災害援護資金貸付金元利収 入	36	204	240
4 地方独立行政法人市立吹田 市民病院運営資金貸付金元 利収入	8	99, 998	100,006
計	300, 789	100, 202	400, 991

(項) 3 受託事業収入

1受 託 事 業 収 入	15, 975	△ 15,549	426
計	15, 975	△ 15,549	426

(項) 4 収益事業収入

1収益事業収入	466, 901	98, 219	565, 120
計	466,901	98, 219	565, 120

(項) 5 雜入

1 弁	償	金	7	△ 2	5
2 違 約 3	金及び延糸	附利息	1	1,211	1,212
3 雑		入	2, 515, 073	△ 14,778	2, 500, 295
	計		2, 515, 081	△ 13,569	2,501,512

節			
区 分	金額	説	明
1 災害援護資金貸付金 元利収入	204		
1 地方独立行政法人市 立吹田市民病院運営 資金貸付金元利収入	99, 998		

1受 託 事 業 収 入	\triangle 15,549	

1収益事業収入	98, 219	

2 行政代執行費実費弁	△ 1	
償金		
3 緊急安全措置費実費	△ 1	
弁償金		
1違約金及び延納利息	1,211	
3 がん検診自己負担納	59	
入金		
5 障害者福祉自己負担	638	
納入金		
7雑 入	\triangle 15,475	

(款) 19 諸収入 (項) 2 貸付金元利収入 ~ (款) 19 諸収入 (項) 5 雑入

(49)

(款) 20 市債 (項) 1 市債

(内	(/ I II I				
	目	補	正前の額	補正額	計
1 総	務	債	777,500	△ 487, 200	290, 300
2 民	生	債	218, 200	△ 57,700	160, 500
3衛4土	生 木	債	288, 500 2, 815, 600	△ 2,700 △ 588,200	285, 800 2, 227, 400

<u></u>		<u> </u>
節		. 説 明
区分	金額	D/T -2/1
1 市民センター改修事 業債	△ 28,400	市民センター改修事業
2 総合運動場改修事業 債	△ 101,200	総合運動場改修事業
3 市民体育館改修事業 債	△ 9,700	市民体育館改修事業
4 市民プール改修事業 債	△ 41,100	市民プール改修事業
5 コミュニティセンタ 一改修事業債	△ 4,300	コミュニティセンター改修事業
6武道館改修事業債	△ 42,100	武道館改修事業
7本庁舎改修事業債		
8公有財産整備事業債		公有財産整備事業
9 急傾斜地安全対策事業債	△ 11,800	急傾斜地安全対策事業
1 留守家庭児童育成室 整備債	△ 10,000	留守家庭児童育成室整備事業
2児童会館建設債	△ 18,600	高城児童会館整備事業
3 幼保連携型認定こど も園整備事業債	60, 200	(仮称)山田こども園整備事業
4 高齢者いこいの間整 備債	△ 6,800	吹三地区高齢者いこいの間整備事 業
5 総合福祉会館改修事 業債	△ 44,900	総合福祉会館改修事業
6 シルバーワークプラ ザ改修事業債	△ 29,900	シルバーワークプラザ改修事業
7 公立保育所改修事業 債	△ 1,800	公立保育所改修事業
8 障害者支援交流セン ター改修事業債	△ 5,900	障害者支援交流センター改修事業
1破砕選別工場整備債	△ 2,700	破砕選別工場整備事業
1道路整備債	△ 162,700	道路新設改良事業
2 橋梁新設改良事業債	57,600	橋梁新設改良事業
3公営住宅建設債	△ 138,600	公営住宅建設事業

(款) 20 市債 (項) 1 市債

目			甫正前の額	補 正 額	計
5 消	防	債	2,712,900	△ 244 , 400	2, 468, 500
6 教	育		1,435,300	5,601,600	7, 036, 900
	計		8, 948, 000	4, 221, 400	13, 169, 400

(款) 21 繰越金 (項) 1 繰越金

1 繰	越	金	_	1,319,898	1, 319, 898
	計		_	1,319,898	1,319,898

-							
	歳	入	合	計	166, 025, 127	2, 894, 743	168, 919, 870

節	-			(単位・1円)
区 分 金 額 4 上の川周辺整備事業 債 △ 86,600 上の川周辺整備事業 5 公 園 整 備 債 △ 1,000 公園整備事業 6 佐井寺西土地区画整理事業債 △ 253,100 佐井寺西土地区画整理事業 7 土 木 庁 舎 建 設 債 △ 3,800 北部消防庁舎等複合施設建設事業 1 消防防災施設設備整 備債 △ 253,300 消防事両更新事業 1,000 消防事両更新事業 △ 254,300 2 消 防 庁 舎 建 設 債 8,900 北部消防庁舎等複合施設建設事業 1 義務教育施設整備債 5,677,300 小・中学校改修事業 2 公 民 館 整 備 債 △ 43,100 吹三地区公民館整備事業 3 教育センター建設債 3,600 北部消防庁舎等複合施設建設事業 4 文 化 財 保 存 事 業 債 △ 28,600 旧西尾家住宅耐震改修事業 5 公立幼稚園改修事業 △ 7,600 公立幼稚園改修事業	節		≅H	nH
債 △ 1,000 公園整備事業 6 佐井寺西土地区画整理事業債 △ 253,100 佐井寺西土地区画整理事業 7 土 木 庁 舎 建 設 債 △ 3,800 北部消防庁舎等複合施設建設事業 1 消防防災施設設備整備債 △ 253,300 消防車両更新事業 1,000 消防防災施設設備整備事業 2 消 防 庁 舎 建 設 債 8,900 北部消防庁舎等複合施設建設事業 1 義務教育施設整備債 5,677,300 小・中学校改修事業 2 公 民 館 整 備 債 △ 43,100 吹三地区公民館整備事業 3 教育センター建設債 3,600 北部消防庁舎等複合施設建設事業 4 文 化 財 保 存 事 業 債 △ 28,600 旧西尾家住宅耐震改修事業 5 公立幼稚園改修事業 △ 7,600 公立幼稚園改修事業	区 分	金額	司 允	1 /1
6 佐井寺西土地区画整理事業債 △ 253,100 佐井寺西土地区画整理事業 7 土 木 庁 舎 建 設 債 △ 3,800 北部消防庁舎等複合施設建設事業 1 消防防災施設設備整備債 △ 253,300 消防車両更新事業 1,000 消防防災施設設備整備事業 2 消 防 庁 舎 建 設 債 8,900 北部消防庁舎等複合施設建設事業 1 義務教育施設整備債 5,677,300 小・中学校改修事業 2 公 民 館 整 備 債 △ 43,100 吹三地区公民館整備事業 3 教育センター建設債 3,600 北部消防庁舎等複合施設建設事業 4 文 化 財 保 存 事 業 債 △ 28,600 旧西尾家住宅耐震改修事業 5 公立幼稚園改修事業 △ 7,600 公立幼稚園改修事業		△ 86,600	上の川周辺整備事業	
理事業債	5公園整備債	△ 1,000	公園整備事業	
7 土 木 庁 舎 建 設 債 △ 3,800 北部消防庁舎等複合施設建設事業 1 消防防災施設設備整備債 △ 253,300 消防肺災施設設備整備事業 △ 254,300 2 消 防 庁 舎 建 設 債 8,900 北部消防庁舎等複合施設建設事業 1 義務教育施設整備債 5,677,300 小・中学校改修事業 2 公 民 館 整 備 債 △ 43,100 吹三地区公民館整備事業 3 教育センター建設債 3,600 北部消防庁舎等複合施設建設事業 4 文 化 財 保 存 事 業 債 △ 28,600 旧西尾家住宅耐震改修事業 5 公立幼稚園改修事業 △ 7,600 公立幼稚園改修事業	6 佐井寺西土地区画整	△ 253,100	佐井寺西土地区画整理事業	
1 消防防災施設設備整備債 △ 253,300 消防車両更新事業 1,000 2 消 防 庁 舎 建 設 債 8,900 北部消防庁舎等複合施設建設事業 1 義務教育施設整備債 5,677,300 小・中学校改修事業 2 公 民 館 整 備 債 △ 43,100 吹三地区公民館整備事業 3 教育センター建設債 3,600 北部消防庁舎等複合施設建設事業 4 文 化 財 保 存 事 業 債 △ 28,600 旧西尾家住宅耐震改修事業 5 公立幼稚園改修事業 △ 7,600 公立幼稚園改修事業	理事業債			
備債 消防防災施設設備整備事業 △ 254,300 2 消 防 庁 舎 建 設 債 8,900 北部消防庁舎等複合施設建設事業 1 義務教育施設整備債 5,677,300 小・中学校改修事業 2 公 民 館 整 備 債 △ 43,100 吹三地区公民館整備事業 3 教育センター建設債 3,600 北部消防庁舎等複合施設建設事業 4 文 化 財 保 存 事 業 債 △ 28,600 旧西尾家住宅耐震改修事業 5 公立幼稚園改修事業 △ 7,600 公立幼稚園改修事業	7 土 木 庁 舎 建 設 債	△ 3,800	北部消防庁舎等複合施設建設事業	
2 消 防 庁 舎 建 設 債 8,900 北部消防庁舎等複合施設建設事業 1 義務教育施設整備債 5,677,300 小・中学校改修事業 2 公 民 館 整 備 債 △ 43,100 吹三地区公民館整備事業 3 教育センター建設債 3,600 北部消防庁舎等複合施設建設事業 4 文 化 財 保 存 事 業 債 △ 28,600 旧西尾家住宅耐震改修事業 5 公立幼稚園改修事業 △ 7,600 公立幼稚園改修事業	1 消防防災施設設備整	△ 253,300	消防車両更新事業	1,000
1 義務教育施設整備債 5,677,300 小・中学校改修事業 2 公 民 館 整 備 債 △ 43,100 吹三地区公民館整備事業 3 教育センター建設債 3,600 北部消防庁舎等複合施設建設事業 4 文 化 財 保 存 事 業 債 △ 28,600 旧西尾家住宅耐震改修事業 5 公立幼稚園改修事業 △ 7,600 公立幼稚園改修事業	備債		消防防災施設設備整備事業	△ 254,300
2 公 民 館 整 備 債 △ 43,100 吹三地区公民館整備事業 3 教育センター建設債 3,600 北部消防庁舎等複合施設建設事業 4 文 化 財 保 存 事 業 債 △ 28,600 旧西尾家住宅耐震改修事業 5 公立幼稚園改修事業 △ 7,600 公立幼稚園改修事業	2消防庁舎建設債	8,900	北部消防庁舎等複合施設建設事業	
3 教育センター建設債 3,600 北部消防庁舎等複合施設建設事業 4 文 化 財 保 存 事 業 債 △ 28,600 旧西尾家住宅耐震改修事業 5 公立幼稚園改修事業 △ 7,600 公立幼稚園改修事業	1義務教育施設整備債	5,677,300	小・中学校改修事業	
4 文 化 財 保 存 事 業 債 △ 28,600 旧西尾家住宅耐震改修事業 5 公立幼稚園改修事業 △ 7,600 公立幼稚園改修事業	2公民館整備債	△ 43,100	吹三地区公民館整備事業	
5 公立幼稚園改修事業 △ 7,600 公立幼稚園改修事業	3教育センター建設債	3,600	北部消防庁舎等複合施設建設事業	
5 公立幼稚園改修事業 △ 7,600 公立幼稚園改修事業	4 文 化 財 保 存 事 業 債	△ 28,600	旧西尾家住宅耐震改修事業	
責		△ 7,600	公立幼稚園改修事業	
	債			

1 繰	越	金	1,319,898	

(款) 20 市債 (項) 1 市債 ~ (款) 21 繰越金 (項) 1 繰越金

(53)

歳出

(款) 1 議会費

(項) 1 議会費

					補	正	額	の	財	源
E	I	補正前の額	補 正 額	計	特		定	財	源	
					国府支出	金	地	方債	その	他
1議	会 費	762, 201	△31,545	730,656						
計	<u> </u>	762, 201	△31,545	730,656						

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(頃/	心伤日生貝							
				補	E 額	の	財	源
目	補正前の額	補 正 額	計	特	定	財	源	
				国府支出会	b 地 力	責債	その	他
1一般管理費	7, 119, 519	△567,696	6,551,823	9,31	1 \(\triangle 25	57,600	△25	, 140

内 訳		節					
一般財源	区	分	金額		説	明	
△31,545	5 1 報	酉州	△7,6	25 議員報酬			
	2 給	料	△4,8	14			
	3 職 員	手 当 等	$\triangle 6, 2$	77			
	4 共	済 費	$\triangle 2, 5$				
	8 旅	費	$\triangle 2, 9$	47 費用弁償			$\triangle 2,344$
				普通旅費			$\triangle 32$
				特別旅費			△571
	9 交	際費	$\triangle 2$	30			
	12 委	託 料	$\triangle 2, 9$	38 委員会室	等音響設備更新	新業務委託	
				料ほか			
	18 負担金、	補助及び	△4, (84 政務活動	費ほか		
	交付金						
△31,545	5						

(単位 : 千円)

内 訳				節				
一般財源	近	区		分	金	額	説明	
△294, 2	67	1 報		酬		△1 , 244	会計年度任用職員報酬ほか	
		2 給		料	Δ	\44 , 354		
		3 職	員 手	当 等	\triangle	306,989		
		4 共	済	費	Δ	∆23,821		
		7 報	償	費		$\triangle 67$	行政改革に関する検討会議有識者	
							謝礼金ほか	
		8 旅		費		$\triangle 605$	費用弁償	△49
							普通旅費	$\triangle 52$
							特別旅費	△504
		10 需	用	費	Δ	∆30 , 973	消耗品費	△178
							燃料費	△11

(款) 1 議会費 (項) 1 議会費 ~ (款) 2 総務費 (項) 1 総務管理費

				補正	額の	財源
目	補正前の額	補 正 額	計	特	定財	源
				国府支出金	地方債	その他
3 広 報 費		△5,000	128, 788			
4財産管理費	162, 594	△29, 928	132,666	10,000	△2,800	
5 企 画 費	11,357	△217	11, 140			
7 公平委員会費	1,923	△320	1,603			
10 職 員 研 修 費	25, 258	△3,061	22, 197			
10 1hm A WI ID A	20, 200	∠3, 001	22, 131			

					(単位	: 千円)
内 訳		節				
一般財源	区	分	金	額	説明	
	11 (11.	7k -11		A 115	印刷製本費 光熱水費	△784 △30,000
	11 役	務 費		△115	通信運搬費 手数料 保険料	△2: △2: △6:
	12 委 13 使用料	託 料 及び賃借料			電算業務委託料ほか 電算機器借上料ほか	
	14 工 事 17 備 品	請負費購入費	∆3	2,481	ドローン購入費	
	8114 1111	補助及び	•		公営企業会計兼務職員人件費負担金ほか	
	21 補償、補償金	補填及び賠		2,403	公務災害認定追給遅延損害金	
		利子及び		2,000	過年度国庫支出金等返還金	
△5,000		託 料		5,000	市報すいた発行業務委託料	
△37 , 128		務費			手数料	
	12 委	託 料	△1	9,016	測量・調査業務委託料ほか	
	14 工 事	請負費	ł 🛆	9, 181		
	18 負担金、 交付金	補助及び			大阪府用地対策連絡協議会研修負担金	
△217		州	1		会計年度任用職員報酬	
	7 報	償 費			行政評価アドバイザー謝礼金ほか	
	8 旅	費	;		費用弁償	
	10 需	用費	<u> </u>	\triangle 46	印刷製本費	
△320	8 旅	費	3	△213	費用弁償 普通旅費	△20 △1:
	11 役		,	∧ 5	手数料	∠ 1 1
					全国公平委員会連合会出席負担金	
	交付金	1111 <i>1</i> 1/X U		104	まか	
△3,061		償費	ż 🛆	1,700	研修講師謝礼金	
	8 旅	費			特別旅費	
		補助及び			研修参加負担金	
	交付金					

(款) 2 総務費 (項) 1 総務管理費

				補	正	額	の	財	源
目	補正前の額	補 正 額	計	特		定	財	源	
				国府支出	出金	地方	ī 債	その	他
11 出 張 所 費	46,960	△1,976	44, 984					\triangle	1,335
12 地区市民ホール費	45, 847	△66	45, 781						△226
15 職 員 厚 生 費	84, 159	△1,240	82,919					Δ	1,167
16 人 権 費	48, 051	△3,446	44,605						
17 地 域 振 興 費	122, 768	△10, 246	112, 522						3,725
18 市民センター 費	211,018	_	211,018			△2	28,400		322
20 コミュニティ センター費	186,497	△1,587	184, 910			Δ	4,300		767
21 財政調整基金 積立金	43	659,907	659, 950						△42
23 男女共同参画費	173,898	△8,813	165, 085						△303

内 訳 節 一般財源 区 分 金額 △641 10 需用費 △1,976 光熱水費 160 11 役務費 △16 保険料 12委託料 △500 地区市民ホール清掃業務委託料 △731 10 需用費 △540 海柱品費 12委託料 △700 職員健康診断業務委託料はか △3,446 1報 財政び賃借料 △422 審議会等委員報酬 13 使用料及び賃借料 △653 バス借上料 13 使用料及び賃借料 △653 バス借上料 13 使用料及び賃借料 △653 バス借上料 11 役務費 △26 手話通訳者謝礼金 10 需用費 △1,835 光熱水費 11 役務費 △2,889 手数料 △99 保険料 △2,790 12委託料 △16 樹木管理業務委託料 17 備品購入費 △752 充電機購入費ほか 18 負担金、補助及び交付金 △4,568 市民公益活動促進補助金ほか 28,078 11 役務費 △22 手数料 △3 1,946 11 役務費 △22 手数料 △3 2(検験料 △1,463 内本町コミュニティセンター使開料 2(費用料及び賃借料							(早位	・ 十円/
○ 641 10 需 用 費 △1,976 光熱水費 160 11 役 務 酉 △16 保険料 12 委 託 料 △50 地区市民ホール清掃業務委託料 △73 10 需 用 費 △540 油柱品費 12 委 託 料 △700 職員健康診断業務委託料 △3,446 1 報 M △422 審議会等委員報酬 10 需 用 費 △871 光熱水費 13 使用料及び賃借料 △653 パス借上料 18 負担金、補助及び交付金 △1,500 人権啓発推進協議会活動補助金 26,521 1 報 △160 審議会等委員報酬 7 報 賃 費 △26 手話通訳書辦礼金 10 需 用 查 △26 手話通訳書辦礼金 10 需 用 查 △28 手該網 7 報 賃 費 △2,89 手数料 △3,99 (保険料 △2,790 五2,790 市民公益活動促進補助金ほかったったったったったったったったったったったったったったったったったったった	内 訳		節					
△641 10 需 用 費 △1,976 光熱水費 12 委 託 料 △50 地区市民ホール清掃業務委託料 △73 10 需 用 費 △540 池区市民ホール清掃業務委託料 ○73 10 需 用 費 △540 池田山島貴 12 委 託 料 △700 職員健康診断業務委託料ほか ○3,446 1 報	一般財殖	Ι Χ			全 頞		説明	
160	/\!\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\),		亚 時			
12 委 託 料	△641	10 需	用	費	△1,9	76	光熱水費	
△73 10 需 用 費 △540 消耗品費 12 委託 料 △700 職員健康診断業務委託料ほか △3,446 1 報 会 公422 審議会等委員報酬 10 需 用 費 △653 / ∇.7借上料 13 使用料及び賃借料 △653 / ∇.7借上料 18 負担金、補助及び交付金 △1,500 人権啓発推進協議会活動補助金交交付金 △6,521 1 報 △160 審議会等委員報酬 7 報 費 △26 手託通訳者謝礼金 10 需 用 費 △2,889 手数料 △99 12 委託 料 △16 樹木學報購入費ほか 17 備 品 購入費 △4,568 市民公益活動促進補助金ほか交付金 28,078 1,946 11 役 務 費 △22 手数料 △3 保険料 △3 1,946 11 役 務 費 △22 手数料 △3 12 委託 料 △1,463 内本町コミュニティセンター外壁 改修工事設計業務委託料ほか 22 (費遷金、利子及び 割引料 △5 著作物使用料ほか 22 (費遷金、利子及び 割引料 △5 著作物使用料ほか 659,907 積立金 △8,510 1 報 △252 審議会等委員報酬 △8,510 1 報 △252 審議会等委員報酬 2 給 科 △1,718 3 職 員 手 △783	160		務		Δ	16	保険料	
12 委 託 料						_		
△3,446 1 報 酬 △422 審議会等委員報酬 10 需 用 費 △871 光熱水費 13 使用料及び賃借料 △653 バス借上料 18 負担金、補助及び交付金 △1,500 人権啓発推進協議会活動補助金交付金 △6,521 1 報 酬 △160 審議会等委員報酬 7 報 費 △26 手話通訳者謝礼金 10 需 用 費 △2,889 手数料 △99 保険料 △2,790 12 委 託 料 △16 樹木管理業務委託料 17 備 品 購 入 大752 発電機購入費ほか 18 負担金、補助及び △4,568 市民公益活動促進補助金ほか 28,078 28 本 △4,568 市民公益活動促進補助金ほか 28,078 11 役 務 查 上	△73							
10 需 用 費			託					
13 使用料及び賃借料	△3,446				△4	22	審議会等委員報酬	
18 負担金、補助及び ☆1,500 人権啓発推進協議会活動補助金 交付金 1 報 ☆160 審議会等委員報酬 7 報 償 費 ☆26 手話通訳者謝礼金 10 需 用 費 ☆1,835 光熱水費 ☆2,889 手数料 ☆99 保険料 ☆2,790 12 委 託 料 ☆16 樹木管理業務委託料 17 備 品 購 入 費 ☆752 発電機購入費ほか 18 負担金、補助及び ☆4,568 市民公益活動促進補助金ほか 交付金 ※ 本						_		
交付金 △160 審議会等委員報酬 7報 償 費 △26 手話通訳者謝礼金 10需 用 費 △1,835 光熱水費 11 役 務 費 △2,889 手数料 △99 保険料 12委 託 料 △16 樹木管理業務委託料 17備 品 購 入 費 △752 発電機購入費ほか 18 負担金、補助及び 交付金 28,078 1,946 11 役 務 費 △22 手数料 保険料 △19 12委 託 料 △1,463 内本町コミュニティセンター外壁 改修工事設計業務委託料ほか 13 使用料及び賃借料 △5 著作物使用料ほか 22 償還金、利子及び 割引料 △5 著作物使用料ほか 659,949 24積 立 金 659,907 積立金 △8,510 1 報		13 使用料	及び賃借	掛				
△6,521 1 報 酬 △160 審議会等委員報酬 7報 償 費 △26 手話通訳者謝礼金 10 需 用 費 △1,835 光熱水費 11 役 務 費 △2,889 手数料 △99 保険料 △2,790 12 委 託 料 △16 樹木管理業務委託料 17 備 品 購 入費 △4,568 市民公益活動促進補助金ほか 交付金 △4,568 市民公益活動促進補助金ほか △19 12 委 託 料 △1,463 内本町コミュニティセンター外壁 改修工事設計業務委託料ほか 13 使用料及び賃借料 △5 著作物使用料ほか 22 償還金、利子及び割引料 △97 コミュニティセンター使用料過年度選付金 659,949 24 積 立 金 659,907 積立金 △8,510 1 報 M △252 審議会等委員報酬 △8,510 1 報 △1,718 3 職 員 手 △783			補助及び	J,	$\triangle 1,5$	00	人権啓発推進協議会活動補助金	
7報 債費 △26 手話通訳者謝礼金 10需 用費 △1,835 光熱水費 11役 務費 △2,889 手数料								
10 需 用 費 △1,835 光熱水費 △2,889 手数料 △99 保険料 △2,790 12 委 託 料 △16 樹木管理業務委託料 17 備 品 購 入 費 △752 発電機購入費ほか 18 負担金、補助及び 交付金 △4,568 市民公益活動促進補助金ほか ○交付金 ○交付金 ○公2 手数料 △3 保険料 △19 ○公3 保険料 △19 ○公3 日本	$\triangle 6,521$							
11 役 務 費								
保険料					•			
12 委託 料 △16 樹木管理業務委託料 17 備品 購入費 △752 発電機購入費ほか 18 負担金、補助及び交付金 △4,568 市民公益活動促進補助金ほか 28,078 △22 手数料 保険料 △3 保険料 1,946 11 役務費 △1,463 内本町コミュニティセンター外壁 改修工事設計業務委託料ほか 12 委託 料 △5 著作物使用料ほか 22 償還金、利子及び割引料 △97 コミュニティセンター使用料過年度還付金 659,949 24 積立金 659,907 積立金 △8,510 1 報		11 役	務	費	$\triangle 2, 8$			
17 備 品 購 入 費						_		$\triangle 2,790$
18 負担金、補助及び ○4,568 市民公益活動促進補助金ほか 交付金 28,078 ○						_		
28,078 28,078 1,946 11 役 務 費 △22 手数料 保険料 △19 12 委 託 料 △1,463 内本町コミュニティセンター外壁 改修工事設計業務委託料ほか 13 使用料及び賃借料 △5 著作物使用料ほか 22 償還金、利子及び割引料 △97 コミュニティセンター使用料過年度還付金 659,949 24 積 立 金 659,907 積立金 △8,510 1 報 M △252 審議会等委員報酬 2 給 料 △1,718 3 職 員 手 当 等 △783								
1,946 11 役 務 費 △22 手数料 保険料 △3 保険料 12 委 託 料 △1,463 内本町コミュニティセンター外壁 改修工事設計業務委託料ほか 13 使用料及び賃借料 △5 著作物使用料ほか 22 償還金、利子及び割引料 △97 コミュニティセンター使用料過年度還付金 659,949 24 積 立 金 659,907 積立金 △8,510 1 報 M △252 審議会等委員報酬 2 給 料 △1,718 3 職 員 手 当 等 △783			補助及び	<i>J</i> ,	$\triangle 4,5$	68	市民公益活動促進補助金ほか	
1,946 11 役 務 費 △22 手数料 △3 保険料 △19 12 委 託 料 △1,463 内本町コミュニティセンター外壁 改修工事設計業務委託料ほか 13 使用料及び賃借料 △5 著作物使用料ほか 22 償還金、利子及び 割引料 △97 コミュニティセンター使用料過年 度還付金 659,949 24 積 立 金 659,907 積立金 △8,510 1 報 酬 △252 審議会等委員報酬 2 給 料 △1,718 3 職 員 手 当 等 △783								
保険料	28, 078							
12 委 託 料 △1,463 内本町コミュニティセンター外壁 改修工事設計業務委託料ほか 13 使用料及び賃借料 △5 著作物使用料ほか 22 償還金、利子及び 割引料	1,946	11 役	務	費	Δ	22	手数料	$\triangle 3$
公8,510 13 使用料及び賃借料 △5 著作物使用料ほか 22 償還金、利子及び割引料 △97 コミュニティセンター使用料過年度還付金 659,949 24 積 立 金 659,907 積立金 △8,510 1 報						,	保険料	△19
13 使用料及び賃借料 △5 著作物使用料ほか 22 償還金、利子及び割引料 △97 コミュニティセンター使用料過年度還付金 659,949 24 積 立 金 659,907 積立金 △8,510 1 報 M △252 審議会等委員報酬 2 給 料 △1,718 3 職 員 手 当 等 △783		12 委	託	料	△1,4	63	内本町コミュニティセンター外壁	
22 償還金、利子及び割引料 △97 コミュニティセンター使用料過年度還付金 659,949 24 積 立 金 659,907 積立金 △8,510 1報 M △252 審議会等委員報酬 2 給 料 △1,718 3 職 員 手 当 等 △783						ī	改修工事設計業務委託料ほか	
割引料 度還付金 659,949 24 積 立 金 659,907 積立金 △8,510 1 報 酬 △252 審議会等委員報酬 2 給 料 △1,718 3 職 員 手 当 等 △783		13 使用料	及び賃借	掛	Δ	\5	著作物使用料ほか	
659,949 24 積 立 金 659,907 積立金 △8,510 1 報 酬 △252 審議会等委員報酬 2 給 料 △1,718 3 職 員 手 当 △783		22 償還金、	利子及び	J,	\triangle	97	コミュニティセンター使用料過年	
△8,510 1報 酬 △252 審議会等委員報酬 2給 料 △1,718 3職員手当等 △783						_		
2 給 料 △1,718 3 職 員 手 当 等 △783	659,949	24 積	立	金	659,9	07	積立金	
2 給 料 △1,718 3 職 員 手 当 等 △783	△8,510	1報		酬	△2	52	審議会等委員報酬	
3 職 員 手 当 等 △783								
		3 職 員	手 当		△7	83		
4 共		4 共	済	費	△7	00		

(款) 2 総務費 (項) 1 総務管理費

				補	正	客	頁	の	東	t	源
目	補正前の額	補 正 額	計	特		定		財	;	源	
				国府支出	金出金	地	方	債	そ	の	他
25 安心安全費	78,940	△1,525	77,415								
	212		0.5.0								
27 市民自治推進 費	319	△66	253								
28 みんなで支え るまちづくり	1	404	405								93
基金積立金											
29 千里ニュータ ウンプラザ費	42, 197	△2,139	40,058							_	\748
30 文 化 会 館 費	429,519		429,519						,	^ 1 9	, 292
31 ダブルリボン	1, 245	△62							L		\ 525
プロジェクト	1, 210		1,100							_	
基金積立金	000 510	A 10 000	000 010								
32 スポーツ推進費	223, 513	\triangle 16,903	206,610								
具											

						1 : 千円)
内 訳		1	節			
一般財源	区	分		金額	説明	
	7 報		費	△1,987	講師謝礼金ほか	
	10 需	用	費	$\triangle 2,013$	印刷製本費 光熱水費	△213 △1,800
	12 委	託	料	△1,360	警備業務委託料ほか	
△1,525	1報		酬	△190	会計年度任用職員報酬	
	3 職 員	手 当		△157		
	4 共	済	費	△50		
	8 旅		費		費用弁償	
	13 使用彩				防犯カメラ借上料	
	18 負担金		なび	$\triangle 53$	特定退職金共済負担金	
△66	<u>交付金</u> 1 報		酬	<u> </u>	審議会等委員報酬	
	7報		費		手話通訳者謝礼金	
311		<u></u> 立	金		積立金	
△1,391	3 職 員	-		△37		
	4 共	済	費	△240		
	8 旅		費		費用弁償	
	10 需	用	費		光熱水費	
	11 役	務	費		通信運搬費	
	17 備 品				展示用パネル購入費	
	18 負担金 交付金			△18	特定退職金共済負担金	
12, 292						
463		立	金	△62	積立金	
△16,903	1 報		酬	△1,150	スポーツ推進委員報酬	
	7報	償	費		中学校運動場ナイター施設開放管 理指導員報償費ほか	
	11 役	務	費	△1,477		△1,030
				•	保険料	△447

(款) 2 総務費 (項) 1 総務管理費

				補 正	額の	財 源
目	補正前の額	補 正 額	計	特	定 財	源
				国府支出金	地方債	その他
34 市民体育館費	567,712	△2, 139	565, 573		△9,700	△1,768
35 市民プール費	303, 570	△28, 156	275, 414		△41,100	△1,768 1,778
20 子 学 幹 弗	200 400	^ 40 0F2	150 010		A 49 100	
36 武 道 館 費 37 総合運動場費	206, 469	△49, 853	156,616		△42, 100	۸ ۵ ۹ ۲
37 総合連動場賃	394, 696	△104,080	290,616		△101,200	△926
10 2/2 202	05 505	^ D D40	00 077			۸ 0.61
40 シティプロモ ーション費	85, 525	△3, 248	82, 277			△261
717 页						
42 新型コロナウ	_	31,422	31,422			
イルス等感染		31,444	31,422			
症対策基金積						
立金						
計	11,855,107	△150,034	11, 705, 073	19,311	△487 , 200	△45 , 498

内 訳 節 一般財源 区 分 金 額 12 委 託 料 △4,588 スポーツ施設情報システム改修業務委託料、学校体育施設開放事業委託料ほか 13 使用料及び賃借料				(単位 : 千円)
一般 財源 区 分 金 額	内 訳	節		
3 使用料及び賃借料	一般財源	区分	金額	説明
14 工 事 請 負 費		12 委 託 料	△4,588	務委託料、学校体育施設開放事業
17 備 品 購 入 費		13 使用料及び賃借料	△300	市長杯(旗)大会会場借上料ほか
18 負担金、補助及び 交付金		14 工 事 請 負 費	△7, 394	
交付金 9,329 17 備 品 購 入 費 △2,139 トレーニング用備品購入費 11,166 12 委 託 料 △3,810 北千里市民プール耐震補強工事監理業務委託料 13 使用料及び賃借料 △218 北千里市民プール簡易代替施設リース料 14 工 事 請 負 費 △23,195 17 備 品 購 入 費 △933 プール設備用備品購入費ほか △1,954 12 委 託 料 △4,652 屋根及び外壁改修工事監理業務委託料 14 工 事 請 負 費 △98,502 17 備 品 購 入 費 △926 トレーニング用備品購入費ほか △2,987 8 旅 費 △2,987 8 旅 費 △3,000 大阪・関西万博機運醸成促進負担金金シティプロモーション促進補助金 △2,000 31,422 24 積 立 金 31,422 積立金		17 備 品 購 入 費	△332	学校体育施設開放用備品購入費
11,166 12 委 託 料			△1,405	市民体育祭補助金
11,166 12 委 託 料	9,329	17 備 品 購 入 費	△2, 139	トレーニング用備品購入費
13 使用料及び賃借料 △218 北千里市民プール簡易代替施設リース料 14 工 事 請 負 費 △23,195 17 備 品 購 入 費 △933 プール設備用備品購入費ほか △7,753 14 工 事 請 負 費 △49,853 △1,954 12 委 託 料 △4,652 屋根及び外壁改修工事監理業務委託料 14 工 事 請 負 費 △98,502 17 備 品 購 入 費 △926 トレーニング用備品購入費ほか △2,987 8 旅 費 △248 普通旅費 △30 特別旅費 △218 18 負担金、補助及び交付金 △3,000 大阪・関西万博機運醸成促進負担金金 △2,000 31,422 24 積 立 金 31,422 積立金	11, 166		△3,810	
17 備 品 購 入 費		13 使用料及び賃借料	△218	
17 備 品 購 入 費		14 工 事 請 負 費	△23, 195	
△1,954 12 委 託 料 △4,652 屋根及び外壁改修工事監理業務委託料 14 工 事 請 負 費 △98,502 17 備 品 購 入 費 △926 トレーニング用備品購入費ほか △2,987 8 旅 費 △248 普通旅費 小別旅費 △218 18 負担金、補助及び交付金 △3,000 大阪・関西万博機運醸成促進負担金・シティプロモーション促進補助金 △2,000 △1,000 シティプロモーション促進補助金 △2,000 31,422 24 積 立 金 31,422 積立金			△933	プール設備用備品購入費ほか
△1,954 12 委 託 料 △4,652 屋根及び外壁改修工事監理業務委託料 14 工 事 請 負 費 △98,502 17 備 品 購 入 費 △926 トレーニング用備品購入費ほか △2,987 8 旅 費 △248 普通旅費 小別旅費 △218 18 負担金、補助及び交付金 △3,000 大阪・関西万博機運醸成促進負担金・シティプロモーション促進補助金 △2,000 △1,000 シティプロモーション促進補助金 △2,000 31,422 24 積 立 金 31,422 積立金	$\triangle 7,753$	14 工 事 請 負 費	△49 , 853	
14 工 事 請 負 費 △98,502 17 備 品 購 入 費 △926 トレーニング用備品購入費ほか △2,987 8 旅 費 18 負担金、補助及び交付金 △3,000 大阪・関西万博機運醸成促進負担金かティプロモーション促進補助金 △2,000 31,422 24 積 立 金 31,422 積立金	△1,954	12 委 託 料	△4,652	
17 備 品 購 入 費 △926 トレーニング用備品購入費ほか △30 表 248 普通旅費 △30 特別旅費 △218		14 T. 事 請 負 費	△98. 502	H-011
公2,987 8 旅 費 公248 普通旅費 特別旅費 公30 特別旅費 18 負担金、補助及び 交付金 公3,000 大阪・関西万博機運醸成促進負担金 公1,000 シティプロモーション促進補助金 公2,000 31,422 24 積 立 金 31,422 積立金				トレーニング用備品購入費ほか
18 負担金、補助及び ☆3,000 大阪・関西万博機運醸成促進負担 ☆ ☆1,000 ☆ ☆ ☆1,000 ☆ ☆ ☆1,000 ☆ ☆ ☆1,000 ☆ ☆ ☆1,422 24 積	△2,987		△248	普通旅費 △30
シティプロモーション促進補助金 △2,000 31,422 24 積 立 金 31,422 積立金				大阪・関西万博機運醸成促進負担
31,422 24 積 立 金 31,422 積立金		> 1 4 		
363, 353	31,422	24 積 立 金	31,422	,
363, 353				
	363, 353			

(款) 2 総務費 (項) 1 総務管理費

(項) 2 徴税費

				補正	額	の	財	源
目	補正前の額	補 正 額	計	特	定	財	源	
				国府支出金	地方	債	その	他
1税務総務費	1, 185, 955	△85, 289	1, 100, 666	30,813				△13
2 賦 課 費	178, 579	△16,445	162, 134					△11
3 徴 収 費	411,078	△16,553	394, 525	△2,553				
=1	1 555 004	A 110 007	1 050 405	00.000				A 0.4
計	1,777,694	△118, 287	1,659,407	28, 260				$\triangle 24$

保険料 △	月 △33 △20	会計年度任用職員報酬	$\triangle 1,829$ $\triangle 17,421$ $\triangle 9,577$	<u>酬</u> 料	<u>×</u> 5	1 報	財 源	・般則	
一般財源 区分 金額 △116,089 1報 酬 △1,829 会計年度任用職員報酬 2給 料 △17,421 3職員手当等 △9,577 4共済費 △3,208 8旅費 △107費用弁償 11役務費 △53 手数料 △保険料	△33	会計年度任用職員報酬	$\triangle 1,829$ $\triangle 17,421$ $\triangle 9,577$	酬料	≤ 5	1 報			
2 給 料 △17,421 3 職 員 手 当 等 △9,577 4 共 済 費 △3,208 8 旅 費 △107 費用弁償 11 役 務 費 △53 手数料 △ 保険料 △			\triangle 17, 421 \triangle 9, 577	料			16,089	△110	
2 給 料 △17,421 3 職 員 手 当 等 △9,577 4 共 済 費 △3,208 8 旅 費 11 役 務 費 △53 手数料 保険料 △			\triangle 17, 421 \triangle 9, 577	料			10,000		
3 職 員 手 当 等 △9,577 4 共 済 費 △3,208 8 旅 費 △107 費用弁償 11 役 務 費 △53 手数料 保険料 △		書 用弁僧	△9,577			/, /kH			
4 共 済 費 △3,208 8 旅 費 △107 費用弁償 11 役 務 費 △53 手数料 △ 保険料 △		費用弁償		ヨ 	員 手				
8 旅 費 △107 費用弁償 11 役 務 費 △53 手数料 △ 保険料 △		費用弁償	∠_3, ∠00						
11 役 務 費 △53 手数料 △ 保険料 △									
11.00	$\triangle 20$	手数料	△53	費	務	11 役			
12 季 託 料 < 51 750 税務システム 再構築・ 標準化対応		保険料							
	応	税務システム再構築・標準化対応	\triangle 51,750	料	託	12 委			
業務委託料ほか		業務委託料ほか							
13 使用料及び賃借料 △1,320 地方税共同機構職員派遣に係る宿 舎借上料	宿			賃借料	用料及び	13 使用			
18 負担金、補助及び △24 特定退職金共済負担金 交付金				及び					
△16,434 12 委 託 料 △16,181 画地計算調書及び登記申請書類電 子化業務委託料ほか	電		△16,181	料	託	12 委	16,434	△10	
13 使用料及び賃借料 △264 非木造家屋評価支援システム使用 料ほか	用			賃借料	用料及び	13 使用			
△14,000 8 旅 費 △40 特別旅費		特別旅費	△40	費		8 旅	14,000	$\triangle 1$	
11 役 務 費 △1,453 手数料		手数料	△1,453			11 役			
12 委 託 料 △1,060 督促状等印字・封入発送等業務委	 委	督促状等印字・封入発送等業務委	△1, 060	料	託	12 委			
22 償還金、利子及び △14,000 過誤納金還付金及び還付加算金 割引料		過誤納金還付金及び還付加算金	△14,000	·及び					
△146, 523					14.1		46 523	∧ 14i	

(款) 2 総務費 (項) 2 徴税費

(項) 3 戸籍住民登録費

				補]	至額	の	財	源
目	補正前の額	補 正 額	計	特	定	財	源	
				国府支出金	地方	,債	その	他
1 戸籍住民登録 費	1,093,495	1,786	1,095,281	32, 14	5		Δ1	, 935
計	1,093,495	1,786	1,095,281	32, 14	5		△1	, 935

(項) 4 選挙費

				補	正	額	の	財	源
目	補正前の額	補 正 額	計	特	5	定	財	源	
				国府支出统	金 :	地 方	債	その	他
]選挙管理委員 会費	114, 376	6, 186	120,562						
3 吹田市議会議 員及び市長選 挙執行費	263, 181	△70, 194	192, 987						

						(12	1 1 3/
内 訳			節	ĵ			
一般財》	原	区	分		金額	説明	
△28,4	124	1 報		酬	△2,000	会計年度任用職員報酬	
		2 給		料	△7,068		
		3 職 員	. 手 当	等	△7,805		
		4 共	済	費	$\triangle 5,400$		
		12 委	託	料	24,059	氏名の振り仮名法制化に伴うシステム改修業務委託料 引越しワンストップサービス対応 に伴うシステム改修業務委託料ほ	46,576
						か	\triangle 22, 517
△28,4	124						

(単位 : 千円)

								\ 1 F	1 1 47
内	訳			Î	節				
一般	財源	Σ	<u> </u>	分		金	額	説明	
	6,186	2 給			料		3,067		
		3 職	員	手 当	等		5, 351		
		4 共		済	費	1	△2 , 100		
		8 旅			費		△84	費用弁償	△42
								特別旅費	$\triangle 42$
		18 負担	金、	補助及	び		△48	大阪府都市選挙管理委員会連合会	
		交付	付金					負担金	
Δ	70, 194	1報			酬	4	△1,741	投票立会人報酬ほか	
		3 職	員	手 当			△350		
		7 報		償	費		△75	個人演説会施設職員謝礼金	
		8 旅			費		△58	費用弁償	△44
								普通旅費	△14
		10 需	•	用	費		$\triangle 1, \overline{315}$	消耗品費	△663
								食糧費	△80

(款) 2 総務費 (項) 3 戸籍住民登録費 ~ (款) 2 総務費 (項) 4 選挙費

				補	正	額	の	財	源
目	補正前の額	補 正 額	計	特		定	財	沥	·····································
				国府支出	金	地方	请	そ(の他
4 大阪府議会議 員選挙執行費	55, 326	△11,222	44, 104	△16,9	996				
	50.050	A 10 504	41.000	A 01	104				
5 大阪府知事選 挙執行費	53,650	△12 , 564	41,086	△21,	184				

						(平)	立・十円)
内	訳			節			
一般	財源	⊠	三 分		金額	説明	
						印刷製本費	△387
						光熱水費	∆1 ^ 104
		11 <i>%</i> TL	3∕4	費	^ <u> </u>	修繕料	△184
		11 役	務	貧	$\triangle 2,367$	通信運搬費 手数料	△1,890 △438
						- 	△430 △33
						保険料	$\triangle 6$
		12 委	託	料	△3,466	選挙公報配布業務委託料ほか	
		13 使用	<u> </u>			選挙用資材借上料ほか	
			金、補助			選挙運動用自動車交付金ほか	
		交付					
	5,774	7 報	償	費		ポスター掲示場設置謝礼ほか	
		8旅		費		費用弁償	
		10 需	用	費	△775	消耗品費	$\triangle 427$
						食糧費	△38
						光熱水費 修繕料	$\triangle 5$ $\triangle 305$
		11 役	 務	費	^6 527	通信運搬費	$\triangle 6,303$
		11 1	477	只	△0, 521	手数料	△221
						保険料	△3
		12 委	託	料	△2,129	ポスター掲示場設置業務委託料ほ	
						か	
			料及び賃			選挙用資材借上料ほか	
	8,620	1 報		酬		投票立会人報酬ほか	
		3 職		当 等	△1,600		
		7報	償	費		ポスター掲示場設置謝礼ほか	۸ ۵۵
		8 旅		費	$\triangle 59$	費用弁償	$\triangle 33$
		10 需	H	費	^ 7E0	普通旅費	<u>△26</u>
		10 斋	用	貫	△199	消耗品費 食糧費	△411 △38
						光熱水費	$\triangle 5$
						修繕料	$\triangle 305$
		11 役	務	費	△5,334	通信運搬費	△5,110
						手数料	△221

(款) 2 総務費 (項) 4 選挙費

				補 正	額	の	財	源
目	補正前の額	補 正 額	計	特	定	財	源	
				国府支出金	地方	債	その	他
計	487,016	△87,794	399, 222	△38, 180				

(項) 5 統計調査費

(1)(1)			1					
				補 正	額	の	財	源
目	補正前の額	補 正 額	計	特	定	財	源	
				国府支出金	地方	債	その	他
1 統計調査総務 費	18, 208	△23	18, 185					
2 基幹統計調査費	16,470	△3,539	12, 931	△3, 539				
3 その他統計調 査費	88	△26	62	△26				
計	34, 766	$\triangle 3,588$	31, 178	$\triangle 3,565$				

							\	1 1 47
内	訳		節					
一般	財源	区	分	金	額	説	明	
						保険料		△3
		12 委	託 料		$\triangle 1,541$	ポスター掲示場設置業務委託	七料ほ	
						か		
		13 使用彩	及び賃借料		△1,680	選挙用資材借上料ほか		
\triangle	49,614							

(単位 : 千円)

内	訴	í				節			
一般	財	源		区	5	}	金	額	説明
		$\triangle 23$	8 方			費		△7	普通旅費
				負担金 交付金	、補助	力及び			近畿都市統計協議会負担金
			1 ‡			酬		△1,750	調査員報酬
			2 糸	合		料		△316	
			3 耳	戦 員	手	当 等		△140	
			4 🗦		済	費		△183	
			7 幸	报	償	費		△62	住宅・土地統計調査協力謝礼金
			8 方			費		△15	普通旅費
			10 🕏		用	費		△316	消耗品費 △91
									印刷製本費 △225
			11 1	<u>元</u> 文	務	費		△321	通信運搬費
			12 💈	토	託	料		△400	住宅・土地統計調査業務委託料
			13 1	吏用料	及び	賃借料			電子複写機借上料
			11 1		務	費			通信運搬費
		△23							

(款) 2 総務費 (項) 4 選挙費 ~ (款) 2 総務費 (項) 5 統計調査費 (項) 6 監査委員費

				補	正	額	の	財	源
目	補正前の額	補 正 額	計	特		定	財	源	
				国府支出	金	地方	債	その	他
1監査委員費	101,865	△3,435	98, 430						
計	101,865	$\triangle 3,435$	98, 430						

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(例 1)	上厶佃瓜貝							
				補正	額	の	財	源
目	補正前の額	補 正 額	計	特	定	財	源	
				国府支出金	地方	債	その	他
1 社会福祉総務 費	6, 803, 234	△28,017	6,775,217	△137, 151			1	,160

								(1 122	1 1 4/
内	訳			í	節				
一般	財源	Ĭ,	区	分		金	額	説明	
	△3,43	35	1 報		酬	2	△1,771	委員報酬	
			2 給		料		△549		
			4 共	済	費		△202		
			8 旅		費		△615	費用弁償	△314
								普通旅費	$\triangle 9$
								特別旅費	△292
		Ī	10 需	用	費		△7	印刷製本費	
			12 委	託	料		△121	工事技術調査業務委託料	
			13 使用料	及び賃	借料		△12	電子複写機借上料	
			18 負担金、	、補助及	とび		△158	近畿地区都市監査委員会負担金ほ	
			交付金					か	
	$\triangle 3,43$	35							

(単位 : 千円)

内	訳				節	j			
一般	財	源	[<u>X</u>	分		金	額	説明
	107,	, 974	1 報			酬		<u>∆2, 297</u>	会計年度任用職員報酬
			2 給			料	\triangle	13,654	
			3 職	員 彐	戶 当	等	\triangle	14, 440	
			4 共	ñ	\$	費	۷	∆4,619	
			7 報	貨	賞	費	4	∆3,410	個別避難計画作成支援報奨金ほか
			8 旅			費		△150	費用弁償
			12 委	言	£	料		△852	災害時要援護者意向確認書封入封
									緘業務委託料ほか
			13 使月	甲料及	び賃付	昔料		△77	/ バス借上料
			18 負担	旦金、褚	前助及	び	$\triangle 1$	22,810	住民税非課税世帯支援給付金ほか
			交付	寸金					
			19 扶	且	<u></u> _	費		10,820	住居確保給付金ほか

2 総務費 (項) 3 民生費 (項) 6 監査委員費

(款) (款) 1 社会福祉費

				1		
				補正	額の	財 源
目	補正前の額	補 正 額	計	特	定 財	源
				国府支出金	地方債	その他
2厚生援護費	4,914	△60	4,854	31		
3 老 人 福 祉 費	1,879,401	△380, 024	1, 499, 377	△316,717	△29,900	372
4 心身障害者医療助成費	801, 178	4,629	805, 807	2,313		
6 交流活動館費	84,309	△6,074	78, 235			255
8 心身障害者福 祉施設整備費	3	2,699	2,702			2,699
積立金	270 020	A 20 C44	250 202		A 44 000	470
9 総合福祉会館 費	279, 936	△20,644	259, 292		△44 , 900	473

				(単位 : 千円)
内 訳		節		
一般財源	区	分	金額	説明
	00 <i> </i> #\m	イル マ ヤ マツ	145 110	
	割引料	利子及び	145, 112	過年度国庫支出金等返還金
△91	18 負担金、 交付金	補助及び	△60	原爆被爆者支援活動補助金
△33,779		西州	△268	介護保険施設等選定委員会委員報 酬ほか
	7 報	賞 費	△148	長寿祝賀祝金ほか
	8旅	費		普通旅費
	11 役	務費		手数料 △5
				筆耕翻訳料 △3
	12 委	託 料	$\triangle 2,715$	寝具乾燥消毒サービス業務委託料 ほか
	13 使用料	及び賃借料	△5,227	高齢者団体用福祉バス借上料
		補助及び		認知症高齢者グループホーム等防
	交付金	114.72724	,	災改修等補助金ほか
	19 扶	助費	△90	在日外国人高齢者給付金
2,316		務費		手数料
	19 扶	助費	4,402	医療扶助費
△6,329	2 給	料	△898	
	10 需	用 費	△1,150	光熱水費
	12 委	託 料	△4,026	警備業務委託料ほか
	24 積	立 金	2,699	積立金
23,783	1 報	西州	△50	嘱託医報酬
,	2 給	料		
	3 職 員	手 当 等	△4, 237	
	4 共	済 費		
	10 需	用 費		光熱水費
	11 役	務費	△213	通信運搬費 △50 保険料 △163
	12 委	託 料	△1,515	非常用自家発電設備更新工事設計 業務委託料ほか
	14 工 事	請負費	△7 , 450	

(款) 3 民生費 (項) 1 社会福祉費

	1				
			補 正	額の	財 源
補正前の額	補 正 額	計	特	定 財	源
			国府支出金	地方債	その他
5, 197, 882	△185,436	5, 012, 446	△30, 227		
220, 374	△6,526	213, 848		△5,900	1, 199
680,962	△152	680,810	26, 302		
12,003,360	85, 351	12, 088, 711	43, 878		△40,000
3, 913, 247	79, 543	3, 992, 790			
1, 169, 390	△23,775	1, 145, 615	△6,095		
11,492	650	12, 142			100
9, 240	_	9, 240		△6,800	
_	1,599	1,599			
33, 248, 691	△476 , 237	32, 772, 454	△417, 666	△87,500	△33, 742
	5, 197, 882 220, 374 680, 962 12, 003, 360 3, 913, 247 1, 169, 390 11, 492 9, 240	$5, 197, 882$ $\triangle 185, 436$ $220, 374$ $\triangle 6, 526$ $680, 962$ $\triangle 152$ $12, 003, 360$ $85, 351$ $3, 913, 247$ $79, 543$ $1, 169, 390$ $\triangle 23, 775$ $11, 492$ 650 $9, 240$ $ 1, 599$	$5, 197, 882$ $\triangle 185, 436$ $5, 012, 446$ $220, 374$ $\triangle 6, 526$ $213, 848$ $680, 962$ $\triangle 152$ $680, 810$ $12, 003, 360$ $85, 351$ $12, 088, 711$ $3, 913, 247$ $79, 543$ $3, 992, 790$ $1, 169, 390$ $\triangle 23, 775$ $1, 145, 615$ $11, 492$ 650 $12, 142$ $9, 240$ $ 9, 240$ $ 1, 599$ $1, 599$	横正前の額 補 正 額 計 特	横正前の額 補 正 額 計 特 定 財

				(単位 : 千円)
内 訳		節		
一般財源	区	分	金額	説明
△155, 209	27 繰	出金	△185,436	繰出金
△1,825	12 委	託 料	△6,526	空調改修工事設計業務委託料
△26, 454	1報	酉州	△76	社会福祉審議会障がい者施策推進 専門分科会委員報酬
	4 共	済 費	△55	
	7 報	償 費		社会福祉審議会障がい者施策推進 専門分科会公募委員謝礼
81,473	1報	酌州	△72	社会福祉審議会身体障害者専門分 科会委員報酬、会計年度任用職員 報酬
	3 職 員	手 当 等	△90	
	4 共	済費		
	12 委	託 料		障害者相談支援業務委託料ほか
	18 負担金、 交付金			日中活動系サービス給付費ほか
79, 543	18 負担金、 交付金	補助及び	79,543	大阪府後期高齢者医療広域連合負 担金
△17,680	27 繰	出金	△23,775	繰出金
550	24 積	立 金	650	積立金
6,800				
1,599	27 繰	出金	1,599	繰出金
62,671				
			•	

(款) 3 民生費 (項) 1 社会福祉費

(項) 2 児童福祉費

(項/ 6)	心里佃仙貝					
				補正	額の	財源
目	補正前の額	補 正 額	計	特	定財	源
				国府支出金	地方債	その他
1 児童福祉総務費	2, 032, 216	37, 169	2, 069, 385	△35,063		△26,954
2児童措置費	6,931,395	△258, 460	6, 672, 935	△120 , 504		
0/11 - 12 - 12 - 12	0.050.550	4 000 015	0.040.005	A 0 110	4.1.000	
3保育園費	3, 070, 552	△223,915	2,846,637	△3,116	△1,800	
4 母 子 福 祉 費	583, 553	△52,042	531,511	△51,044		
6 留守家庭児童 育成費	2, 325, 850	△185 , 570	2, 140, 280	9,960	△10,000	7, 134

				(単位 : 十	11/
内 訳		節			
一般財源	区	分	金額	説明	
99, 186	1 報	西州	△327	- 子ども・子育て支援審議会委員報 酬	
	2 給	料	△27,442		
	3職員	手 当 等	△22, 167		
	4 共	済 費	△11,000		
	7 報	償 費	△46	講師謝礼金ほか	
	10 需	用費	△295	消耗品費 // // // // // // // // // // // // //	∆288 △7
	12 委	託 料	△23, 473	家庭児童相談システム構築業務委 託料ほか	
	18 負担金、 交付金	補助及び	△135 , 245	保育人材確保給付金ほか	
	22 償還金、割引料	利子及び	257, 164	過年度国庫支出金等返還金	
△137, 956		補助及び	△1,900	就学前児童子育て世帯支援金	
	19 扶	助費	$\triangle 256,560$	児童手当ほか	
△218,999	1報	西州	△40 , 188	会計年度任用職員報酬	
	2 給	料	\triangle 67,761		
	3職員	手 当 等	△71,337		
	4 共	済 費	\triangle 38,502		
	8 旅	費		費用弁償	
	12 委	託 料		包括施設管理業務委託料	
△998	18 負担金、 交付金	補助及び	\triangle 52, 042	子育て世帯生活支援特別給付金ほ か	
△192,664	1報	西州	△244	審議会等委員報酬	
	3職員	手 当 等	△3,800		
	4 共	済 費	△12,000		
	10 需	用費	△3,500		∆500 5,000
	11 役	務費	$\wedge 2.490$	通信運搬費	,
	12 委	託 料		留守家庭児童育成室運営業務委託 料ほか	
	13 使用料	及び賃借料	△687	電子申請システム使用料	_

(款) 3 民生費 (項) 2 児童福祉費

				補正	額の	財源
目	補正前の額	補 正 額	計	特	定財	源
				国府支出金	地方債	その他
8児童会館費	428,062	△3,540	424, 522	△915	△18,600	
9 子ども医療助成費	2,066,708	_	2,066,708	976		
10 こども発達支 援センター費	777,635	△44, 642	732, 993	△4, 351		△10,000
11 のびのび子育 てプラザ費	126,054	△3, 292	122, 762			
12 特定教育・保 育施設等助成 費	978, 179	△16,800	961,379	△15,608		
13 施設型・地域 型保育給付費	9, 338, 443	655, 799	9, 994, 242	503,896		
14 幼保連携型認定こども園費	615,461	△37, 897	577, 564	△742		
15 子育てのため の施設等利用 給付費	1, 359, 788	△167,564	1, 192, 224	△102,814		
17 児童福祉サー ビス給付費	3, 103, 416	37,418	3, 140, 834	28, 279		
18 (仮称)山田 こども園整備 費	102, 672	208, 584	311, 256	150,664	60,200	

			(単位 : 千円)
内 訳	節		
一般財源	区分	金額	説明
	14 工 事 請 負 費 18 負担金、補助及び 交付金	△9,426 △1,400	特定退職金共済・勤労者福祉共済 負担金
15, 975	3職員手当等10需用费	△2, 240 △1, 300	消耗品費
△976			
△30, 291	2 給 料 3 職 員 手 当 等 4 共 済 費	\triangle 19, 108 \triangle 14, 534 \triangle 6, 500	
△3, 292	10 需 用 費 2 給 料	△4,500 △509	光熱水費
	3職員手当等 4共済費 10需 用費	$\begin{array}{c} \triangle 933 \\ \triangle 600 \\ \triangle 1 & 250 \end{array}$	光熱水費
△1,192	18 負担金、補助及び 交付金		特定教育・保育施設等運営助成金
151, 903	19 扶 助 費	655, 799	施設型・地域型保育給付費
△37, 155	1報 酬 2給 料 3職員手当等 等費 4共 済費 8旅 費	$\triangle 13,543$ $\triangle 12,654$ $\triangle 5,700$	
△64,750		△167, 564	施設等利用費
9, 139	3職員手当等18 負担金、補助及び交付金	△286 37,704	障がい児通所給付費ほか
△2, 280			建設工事監理業務委託料建設工事費

(款) 3 民生費 (項) 2 児童福祉費

				補正	額の	財 源
目	補正前の額	補正額	計	特	定 財	源
				国府支出金	地方債	その他
20 こども笑顔輝 き基金積立金	_	32, 503	32, 503			2, 152
計	34,011,489	△22, 249	33, 989, 240	359,618	29,800	△27,668

(項) 3 生活保護費

				補正	額	の	財	源
目	補正前の額	補 正 額	計	特	定	財	源	
				国府支出金	地方	債	その	他
1 生活保護総務 費	557, 260	△25, 677	531,583	598				
計	11, 162, 716	$\triangle 25,677$	11, 137, 039	598				

(項) 4 災害救助費

() ()	1 1 1 1 1 1 1 1 1					
				補正	額の	財 源
目	補正前の額	補 正 額	計	特	定 財	源
				国府支出金	地方債	その他
2 災害救助資金 貸付基金繰出 金	_	300	300			
計	1,330	300	1,630			

									(1	1 7/
内	訳		節							
→ ;	般財源	区	分		金	額		説	明	
	30, 351	24 積	立	金		32, 503	積立金			
	∆383 , 999		•							

(単位 : 千円)

			<u> </u>	114/
内 訳	節			
一般財源	区 分	金額	説明	
△26, 275	2 給 料	△22, 382		
	3職 員 手 当 等	△17,037		
	4 共 済 費	$\triangle 7,400$		
	12 委 託 料		活保護システム改修業務委託料	4
	22 償還金、利子及び	19,945 過年	年度国庫支出金等返還金	
	割引料			
$\triangle 26,275$				

(単位 : 千円)

							(114/
内	訳		節				
一般	设財源	区	分	金	額	説	明
	300	27 繰	出 ś	À L	300	繰出金	
	300						

(款) 3 民生費 (項) 2 児童福祉費

(款) 3 民生費 (項) 4 災害救助費

(項) 5 国民年金費

				補	正	額の	財	源
目	補正前の額	補 正 額	計	特	定	財	源	
				国府支出金	金地	方債	その	他
1国民年金費	69,470	3,693	73, 163					
計	69,470	3,693	73, 163					

(項) 6 国民健康保険費

				補正	額の	財 源
目	補正前の額	補 正 額	計	特	定財	源
				国府支出金	地方債	その他
1 国民健康保険 特別会計繰出 金	2, 965, 312	32,941	2, 998, 253	35, 477		
計	2, 965, 312	32,941	2, 998, 253	35, 477		

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

				補正	額の	財 源
目	補正前の額	補 正 額	計	特	定 財	源
				国府支出金	地方債	その他
1 保健衛生総務 費	3, 657, 417	652,777	4, 310, 194	△6,433		△4, 255

			(十四 • 111)
内訳	節		
一般財源	区分	説 金 額	明
3,69	3 2 給 料	△907	
	3職 員 手 当 等	$\triangle 1,700$	
	4 共 済 費	△600	
	12 委 託 料	△429 窓口業務委託料	
	22 償還金、利子及び	7,329 過年度国庫支出金返還	金
	割引料		
3,69	3		

(単位 : 千円)

内	訳		節				
一般	対 源	区	分	金	額	- 説 -	
	△2,536	27 繰	出金		32, 941	繰出金	
	$\triangle 2,536$				-		

(単位 : 千円)

内	111111	尺				節				
— 彤	殳 郥	t i	原	区	4	}	金	額	説	明
	66	3,4	165	1 報		州		△609	医療審議会委員報酬、 用職員報酬ほか	会計年度任
				2 給	•	料		∆76 , 921		

(款) 3 民生費 (項) 5 国民年金費

· (款) 4 衛生費 (項) 1 保健衛生費

				補正	額	の	財	源
目	補正前の額	補 正 額	計	特	定	財	源	
				国府支出金	地方	債	その	他
5 公害健康被害 補償費	307, 474	△52,210	255, 264	△1,297			△48	,739
6 公害保健福祉 事業費	1,493	△79	1,414					
7環境保全費	41,377	△2,696	38, 681	△268				

					<u> </u>
内 訳		節			
一般財源	区	分	金額	説明	
	り 啦 具	工 ル 学	. \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \		
	3職員	手 当 等			
	<u>4 共</u> 7 報	<u>済</u> 費		地域医療推進懇談会委員謝礼金ほ	
	7 羊区	惧 集	₹	地域医療推進窓談云安貝朗化並はか	
	8 旅	費	△47	普通旅費	
	10 需	用 費	$\triangle 3,523$	消耗品費	$\triangle 2,174$
				燃料費	△17
				印刷製本費	$\triangle 56$
				光熱水費	$\triangle 1,276$
	11 役	務 費	$\triangle 2,837$	通信運搬費	$\triangle 2,750$
				手数料	△73
				保険料	△14
	12 委	託 彩	\triangle 13,505	地域外来・検査センター運営業務	
				委託料ほか	
	13 使用料	及び賃借料	$\triangle 1,617$	電子複写機借上料ほか	
	18 負担金、	補助及び	△1,044	PCR検査実施促進補助事業補助	
	交付金			金ほか	
	22 償還金、 割引料	利子及び	836,765	過年度国庫支出金返還金	
△2,174			<u> </u>	公害健康被害認定審査会委員報酬	
	2 給	彩			
	3 職 員	<u> </u>			
	4 共				
	8旅			特別旅費	
	12 委	託 彩		医学的検査業務委託料	
	19 扶	助費		公害健康被害補償給付費	
△79	1 報	酬		会計年度任用職員報酬	
	8 旅			費用弁償	
△2,428	1 報			環境審議会委員報酬、環境影響評	
				価審議会委員報酬	
	10 需	用費	△781	光熱水費	
	12 委	託 彩	$\triangle 1,597$	公共施設における再エネ導入ポテ	
				ンシャル調査業務委託料ほか	
-			-	•	

(款) 4 衛生費 (項) 1 保健衛生費

				補 正	額	の	財	源
目	補正前の額	補 正 額	計	特	定	財	源	
				国府支出金	地方	債	その	他
10 保健事業費	612, 452	△2,736	609,716	△654			Δ1	, 248
	100 000	A 10 CEA	00 700	110				
11 公 害 対 策 費	102, 393	△18,654	83, 739	119				
12 母子保健事業	1, 164, 533	△14,095	1, 150, 438	77,728				△13
費 14 予 防 費	4, 189, 412	△1, 484, 653	2, 704, 759	△1, 117, 256				

-				(単位:	十円)			
内 訳		節						
一般財源	区	分	金額	説明				
△834	1 報	—————————————————————————————————————	△497	 国民健康栄養調査員報酬、会計年 度任用職員報酬				
	3 職 員	手 当 等	△210					
	4 共	済費	△30					
	7 報	償 費	△362	健康すいた21推進懇談会委員謝 礼金ほか				
	8 旅	費	△269	費用弁償 普通旅費 特別旅費	△40 △118 △111			
	11 役	務費	△31	保険料				
	12 委	託 料		フレイル等予防栄養相談業務委託 料ほか				
	13 店田料	及び賃借料	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	講演会会場使用料				
		補助及び		健康支援アプリ運用・保守負担金				
	交付金			ほか				
△18,773	7 報	償 費	△48	土壌・地下水汚染浄化対策等専門 家会議委員謝礼金				
	10 需	用費	△1,003	消耗品費 光熱水費	△33 △970			
	11 役	務費	△82	通信運搬費				
	12 委	託 料		環境監視業務委託料ほか				
	17 備 品	購入費		オキシダント計購入費ほか				
△91,810	18 負担金、 交付金			出産・子育て応援給付金ほか				
△367, 397		償費	△50	結核検診医師謝礼ほか				
	8旅			特別旅費				
	11 役	務費		通信運搬費	△3,826			
	//				\triangle 14,615			
	12 委	託 料	△1, 115, 687	新型コロナウイルス感染症検査業 務委託料ほか				
	13 使田料	及び賃借料	∧3 1 4 3	モバイルクリニック賃借料				
		補助及び	·	新型コロナワクチン接種個別接種				
	交付金	11112/3/20		促進協力金ほか				
	ントーゴコビ			NCV 1447 4 312 10:14				

(款) 4 衛生費 (項) 1 保健衛生費

				補正	額の	財 源
目	補正前の額	補 正 額	計	特	定財	源
				国府支出金	地方債	その他
15 産業廃棄物対策費	12,702	△7,721	4, 981			△5,790
16 生活衛生費	16,411	△584	15, 827			
17 環境まちづく	150, 899	12,531	163, 430			369
り基金積立金						
計	10,603,901	△918 , 120	9, 685, 781	$\triangle 1,048,061$		\triangle 59,676

(項) 2 清掃費

				補直	E 額	〔 の	財	源
目	補正前の額	補 正 額	計	特	定	財	源	
				国府支出金	地	方債	その	他
1清掃総務費	691, 451	△4,726	686,725					
2塵芥処理費	2, 079, 995	△3,665	2,076,330					
3 し 尿 処 理 費	38, 555	△251	38, 304					
4 塵芥焼却処理	2, 222, 447	$\triangle 9,064$	2, 213, 383				6	361
費								

			(1 區 113)
内 訳	節		
一般財源	区 分	金額	説明
	19 扶 助 費	△292, 113	新型コロナウイルス感染症入院医 療費助成ほか
△1,931	12 委 託 料	△7,721	PCB廃棄物処分業務委託料ほか
△584	13 使用料及び賃借料	△84	車両リース料
	18 負担金、補助及び 交付金		食品衛生申請等システム運用・保 守負担金
12, 162	24 積 立 金	12, 531	積立金
189,617			

(単位 : 千円)

内	訳				節						
一般	財 源		区 分		金	額	説明				
	△4 , 72	6 3 鵈	員	手	当	等		△233			
		7 報	Ž	償		費		△3,611	再生資源集団回収報償金		
		12 委	\$	託		料		△882	大阪湾広域廃棄物埋立処分場整備		
									事業委託料		
	△3,66	5 1 新	Ž			酬		△2 , 600	会計年度任用職員報酬		
		10 需	Î	用		費		$\triangle 460$	光熱水費		
		11 衫	<u> </u>	務		費		$\triangle 72$	手数料		
		12 委		託		料		△519	機械警備業務委託料ほか		
		13 使	用料	及び	賃借				電子複写機借上料		
	$\triangle 25$			託		料		$\triangle 251$	機械警備業務委託料		
	$\triangle 15,42$		2 給 料			$\triangle 3,728$					
		3 瑣	員	手	当	等		△4 , 336			
		4 共	:	済		費		△1,000			

(款) 4 衛生費 (項) 1 保健衛生費 ~ (款) 4 衛生費 (項) 2 清掃費

				補立	E 額	の	財		源
目	補正前の額	補 正 額	計	特	定	財	ì	原	
				国府支出金	え 地 フ	方 債	そ	の	他
5 破砕選別処理 費	665,044	△11,421	653, 623		Δ	∖2, 200			
7 廃棄物処理施 設整備費積立 金	800, 355	1,909	802, 264					1	,909
8 廃棄物処理施 設整備費	318, 186	△616	317,570			△500			
計	6,868,646	△27,834	6,840,812		Δ	2,700		8	, 270

(項) 3 上水道費

				補正	額	の	財	源
目	補正前の額	補 正 額	計	特	定	財	源	
				国府支出金	地方	債	その	他
1上 水 道 費	_	8,044	8,044					
計	_	8,044	8,044					

			(+位・111)
内 訳	節		
一般財源	区 分	金額	明
△9, 221	2 給 料	△4 , 130	
	3職 員 手 当 等	△4,120	
	4 共 済 費	△300	
	14 工 事 請 負 費	△2,871	
	24 積 立 金	1,909 積立金	
△116	14 工 事 請 負 費	△616	
△33,404			

(単位 : 千円)

内言	沢		節				
一般則	才源	区	分	金	額	説	明
	8,044	18 負担金、 交付金	補助及び		8,044	水道事業会計負担金	
	8,044						

(款) 4 衛生費 (項) 2 清掃費 ~ (款) 4 衛生費 (項) 3 上水道費

(款) 5 労働費

(項) 1 労働諸費

				補	正	額	į o	財	源
目	補正前の額	補 正 額	計	特		定	財	源	
				国府支出	金	地	方債	その	他
1労働諸費	83, 903	△12,417	71,486						
2 勤労者会館費	114, 991	△5,767	109, 224					∧ 1	,276
3 勤労者福祉共	9, 150	△1,361	7,789						, 110
済特別会計繰	, , , ,		,,,,,						
出金									
計	208, 044	△19,545	188, 499					△1	,276

(款) 6 農業費

(項) 1 農業費

				補 ፲	E 額	の	財	源
目	補正前の額	補 正 額	計	特	定	財	源	
				国府支出金	地 方	i 債	その	他
1農業委員会費	44,069	△2,304	41,765					
2農業総務費	25, 343	$\triangle 1,537$	23, 806					
3農業振興費	8,069	△250	7,819					
4 農 地 費	340	△200	140					
計	77,821	△4 , 291	73,530			_		

		(1 🖾 113)
節		
区 分	金額	説明
報	△84	JOBナビすいた運営業務委託事
.t.tt.t.	4 - 00-	業者選定委員会委員報酬
職員手当等	$\triangle 3,362$	
共 済 費	△2,300	
報償費	△88	就労体験謝礼金ほか
役 務 費	△39	通信運搬費
委 託 料	△597	JOBナビすいた運営業務委託料
使用料及び賃借料	△12	電子複写機借上料
委 託 料	△5,767	指定管理者施設管理費ほか
繰 出 金	△1,361	繰出金
	区 分 翻 料 等	区 分 金 額 報 酬 △5,935 職 員 手 当 等 △3,362 共 済 費 △2,300 報 償 費 △88 程 務 費 △39 委 託 料 △597 使用料及び賃借料 △12 委 託 料 △5,767

(単位 : 千円)

内 訳	節		
一般財源	区 分	金額	説明
△2,304	2 給 料	△674	
	3職 員 手 当 等	△1,130	
	4 共 済 費	△500	
△1,537	2 給 料	△900	
	3職 員 手 当 等	△637	
△250	18 負担金、補助及び	△250	市民農園整備運営事業補助金ほか
	交付金		
△200	15 原 材 料 費	△200	農業用水路原材料費
△4, 291			

(款) 5 労働費 (項) 1 労働諸費 ~ (款) 6 農業費 (項) 1 農業費

(款) 7 商工費

(項) 1 商工費

				補正	額	の	財	源
目	補正前の額	補 正 額	計	特	定	財	源	
				国府支出金	地方	i 債	その	他
1商工総務費	128,050	△11,958	116,092					
	1 050 004	A 0.0 F.00	1 000 101	20.04	,			^ 000
2商工振興費	1,656,694	$\triangle 26,593$	1,630,101	68, 349)			∆232
計	1, 784, 750	△38 , 551	1,746,199	68, 349)			∆232

(款) 8 土木費 (項) 1 土木管理費

				補 』	額	の	財	源
目	補正前の額	補 正 額	計	特	定	財	源	
				国府支出金	地方	債	その	他
1土木総務費	1, 259, 277	△67,115	1, 192, 162				Δ	\344
3 開発指導費	259, 963	△8,926	251,037					

			(- 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 -	
内訳	節			
一般財源	区分	金額	説明	
△11,958	2 給 料	△6,645		
	3職 員 手 当 等	△3,913		
	4 共 済 費	△1,400		
△94 , 710	1報 酬	△682	地元企業等共同研究開発事業認定	
			審査会委員報酬 🗸	16
			会計年度任用職員報酬 △	666
	3職 員 手 当 等	△156		
	7報 償 費	△52	中小企業セミナー講師謝礼金ほか	
	10 需 用 費		印刷製本費	
	13 使用料及び賃借料	△20	起業家交流会会場使用料	
	18 負担金、補助及び	$\triangle 25,613$	中小企業等チャレンジ補助金 △15,	
	交付金		展示会等出展事業補助金 $\triangle 1$,	200
			創業支援型事業所賃借料補助金、	
			吹田産業フェア補助金ほか △8,	799
$\triangle 106,668$				

(単位 : 千円)

内 訳	節		
一般財源	区 分	金額	説明
△66 , 771	1 報 酬	△256	会計年度任用職員報酬
	2 給 料	△29, 264	
	3職 員 手 当 等	$\triangle 25, 107$	
	4 共 済 費	△12,392	
	13 使用料及び賃借料		電子複写機借上料
△8,926		$\triangle 5,727$	
	3職 員 手 当 等	△1,789	
	4 共 済 費	△1,400	

(款) 7 商工費 (項) 1 商工費 ~ (款) 8 土木費 (項) 1 土木管理費

				補正	額の	財 源
目	補正前の額	補 正 額	計	特	定 財	源
				国府支出金	地方債	その他
4 北部消防庁舎 等複合施設建 設費	1,407,910	_	1,407,910		△3,800	3,600
計	2, 936, 035	△76 , 041	2, 859, 994		△3,800	3,256

(項) 2 道路橋梁費

(項/ 1)	已如何不具					
				補正	額の	財 源
目	補正前の額	補 正 額	計	特	定財	源
				国府支出金	地方債	その他
1 道路橋梁総務 費	143,556	△21, 292	122, 264	△365		
2道路維持費	617,312	△7,625	609, 687	△9,178		△27
3 道路新設改良費	932, 475	△148,048	784, 427	12,615	△162,700	12,645
4交通対策費	284,622	△30, 731	253, 891			
6 橋梁新設改良 費	254, 308	164, 049	418, 357	84, 292	57,600	

			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
内 訳	節		
一般財源	区 分	金額	説明
	18 負担金、補助及び 交付金	△10	全国建築審査会長会議出席負担金
200			
△75 , 497			

(単位 : 千円)

内 訳	節		
一般財源	区 分	金額	説明
△20, 927	12 委 託 料	△21,088	道路用地図面作成業務委託料ほか
	13 使用料及び賃借料	△199	道路用地借上料ほか
	18 負担金、補助及び	△5	近畿ブロック国土調査推進連絡協
	交付金		議会負担金
1,580	11 役 務 費		保険料
	12 委 託 料		施設管理委託料
△10,608			調査・測量業務委託料ほか
	14 工 事 請 負 費	△11,688	
	16公有財産購入費		岸部南 1 号線用地購入費
	21 補償、補填及び賠 償金	\triangle 76, 087	支障物件移設補償費
△30,731	13 使用料及び賃借料	△360	放置自転車等管理システムリース
			料
	18 負担金、補助及び	△30, 371	ノンステップバス購入補助金、ベ
	交付金		ンチ設置補助金ほか
22, 157	12 委 託 料		橋梁補修工事設計業務委託料ほか
	14 工 事 請 負 費	170, 184	高浜橋耐震補強及び補修工事費 219,312
			橋梁補修及び改良工事費 △49,128

(款) 8 土木費 (項) 1 土木管理費 (款) 8 土木費 (項) 2 道路橋梁費

				補正	額の	財 源
目	補正前の額	補 正 額	計	特	定 財	源
				国府支出金	地方債	その他
計	2, 286, 473	△43,647	2, 242, 826	87, 364	△105, 100	12,618

(項) 3 水路費

				補	正	額	(の	財	源
目	補正前の額	補 正 額	計	特		定	財	源	
				国府支出	金	地	方債	その	他
1水路総務費	92, 245	△5, 277	86,968						△17
2水路維持費	53, 190	△452	52, 738						
3 水路新設改良 費	82,721	△24,890	57, 831						
計	228, 156	△30,619	197,537						△17

				\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	- /
内訳	節				
一般財源	区 分	金額	説	明	
	18 負担金、補助及び 交付金	△1,613	橋梁補修工事負担金		
\triangle 38,529					

(単位 : 千円)

内	訳			節						
一般	財	源		区	5)		金	額	説明
	△5,	260					枓		$\triangle 2,009$	
			3 耶	員	手	当	等		$\triangle 2,449$	
			4 ‡	Ļ	済	1	費		$\triangle 800$	
			18 負	担金	、補助	カ及び			△19	淀川右岸治水促進期成同盟負担金
			ろ	付金						
	\triangle	452	11 名	t Č	務	1	費		△72	通信運搬費
			12 🕏) C	託	¥	枓		$\triangle 380$	雨量・水位監視、樋門遠隔操作シ
										ステム保守委託料ほか
	∆24 ,	890	12 💈	ŶĹ	託	¥	料		$\triangle 3,968$	家屋等調査業務委託料ほか
			14 🗆	_ 事	請	負	費	Δ	16,571	
			21 袝	i償、	補填及	及び賠			$\triangle \overline{4,351}$	支障物件移設補償費ほか
			值	金						
	∆30 ,	602								

(款) 8 土木費 (項) 2 道路橋梁費 ~ (款) 8 土木費 (項) 3 水路費 (項) 4 土木整備費

				補 正	額の	財源
目	補正前の額	補 正 額	計	特	定 財	源
				国府支出金	地方債	その他
2受託工事費	15, 140	△14,700	440			△14,600
計	161,513	△14 , 700	146,813			△14,600

(項) 5 都市計画費

(**************************************	N IN								
				補	正	額	の	財	源
目	補正前の額	補 正 額	計	特		定	財	·····································	
Ħ		11. 11. 11. 11.	ΠI	বি			炽	1//	<u> </u>
				国府支出	金品	地フ	5 債	そ	の他
1 都市計画総務 費	493, 047	△18, 788	474, 259						
2 八 匡 軟	1 100 140	A 22 F2F	1 179 014		000		1 000		407
2公園整備費	1, 196, 149	$\triangle 23,535$	1, 172, 614	l,	980	\triangle	1,000		497

								,
内	記		節					
一般	財源	区	分	金	額	説	明	
	△100	14 工 事	請負費	\triangle	14,600			
		22 償還金、 割引料	利子及び		△100	受託復旧工事過年度還付金		
	△100				•			

(単位 : 千円)

内 訳	節		
一般財源	区 分	金額	説明
△18,788	1 報	△227	都市計画審議会委員報酬、景観ま ちづくり審議会委員報酬
	2 給 料	△8,804	
	3職 員 手 当 等	△2,997	
	4 共 済 費	△4 , 200	
	7報 償 費	△359	まちづくり活動支援アドバイザー
			派遣謝礼金ほか
	8 旅 費		費用弁償
	10 需 用 費	△189	消耗品費 △168
			印刷製本費 △21
	11 役 務 費	△364	通信運搬費 △62
			筆耕翻訳料 △278
			保険料 △24
	12 委 託 料		まちづくり検討業務委託料
	13 使用料及び賃借料		電子複写機借上料ほか
	17 備 品 購 入 費		電算関係備品購入費
	18 負担金、補助及び	$\triangle 227$	景観まちづくり活動事業補助金ほ
	交付金		か
△25,012	1報 酬	△993	会計年度任用職員報酬

(款) 8 土木費 (項) 4 土木整備費 ~ (款) 8 土木費 (項) 5 都市計画費

				補正	額の	財源
目	補正前の額	補 正 額	計	特	定財	源
				国府支出金	地方債	その他
3 都市計画道路 維持管理費	4, 842	△4,842	0			
4 自転車駐車場費	697, 413	△53, 293	644, 120			△16,668
6 緑 化 維 持 費	321,094	$\triangle 2,512$	318, 582			△2,482
11下 水 道 費	3, 080, 595	△197, 956	2, 882, 639			
12 千里丘朝日が 丘線道路新設 費	161, 292	△113,465	47, 827			10,000
13 佐井寺西土地 区画整理費	1, 940, 467	△467, 297	1, 473, 170	227, 185	△253, 100	230, 018

内 訳 節 説 明 一般 財源 区 分 金 額 説 明 12 委 託 料 △17,201 (水道給水加入金) 2644 水道給水加入金 水道給水加入金 公4,842 (11 役 務 費 △5,077 (18 負租金、補助及び 交付金 △2644 水道給水加入金 公2644 水道給水加入金 △36,625 (10 需 用 費 △19,895 (14 工 事 請 負 費 △19,895 (14 工 事 請 負 費 △13,882 (17 備 品 購 入 費 △6,688 (14 工 事 請 負 費 △13,3882 (17 備 品 購 入 費 △200 (14 工 事 請 負 費 △2,312 (14 工 事 請 負 費 △217 (14 工 事 請 負 費 △217 (14 工 事 請 負 費 △16,632 (14 工 事 前 負 型 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本 本				(単位 : 十円)
- 般財源 区 分 金 額 12 委 託 料 △17,201 千里北公園整備費用対効果分析業務委託料ほか 14 工 事 請 負 費 △5,077 18 負担金、補助及び交付金 水道給水加入金交付金 水道給水加入金交付金 11 役 務 費 △2,805 △36,625 10 需 用 費 △19,895 消耗品費 △1,045 光熱水費 △18,850 12 委 託 料 △12,828 自転車駐車場管理運営業務委託料 ほか 14 工 事 請 負 費 △13,882 17 備 品 購 入 費 △6,688 阪急千里山駅前東自転車駐車場ゲートシステム購入費 14 工 事 請 負 費 △2,312 △197,956 18 負担金、補助及び交付金 △200 手数料 14 工 事 請 負 費 △2,312 △197,956 18 負担金、補助及び交付金 △197,956 下水道事業会計負担金交付金 △10需 財産購入費 △16,632 10 需 用 費 △217 消耗品費 △200 印刷製本費 △21 補償、補填及び賠 △899 支障物件移設補償費 (金 名) 12 委 託 料 △95,706 用地購入費 21 補償、補填及び賠 △899 支障物件移設補償費 (金 名) 12 委 託 料 △51,197 物件調査業務委託料ほか △16,632 14 工 事 請 負 費 △16,632 16 公 有 財 産 購入 費 ○899 支障物件移設補償費 (金 名) 16 公 有 財 産 購入 費 ○899 支障物件移設補償費 (金 名) 124,981 用地購入費 21 補償、補填及び賠 △568,081 物件移転補償費	内 訳	節		
14 工 事 請 負 費	一般財源	区 分	金額	説明
18 負担金、補助及び 交付金		12 委 託 料	△17, 201	
交付金 ○4,842 11 役 務 費 ○574 手数料 12 委 託 料 ○1,463 除草業務委託料ほか 14 工 事 請 負 費 ○2,805 △36,625 10 需 用 費 ○19,895 消耗品費 ○2,805 12 委 託 料 ○12,828 自転車駐車場管理運営業務委託料 ほか 14 工 事 請 負 費 ○13,882 17 備 品 購 入 費 ○6,688 阪急千里山駅前東自転車駐車場ゲートシステム購入費 △30 11 役 務 費 ○200 手数料 14 工 事 請 負 費 ○2,312 △197,956 18 負担金、補助及び 交付金 △123,465 8 旅 費 ○217 消耗品費 ○217 消耗品費 ○200 印刷製本費 ○117 消耗品費 ○217 消耗品費 ○21 補償、補填及び賠 ○289 支障物件移設補償費 (2 委 託 料 ○495,706 用地補償総合技術業務委託料ほか 14 工 事 請 負 費 ○16,632 ○16 公 有 財 産 購入 費 ○89 支障物件移設補償費 ○21 補償、補填及び賠 ○27,000 造成等工事費 ○36,000 造成等工事費 ○180,000 造成等工事費ほか ○153,000 16 公 有 財 産 購入 費 ○124,981 用地購入費 ○133,000 16 公 有 財 産 購入 費 ○124,981 用地購入費				1 2464 1 1 1 2 4
12 委 託 料		交付金		
14 工 事 請 負 費	△4,842			
△36,625 10 需用 費 △19,895 消耗品費 光熱水費 △1,045 △18,850 12 委託 料 △12,828 自転車駐車場管理運営業務委託料 ほか 14 工事 請負費 △13,882 17 備品 購入費 △6,688 阪急千里山駅前東自転車駐車場ゲートシステム購入費 △30 11 役務費 △200 手数料 14 工事 請負費 △2,312 △197,956 18 負担金、補助及び交付金 △197,956 下水道事業会計負担金 交付金 △3 特別旅費 △10 需用費 △217 消耗品費 (1 無品費 (1 年) 一個別製本費 △17 12 委託 料 △95,706 用地補償総合技術業務委託料ほか 14 工事請負費 △8 用地購入費 21 補償、補填及び賠 △899 支障物件移設補償費 △671,400 12 委託 料 △51,197 物件調査業務委託料ほか 14 工事請負費 27,000 造成等工事費 造成等工事費ほか 180,000 造成等工事費ほか 16 公有財産購入費 △568,081 物件移転補償費		12 委 託 料		
大熱水費 △18,850 12 委 託 料 △12,828 自転車駐車場管理運営業務委託料 14 工 事 請 負 費 △13,882 17 備 品 購 入 費 △6,688 阪急千里山駅前東自転車駐車場ゲートシステム購入費 11 役 務 費 △200 手数料 14 工 事 請 負 費 △2,312 △197,956 18 負担金、補助及び △197,956 下水道事業会計負担金 ○交付金 ○人3 特別旅費 ○人3 特別旅費 10 需 用 費 △217 消耗品費 △200 印刷製本費 △17 12 委 託 料 △95,706 用地補償総合技術業務委託料ほか 14 工 事 請 負 費 △16,632 16 公 有 財 産 購 入 費 △8 用地購入費 21 補償、補填及び賠 △899 支障物件移設補償費 △671,400 12 委 託 料 △51,197 物件調査業務委託料ほか 14 工 事 請 負 費 27,000 造成等工事費 180,000 造成等工事費ほか △153,000 16 公 有 財 産 購 入 費 124,981 用地購入費 21 補償、補填及び賠 △568,081 物件移転補償費				
12 委 託 料	△36,625	10 需 用 費	\triangle 19,895	
ほか		10 禾 式 姒	∧ 12 020	
17 備 品 購 入 費		12 安 武 科	△12,020	
○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○		14 工 事 請 負 費	△13,882	
△30 11 役 務 貴 公200 手数料 14 工 事 請 負 費 △2,312 △197,956 18 負担金、補助及び交付金 △123,465 8 旅 費 △3 特別旅費 10 需 用 費 △217 ※注 料 △95,706 12 委 託 料 △95,706 用地補償総合技術業務委託料ほか 14 工 事 請 負 費 △16,632 △16 公有財産購入費 21 補償、補填及び賠 償金 △899 △671,400 12 委 託 料 △51,197 物件移転補償費 △671,400 12 委 託 料 △51,197 物件調査業務委託料ほか 14 工 事 請 負 費 27,000 造成等工事費 180,000 造成等工事費ほか △153,000 16 公有財産購入費 124,981 用地購入費 21 補償、補填及び賠 △568,081 物件移転補償費		17 備 品 購 入 費	△6,688	
14 工 事 請 負 費	^ 2 0	11 /	A 200	
△197,956 18 負担金、補助及び交付金 △197,956 下水道事業会計負担金 △123,465 8 旅 費 △3 特別旅費 10 需 用 費 △217 消耗品費 (△200 印刷製本費 △17 12 委 託 料 △95,706 用地補償総合技術業務委託料ほか 14 工 事 請 負 16 公 有 財 産 購 入 費 △8 用地購入費 21 補償、補填及び賠 償金 △51,197 物件調査業務委託料ほか 14 工 事 請 27,000 造成等工事費 180,000 造成等工事費 造成等工事費ほか △153,000 16 公 有 財 産 購 入 費 124,981 用地購入費 21 補償、補填及び賠 △568,081 物件移転補償費	$\triangle 20$	11 仅 伤 頁		一
△123,465 8 旅 費 △3 特別旅費 10 需 用 費 △217 消耗品費 △200 印刷製本費 12 委 託 料 △95,706 用地補償総合技術業務委託料ほか 14 工 事 請 負 □16,632 16 公 有 財 産 購 入 費 △8 用地購入費 21 補償、補填及び賠償金 △899 支障物件移設補償費 △671,400 12 委 託 料 △51,197 物件調査業務委託料ほか 14 工 事 請 27,000 造成等工事費 180,000 造成等工事費 造成等工事費ほか △153,000 16 公 有 財 産 購 入 費 124,981 用地購入費 21 補償、補填及び賠 △568,081 物件移転補償費	△197, 956	18 負担金、補助及び	,	下水道事業会計負担金
10 需 用 費 △217 消耗品費 △200	△123 , 465		△3	特別旅費
12 委 託 料 △95,706 用地補償総合技術業務委託料ほか 14 工 事 請 負 費 △16,632 16 公 有 財 産 購 入 費 △8 用地購入費 21 補償、補填及び賠 償金		10 需 用 費		消耗品費 △200
14 工 事 請 負 費 △16,632 16 公 有 財 産 購 入 費 △8 用地購入費 21 補償、補填及び賠 償金 △899 支障物件移設補償費 △671,400 12 委 託 料 △51,197 物件調査業務委託料ほか 14 工 事 請 負 費 27,000 造成等工事費 造成等工事費ほか △153,000 16 公 有 財 産 購 入 費 124,981 用地購入費 21 補償、補填及び賠 △568,081 物件移転補償費		10 禾 式 姒	^ 05 70 <i>6</i>	
16 公 有 財 産 購 入 費				
21 補償、補填及び賠 △899 支障物件移設補償費 償金 △51,197 物件調査業務委託料ほか 14 工 事 請 負 費 27,000 造成等工事費 180,000				
償金				
14 工 事 請 負 費27,000 造成等工事費180,000造成等工事費ほか△153,00016 公 有 財 産 購 入 費124,981 用地購入費21 補償、補填及び賠△568,081 物件移転補償費				ZOLI IZILI IZ BAHRDAZA
造成等工事費ほか △153,000 16 公有財産購入費 124,981 用地購入費 21 補償、補填及び賠 △568,081 物件移転補償費	△671 , 400	12 委 託 料	<u></u> △51, 197	物件調査業務委託料ほか
16 公 有 財 産 購 入 費124,981 用地購入費21 補償、補填及び賠△568,081 物件移転補償費		14 工 事 請 負 費	27,000	造成等工事費 180,000
21 補償、補填及び賠 △568,081 物件移転補償費				造成等工事費ほか △153,000
		16公有財産購入費	124, 981	用地購入費
償金		21 補償、補填及び賠	△568, 081	物件移転補償費
		償金		

(款) 8 土木費 (項) 5 都市計画費

				補正	額の	財源
目	補正前の額	補 正 額	計	特	定財	源
				国府支出金	地方債	その他
14 上の川周辺整 備費	522, 790	△132,568	390, 222	△1,000	△86,600	△709
15 公共用地先行 取得特別会計 繰出金	919, 280	△9,999	909, 281			△480,000
16 都市計画施設 整備費積立金	64, 990	796, 486	861,476			1,505
17 緑化事業費積 立金	_	108	108			108
計	9,655,294	△227,661	9, 427, 633	228, 165	△340,700	△257, 731

(項) 6 住宅費

				補	正	額	の	財		源
目	補正前の額	補 正 額	計	特		定	財	Ì	原	
				国府支出	金	地方	債	そ	の -	他
1住宅管理費	511,497	△26,248	485, 249	10,80	³⁵	△26	6,400		△1,	825

			(1 = 113)
内訳	節		
一般財源	区 分	金額	説明
△44 , 259	8 旅 費	△68	特別旅費
	12 委 託 料	△27,800	上の川遊歩道延伸検討業務委託料 ほか
	14 工 事 請 負 費	△5,700	
	18 負担金、補助及び 交付金	△99,000	上の川基盤整備工事負担金
470,001	27 繰 出 金	△9, 999	繰出金
794, 981	24 積 立 金	796, 486	積立金
	24 積 立 金	108	積立金
142,605			

(単位 : 千円)

内 訳		節			
一般財源	区分	金	金額	説明	
△8,888	1 報	酉州		住宅審議会委員報酬、指定管理者 候補者選定委員会委員報酬	
	3職 員 手 🗎	当 等	$\triangle 1,277$		
	7報 償	費	$\triangle 322$	空家等対策協議会委員謝礼金、マ	
				ンション管理相談員謝礼金ほか	
	8 旅	費	△5	費用弁償	
	10 需 用	費	△31	印刷製本費	
	11 役 務	費	△673	通信運搬費	$\triangle 20$
				手数料	$\triangle 653$

(款) 8 土木費 (項) 5 都市計画費 ~ (款) 8 土木費 (項) 6 住宅費

				補正	額の	財 源
目	補正前の額	補 正 額	計	特	定財	源
				国府支出金	地方債	その他
2 借上型住宅費	120, 237	△2,020	118, 217	405		
3住宅建設費	175, 450	△112, 208	63, 242		△112, 200	
4 市営住宅整備	_	55	55			55
費積立金						
計	807, 184	△140, 421	666, 763	11,270	△138,600	$\triangle 1,770$

(款) 9 消防費 (項) 1 消防費

(元) 11	7的具							
				補正	額	の	財	源
目	補正前の額	補 正 額	計	特	定	財	源	
				国府支出金	地方	債	その	他
1常備消防費	4, 695, 824	△146 , 736	4, 549, 088		△242	, 300	△200	, 083
2 非常備消防費	72, 294	$\triangle 1,055$	71, 239		$\triangle 1$,000	Δ	\563

			(十四 : 111)
内 訳	節		
一般財源	区 分	金額	説明
	12 委 託 料	·	特定空家等撤去業務委託料、岸部 中(西)住宅改修工事設計業務委 託料ほか
	14 工 事 請 負 費	△11,924	
$\triangle 2,425$			手数料
	13 使用料及び賃借料	△1,200	借上型市営住宅賃借料
△8	14 工 事 請 負 費	△112, 208	
	24 積 立 金		積立金
△11,321			

(単位 : 千円)

内 訳		節		
				= = = = = = = = = = = = = = = = = = = =
#H. H. Ver		^	A #57	説 明
一般財源	区	分	金額	
295,647	1 報	酌	△129	会計年度任用職員報酬
	2 給	米	$\triangle 15,523$	
	3 職 員	手 当 等	△69,473	
	4 共	済 費	△240	
	8 旅	-	△11	費用弁償 △3
				特別旅費 △8
	10 需	用	$\triangle 22,000$	光熱水費
	12 委	託 彩	\triangle 22,896	警備・受付業務委託料、清掃・保
				守業務委託料
	14 工 事	請負費	$\triangle 16,440$	
	18 負担金、	補助及び	△24	高圧ガス製造保安係員講習費
	交付金			
508	14 工 事	請負費	△951	
	17 備 品	購入費	△104	可搬式小型動力ポンプ購入費

(款) 8 土木費 (項) 6 住宅費 ~ (款) 9 消防費 (項) 1 消防費

(109)

				補正	額の	財源
目	補正前の額	補 正 額	計	特	定財	源
				国府支出金	地方債	その他
3 消防器材整備 費	189, 978	△18,688	171, 290	△175	1,000	
4 災 害 対 策 費	272, 960	△42,812	230, 148	△30, 297	△11,000	12
5 北部消防庁舎 等複合施設建 設費	3, 888, 864	△1,701	3, 887, 163		8,900	△9,600
計	9, 119, 920	△210 , 992	8, 908, 928	△30, 472	△244, 400	△210, 234

(款) 10 教育費 (項) 1 教育総務費

				補	正	額	i の	財	源
目	補正前の額	補 正 額	計	特		定	財	源	
				国府支出	金	地	方債	その	他
1 教育委員会費	1,368,669	△49, 228	1, 319, 441	Δ	308				
2 教育センター 費	738, 409	△31,568	706, 841						

内 訳	節		
一般財源	区分	金額	説明
△19,513	17 備 品 購 入 費	△18,688	消防車両等購入費
$\triangle 1,527$	10 需 用 費		光熱水費
	12 委 託 料	△2, 101	大規模盛土変動予測調査業務委託 料
	13 使用料及び賃借料	△750	MCA無線機購入費
	18 負担金、補助及び 交付金	△39,841	既存民間建築物耐震化補助金ほか
△1,001	8 旅 費	△282	普通旅費 △53
			特別旅費 △229
	14 工 事 請 負 費	△755	
	21 補償、補填及び賠	△664	電波障害対策費
	償金		
274, 114			

(単位 : 千円)

内 訳	節		
一般財源	区 分	金額	説明
△48, 920	1 報 酬	△570	会計年度任用職員報酬
	2 給 料	△22,074	
	3職 員 手 当 等	△13, 240	
	4 共 済 費	△13,314	
	18 負担金、補助及び	△30	特定退職金共済負担金ほか
	交付金		
△31,568		△7,630	
	3職 員 手 当 等	△7, 421	
	4共 済 費	△4 , 800	

(款) 9 消防費 (項) 1 消防費 ~ (款) 10 教育費 (項) 1 教育総務費

				補正	額	の	財	源
目	補正前の額	補 正 額	計	特	定	財	源	
				国府支出金	地方	債	その	他
3教育指導費	942, 825	△74 , 215	868,610	△21,461				
4 人権教育企画	2,485	△132	2, 353					
費工學羽士經典	22 700	A 2 . 000	20.700					
5学習支援費		$\triangle 3,000$			· ·	600	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	000
6 北部消防庁舎	2, 352, 428	\triangle 12,854	2, 339, 574		3,	,600	$\triangle 4$,000
等複合施設建 設費								
計	5, 428, 576	△170 , 997	5, 257, 579	△21,769	3,	,600	△4	,000

(項) 2 小学校費

				補正	額の	財 源
目	補正前の額	補 正 額	計	特	定 財	源
				国府支出金	地方債	その他
1 小学校管理運 営費	2, 308, 132	△37, 771	2, 270, 361			△43

		(十)並	, 1111/
節			
区 分	金額	説明	
12 委 託 料	△11,424	ICTサポーター業務委託料、警 備業務委託料ほか	
13 使用料及び賃借料	△293	授業目的公衆送信補償金制度使用 料	
1 報 酬	△49 , 753	教科書選定委員報酬 会計年度任用職員報酬	∆8 ∆49,745
3 職 員 手 当 等	△10 , 415		
8 旅 費	$\triangle 5,069$	費用弁償	△4,947
		普通旅費	$\triangle 100$
		特別旅費	$\triangle 22$
12 委 託 料	△8,038	英語指導助手派遣業務委託料ほか	
13 使用料及び賃借料	△840	児童生徒交通機関使用料ほか	
19 扶 助 費		民族学校就学援助費	
13 使用料及び賃借料	△132	バス借上料	
19 扶 助 費	△3,000	高等学校等学習支援金	
17 備 品 購 入 費			
	区 分 12 委 託 料 13 使用料及び賃借料 1 報 酬 3 職 員 手 当 等 8 旅 費 12 委 託 料 13 使用料及び賃借料 19 扶 助 費 13 使用料及び賃借料 19 扶 助 費	区 分 金 額 12 委 託 料 △11,424 13 使用料及び賃借料 △293 1 報 酬 △49,753 3 職 員 手 当 等 △10,415 8 旅 費 △5,069 12 委 託 料 △8,038 13 使用料及び賃借料 △840 19 扶 助 費 △100 13 使用料及び賃借料 △132 19 扶 助 費 △3,000	節 区 分 金 額 説 明 12 委 託 料 △11,424 I C T サポーター業務委託料、警備業務委託料ほか 13 使用料及び賃借料 △293 授業目的公衆送信補償金制度使用料料 1 報 酬 △49,753 教科書選定委員報酬会計年度任用職員報酬 3 職 員 手 当 等 △10,415 8 旅 費 △5,069 費用弁償普通旅費特別旅費 12 委 託 料 △8,038 英語指導助手派遣業務委託料ほか13 使用料及び賃借料 △840 児童生徒交通機関使用料ほか19 扶 助 費 △100 民族学校就学援助費 13 使用料及び賃借料 △1100 民族学校就学援助費 13 使用料及び賃借料 △132 バス借上料

(単位 : 千円)

									(1 1-11-11	1 1 4/
内	訳			負	Τ̈́					
一般	財	源	区	分		金	額	説	明	
Z	$\triangle 37$, 728	7 報	償	費		△160	水泳安全指導員謝礼金		
			8 旅		費		△178	特別旅費		
			10 需	用	費	4	<u>△1,948</u>	消耗品費		△500
								印刷製本費		$\triangle 1,446$

(款) 10 教育費 (項) 1 教育総務費 ~ (款) 10 教育費 (項) 2 小学校費

				補正	額の	財源
目	補正前の額	補 正 額	計	特	定財	源
				国府支出金	地方債	その他
2 小学校改修費	382, 914	3, 378, 639	3,761,553	298, 819	3, 103, 900	△180,000
計	2,691,046	3,340,868	6,031,914	298, 819	3, 103, 900	△180,043

(項) 3 中学校費

				補	正	額	の	財	源
目	補正前の額	補 正 額	計	特		定	財	源	
				国府支出	金比	地	方債	そ 0)他
1 中学校管理運 営費	1,040,955	△46, 858	994, 097						
2 中学校改修費	212, 032	2,727,390	2, 939, 422	214,	486	2,5	44, 100	$\triangle 12$	20,000

							· · ·	
内	訳		1	節				
一般	財 源	区	分		金都	Ą	説明	
							光熱水費	$\triangle 2$
		12 委	託	料	△11,	577	包括施設管理業務委託料ほか	
		13 使用制	科及び賃	借料	△2,	308	情報教育用電算機器等借上料	
		19 扶	助	費	△21,	600	就学援助費、特別支援教育就学奨	
							励費	
	155, 920	10 需	用	費	△7,	908	消耗品費	
		12 委	託	料	65,	502	校舎大規模改造工事監理業務委託	
							料、屋内運動場大規模改造工事監	
							理業務委託料ほか	
		14 工 事	事 請 負	費	3, 324,	445	校舎大規模改造工事費、屋内運動	
							場大規模改造工事費ほか	3, 330, 102
							校舎増築工事費ほか	$\triangle 5,657$
		17 備 品	品購 入	、費	△3,	400	増学級に伴う備品購入費	
	118, 192							

(単位 : 千円)

内 訳	節		
一般財源	区分	金額	説明
△46,858	10 需 用 費	△1,347	印刷製本費
	12 委 託 料	△6,375	包括施設管理業務委託料、機器保
			守点検委託料ほか
	13 使用料及び賃借料	△736	情報教育用電算機器等借上料ほか
	14 工 事 請 負 費	△6,000	
	19 扶 助 費	△32,400	就学援助費、特別支援教育就学奨
			励費
88, 804	10 需 用 費	△4, 143	消耗品費

(款) 10 教育費 (項) 2 小学校費

~ (款) 10 教育費 (項) 3 中学校費

				補正	額の	財源
目	補正前の額	補 正 額	計	特	定財	源
				国府支出金	地方債	その他
計	1, 252, 987	2,680,532	3, 933, 519	214,486	2, 544, 100	\triangle 120,000

(項) 4 幼稚園費

				補 正	額の	財 源
目	補正前の額	補 正 額	計	特	定 財	源
				国府支出金	地方債	その他
1幼稚園費	1, 220, 177	△126,488	1,093,689	△17,304	△7,600	
計	1, 220, 177	$\triangle 126,488$	1,093,689	$\triangle 17,304$	$\triangle 7,600$	

				(千世	L •
内 訳		節			
一般財源	区	分	金額	説明	
	12 委	託料	54, 383	校舎大規模改造工事監理業務委託 料、屋内運動場大規模改造工事監 理業務委託料ほか	
	14 工 事	請負費	2, 683, 235	校舎大規模改造工事費、屋内運動 場大規模改造工事費ほか 教室改修工事費ほか	2, 694, 184 △10, 949
	17 備 品	購入費	$\triangle 6,085$	増学級に伴う備品購入費	
41,946					

(単位 : 千円)

内 訳	節		
一般財源	区 分	金額	説明
△101,584	 1 報	酬 △14,000	会計年度任用職員報酬
	2 給	料 △42,108	
	3職 員 手 当	等 △46,080	
	4 共 済	費 △22,300	
	8 旅	費 △2,000	費用弁償
△101,584			

(款) 10 教育費 (項) 3 中学校費 (款) 10 教育費 (項) 4 幼稚園費

(項) 5 社会教育費

(*)57, 0 1.	<u> </u>							
				補 ፲	三 額	の	財	源
目	補正前の額	補 正 額	計	特	定	財	源	
				国府支出金	地方	債	その	他
1 社会教育総務 費	430, 389	△13,490	416,899					
2 青少年教育費	95, 506	△3,639	91,867	1,85	<u> </u> 4			
- 132 1 37/1324	00,000		01,001	1,00				
3公民館費	285, 496	△8,875	276,621					
4 図 書 館 費	1,390,552	△57,439	1, 333, 113					△7
6 青少年クリエ	123, 043	△10,194	112,849		1			
イティブセン ター費								

					(単位	. • 干円)
内 訳		節				
一般財源	区	分		金額	説明	
A 12 400	2 VA		N/SI	\ C 022		
△13,490	2 給 3 職 員	. 手 当	料等	$\triangle 6,923$ $\triangle 4,367$		
	4 共	<u>. 丁 ヨ</u> 済	費	$\triangle 4,307$ $\triangle 2,200$		
△5, 493		17 1	酬		青少年指導員報酬	
	4 共	済	費	△450	142 148 32 1188	
	12 委	託	料		こどもプラザ事業委託料	
△8,875	1報		酬		会計年度任用職員報酬ほか	
	3 職 員	. 手 当	等	△225		
	4 共	済	費	△29		
	7 報	償	費	△3,100	講師謝礼金	
	10 需	用	費		光熱水費	
		4及び賃借			電算関係リース料	
		、補助及7	ゾ	$\triangle 540$	地区公民館文化祭補助金	
	交付金					
△57, 432			酬		会計年度任用職員報酬	
	2 給		料	$\triangle 9,532$		
	3職員		等	$\triangle 6,542$		
	4 共	済	費	△4, 150	ゴニン・マ神り 人によ	
	7報		費弗		ボランティア謝礼金ほか	
	8 旅 10 需	 用	費費		費用弁償 消耗品費	△1,010
	加加	Щ	貝	△10,010	光熱水費	$\triangle 17,010$
	11 役	 務	費	∧ 150	通信運搬費	△17,000
	12 委	 託	料		図書館資料等搬送業務委託料ほか	
	18 負担金		_		特定退職金共済・勤労者福祉共済	
	交付金			2100	負担金	
△10, 194		-	酬	△1,828	会計年度任用職員報酬ほか	
, -	2 給		料	△1,622		
	3 職 員		等	△1,746		
	4 共	済	費	△801		
	7 報	償	費		講師謝礼金ほか	
	8 旅		費		費用弁償	
	10 需	用	費	$\triangle 5$	燃料費	$\triangle 1$
					印刷製本費	$\triangle 4$

(款) 10 教育費 (項) 5 社会教育費

				補正	額の	財 源
目	補正前の額	補 正 額	計	———— 特	定財	源
	110 22 111 > 120	110 111	н	13	, c , , ,	1/41
				国府支出金	地方債	その他
7 文化財保護費	394,688	△106,896	287,792	△61,163	△28,600	△3,000
8 博 物 館 費	103,695	△9,431	94, 264			△57
	100,000	△3, 431	J4, 204			△31
9 生 涯 学 習 費	9,506	△654	8,852			
10 青少年活動サ	160, 974	\triangle 13, 243	147,731	$\triangle 3,420$		
ポートプラザ 費						
Į.						
12 吹三地区公民	60, 921	△5,278	55,643		△43,100	
館整備費						
14 旧西尾家住宅	_	5, 281	5, 281			
大規模修繕基 金積立金						
計	3, 225, 719	△223,858	3,001,861	△62,729	△71,700	△3,064

					(早位	: 十円)
内 訳		餌	j			
一般財源	区	分		金額	説明	
AV CA XIII	ป),		亚 识		
	11 役	務	費	△99	手数料	$\triangle 5$
					保険料	△94
	12 委	託	料		施設管理業務委託料ほか	
	17 備 品		費		防犯カメラ購入費	
	18 負担金		O,	△21	特定退職金共済・勤労者福祉共済	
	交付金	È			負担金	
△14, 133			酬		会計年度任用職員報酬	
	2 給		料	$\triangle 5,056$		
	3 職 員		等	△7,362		
	4 共	済	費	$\triangle 2,300$		
	8旅		費		特別旅費	
	12 委	託	料		施設管理業務委託料	
	14 工 事	1114 - 1	費	$\triangle 90,570$		
A 0 074	17 備 品	購入	費		遺跡地図WEB化用端末	
△9,374			酬		博物館協議会委員報酬	
	8旅		費		費用弁償	
	10 需	用 務	費費		光熱水費	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \
	11 役	殆	貫	△317	通信運搬費	$\triangle 246$
	12 委	 红	本年	∧ 1 057	手数料 施設管理業務委託料	△71
△654		託 償	料費		地設官理案務安託科 生涯学習吹田市民大学講師謝礼金	
∠3034	1 平以	识	具	△034	生佐子自吹口巾氏八子講師翻代並 ほか	
△9,823	1報		酬	∧2.628	特別職非常勤職員報酬ほか	
	3職員	1 手 当	等	<u>∠2,026</u>		
	10 需	<u>, , , , , , , , , , , , , , , , , , , </u>	費		上 光熱水費	△9,770
	T 0 1111	/ 14	×		修繕料	△129
37,822	12 委	託	料	△58	建設工事監理業務委託料	
	14 工 事	請負	費	△5 , 220		
5, 281	24 積	立	金	5, 281	積立金	
△86,365						

(款) 10 教育費 (項) 5 社会教育費

(項) 6 保健体育費

	110011132						
				補正	額 0	D 財	源
目	補正前の額	補 正 額	計	特	定則	才 源	
				国府支出金	地方債	その	他
1 保健体育総務 費	693, 059	△14,578	678, 481				
2 学校保健体育 費	242, 231	△7, 562	234, 669				
3学校給食費	2, 111, 195	26, 645	2, 137, 840	1, 115, 098			987
計	3, 046, 485	4,505	3,050,990	1, 115, 098	29, 30	00 31,	987

(款) 11 公債費

(項) 1 公債費

				補 正	額の	財 源
目	補正前の額	補 正 額	計	特	定財	源
				国府支出金	地方債	その他
1元 金	6,381,460	△24, 937	6, 356, 523			
2 利 子	336, 120	△12,307	323, 813			
計	6,717,965	△37, 244	6,680,721			

			(一匹 : 111)
内 訳	節		
一般財源	区 分	金額	説明
△14, 578	2 給 料	$\triangle 6,625$	
,	3職 員 手 当 等	$\triangle 5,853$	
	4 共 済 費	△2,100	
$\triangle 7,562$	-		学校医報酬ほか
	10 需 用 費	△2,000	消耗品費
	12 委 託 料	△500	児童生徒心臓検診業務委託料ほか
	13 使用料及び賃借料	△229	バス借上料ほか
	18 負担金、補助及び	△183	独立行政法人日本スポーツ振興セ
	交付金		ンター掛金ほか
	19 扶 助 費	△200	要保護及び準要保護児童生徒医療
			費援助
$\triangle 1, 149, 740$	1 報 酬	△8,820	会計年度任用職員報酬
	3職 員 手 当 等	△1,536	
	4 共 済 費	△1,662	
	11 役 務 費	△11	手数料
	14 工 事 請 負 費	38, 674	小学校給食調理室改修工事費ほか
△1,171,880			

(単位 : 千円)

内 訳	節		
一般財源	区分	金額	説明
△24, 937	22 償還金、利子及び 割引料	△24, 937	7 市債元金
△12,307	22 償還金、利子及び 割引料	△12,307	7 市債利子
△37, 244			

(款) 10 教育費 (項) 6 保健体育費 ~ (款) 11 公債費 (項) 1 公債費

(款) 12 諸支出金

(項) 1公共施設等整備積立基金費

				補 正	額の	財源
目	補正前の額	補 正 額	計	特	定財	源
				国府支出金	地方債	その他
1 公共施設等整備費積立金	31,319	51,937	83, 256			△4
計	31,319	51,937	83, 256			△4

(項) 2 土地開発基金費

				補正	額の	財 源
目	補正前の額	補正額	計	特	定 財	源
				国府支出金	地方債	その他
1 土地開発基金 費	10	△8	2			△8
計	10	△8	2			△8

歳出合計	166, 025, 127	2,894,743	168, 919, 870	859, 214	4, 221, 400	$\triangle 905,391$

									(- /
内	訳		節							
一般	財 源	区	分		金	額		説	明	
	51,941	24 積	立	金		51,937	積立金			
	51,941									

(単位 : 千円)

内	訳		節						
一般	財 源	区	分	金	額		説	明	
		27 繰	出 金		△8	繰出金			
	•								_

A 1 200 400		
1 /\1.280.480		

(款) 12 諸支出金 (項) 1 公共施設等整備積立基金費 ~ (款) 12 諸支出金 (項) 2 土地開発基金費

(125)

1 特 別 職

										給		与	
	区		分		職	員	数	報	雪州	給	料	期末手当	
												(年間支給率)	
						((人)		(千円)		(千円)	(千円)	
												(4.35月)	
			長	等			5				51,240	24, 966	
			-36	_			0.4		o=o ooo			(4.35月)	
112		1.4	議	員			34		273,660			116,067	
補	正	後	その			0	000		004 055				
			特別	亅職		2,	992		284,655				
			計	ŀ		3,	031		558,315		51,240	141,033	
												(4.35月)	
			長	等			5				51,240	24, 966	
				\r	_								(4.35月)
LB	_	.	議	員			36		281, 285			121,352	
補	正	前	その			0	100		000 004				
			特別	亅職		3,	136		302, 304				
			∄: □	ŀ		3,	177		583, 589		51,240	146,318	
				£1£4									
			長	等									
			議	員		2	△ 2	2	△ 7,625			△ 5,285	
比		較	その ^か 特別			Δ	144	\triangle	17,649				
			17 7 H				146		25, 274			△ 5,285	

費									
地域手当	その他の手当	計	共	済	費	合	計	備	考
(千円)	(千円)	(千円)		(千	·円)		(千円)		
6,150	55,654	138,010		12,	086		150,096		
		389,727		82,	494		472, 221		
		284,655					284,655		
6,150	55,654	812, 392		94,	580		906, 972		
6,150	55,654	138,010		12,	086		150,096		
		402,637		82,	494		485, 131		
		302, 304					302, 304		
6,150	55,654	842, 951		94,	580		937, 531		
		△ 12,910				Δ	12,910		
		△ 17,649				_	17,649		
		△ 30,559				Δ	30,559		

2 一般職

(1) 総 括

			<u></u> 給	
区 分	職員数	報	給 料	職員手当等
	(人)	(千円)	(千円)	(千円)
補正後	3,010 (2,423)	2,613,102	10, 449, 398	9, 177, 598
補正前	3,037 (2,483)	2,755,403	10, 953, 055	9, 939, 286
比 較	△27(△60)	△ 142,301	△ 503,657	△ 761,688
	区 分	扶養手当	地域手当	住居手当
	補正後	263, 343	1,350,851	225, 735
	補正前	283, 446	1,400,925	236, 671
職員手当等	比較	△ 20,103	△ 50,074	△ 10,936
の内訳	区分	管理職手当	期末手当	勤勉手当
(千円)	補正後	392, 253	2, 986, 331	1, 914, 406
	補正前	415, 464	3, 162, 511	2, 020, 093
	比較	△ 23,211	△ 176,180	△ 105,687

備考 () 内は、短時間勤務職員について外書きしたもの。

費				
計 (千円)	共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備	考
22, 240, 098	4, 442, 682	26, 682, 780		
23, 647, 744	4, 686, 287	28, 334, 031		
△ 1,407,646	△ 243,605	△ 1,651,251		
通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	夜間勤務手当	休日勤務手当
258, 861	93, 078	628, 354	10,019	123, 046
266,385	109,668	640, 354	10,019	126, 598
△ 7,524	△ 16,590	△ 12,000	0	△ 3,552
退職手当	児童手当	管理職員特別勤務手当	初任給調整手当	
760,061	163, 105	2, 176	5,979	
1,087,409	169, 972	3, 792	5, 979	
△ 327,348	△ 6,867	△ 1,616	0	

ア 会計年度任用職員以外の職員

	工用嘅貝以外叫	只		
			給	与
区分	職員数	報酬	給 料	職員手当等
	(人)	(千円)	(千円)	(千円)
	, , ,	(114)	(1 1 3 /	(114)
補 正後	2,578(19)		9, 544, 311	8, 332, 027
	2,010(13)		0,011,011	0, 552, 021
1 + + ++	2 500/22)		0 000 025	0 000 010
補 正 前	2,598(22)		9, 986, 935	9,006,218
比較	$\triangle 20(\triangle 3)$		\triangle 442,624	\triangle 674, 191
	区分	扶養手当	地域手当	住居手当
	補正後	263, 343	1, 245, 503	225, 735
	補正前	283, 446	1,284,964	236,671
		,	, ,	,
職員手当等	比較	△ 20,103	△ 39,461	\triangle 10,936
の内訳	区分	管理職手当	期末手当	勤勉手当
02 11 11/		日本州	M1/K1 =	到位1二
(1.III)	分	202 252	2 212 022	1 014 406
(千円)	補 正 後	392, 253	2, 312, 833	1,914,406
	14 7 24	415 404	0 405 004	0 000 000
	補 正 前	415, 464	2, 425, 084	2,020,093
	比較	△ 23,211	△ 112, 251	\triangle 105,687
/# // / \		\$\ □ \ \~ - \ \ \ ~ \ \ \ =		

備考 () 内は、短時間勤務職員について外書きしたもの。

費				
計	共 済 費	合 計	備	考
(千円)	(千円)	(千円)		
17, 876, 338	3, 766, 433	21,642,771		
18, 993, 153	3, 942, 683	22, 935, 836		
△ 1,116,815	△ 176,250	△ 1,293,065		
通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	夜間勤務手当	休日勤務手当
229, 381	92, 378	616,582	10,019	122, 829
233, 950	108, 968	618, 582	10,019	126,381
△ 4,569	△ 16,590	△ 2,000	0	△ 3,552
退職手当	児童手当	管理職員特別勤務手当	初任給調整手当	
739,025	159, 585	2, 176	5, 979	
1,066,373	166, 452	3, 792	5, 979	
△ 327,348	△ 6,867	△ 1,616	0	

イ 会計年度任用職員

	エハは・ログン			
			給	与
区 分	職員数	報酬	給 料	職員手当等
	(人)	(千円)	(千円)	(千円)
補正後	432(2, 404)	2,613,102	905, 087	845, 571
補正前	439(2, 461)	2, 755, 403	966, 120	933, 068
比 較	△7(△57)	△ 142,301	△ 61,033	△ 87,497
	区 分	地域手当	通勤手当	特殊勤務手当
職員手当等	補 正 後	105, 348	29, 480	700
の 内 訳 (千円)	補正前	115, 961	32, 435	700
	比較	△ 10,613	△ 2,955	0

備考 () 内は、会計年度任用の職を占める職員であって、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員について外書きしたもの。

費 計 (千円)	共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備	考
4, 363, 760	676, 249	5,040,009		
4,654,591	743, 604	5, 398, 195		
△ 290,831	△ 67,355	△ 358, 186		
時間外勤務手当	休日勤務手当	期末手当	退職手当	児童手当
11,772		673, 498		3,520
21,772	217	737, 427	21,036	3,520
△ 10,000	0	△ 63,929	0	0

(2)給料及び職員手当等の増減額の明細

区 分	増減額	増減額の増減事由	引 内 訳
	千円		千円
給料	△ 503,657	その他の増減分	△ 503,657
職員手当等	△ 761,688	その他の増減分	△ 761,688

説	明	備	考
	千円		
扶養手当	△ 20,103		
地域手当	△ 50,074		
住居手当	△ 10,936		
通勤手当	△ 7,524		
特殊勤務手当	△ 16,590		
時間外勤務手当	△ 12,000		
休日勤務手当	\triangle 3,552		
管理職手当	△ 23,211		
期末手当	△ 176,180		
勤勉手当	△ 105,687		
退職手当	△ 327,348		
児童手当	△ 6,867		
管理職員特別勤務手当	△ 1,616		

ア 会計年度任用職員以外の職員

一 一 云 町 平 / 5	性用噸貝以外()	似只	
区分	増 減 額	増減額の増減事由	別 内 訳
	千円		千円
給料	△ 442,624	その他の増減分	△ 442,624
職員手当等	△ 674,191	その他の増減分	△ 674,191

説	明	備	考
	千円		
扶養手当	△ 20 , 103		
地域手当	△ 39,461		
住居手当	△ 10,936		
通勤手当	△ 4 , 569		
特殊勤務手当	△ 16,590		
時間外勤務手当	△ 2,000		
休日勤務手当	\triangle 3,552		
管理職手当	△ 23,211		
期末手当	△ 112 , 251		
勤勉手当	△ 105,687		
退職手当	△ 327,348		
児童手当	△ 6,867		
管理職員特別勤務手当	△ 1,616		

イ 会計年度任用職員

説	明	備	考
	千円		
地域手当	△ 10,613		
通勤手当	△ 2,955		
時間外勤務手当	△ 10,000		
期末手当	△ 63,929		

(3)給料及び職員手当等の状況

ア 職員1人当たり給料

7 1902(17 (
区	分		行 政 職	医療職 (1)	
令和6年1月1日現在	平均給	料 月 額 (円)	317,780	539, 700	
	平均	年齢	41歳 8月	48歳 8月	
令和5年11月1日現在	平均給	料月額(円)	309,656	528, 250	
	平均	年齢	41歳 6月	48歳 6月	

備考 短時間勤務職員は除く。

イ 初任給

1 12	コエルロ									
	区		分			行	政	職 (円)	医療職	(1) (円)
吹	吹田市		高	校	卒		170,900			
			大	学	卒		196,200		274,	100
	国		高	校	卒		166,600			
			大	学	卒		196,200		264,	700

医療職 (2)	医療職 (3)	消 防 職	技能・労務職
300,758	316, 732	303,656	315, 532
40歳 9月	42歳 9月	40歳 11月	51歳 2月
293, 829	310, 285	294, 918	311,627
40歳 10月	42歳 7月	40歳 9月	51歳 1月

医療職 (2)	医療職 (3)	消 防 職 (円)	技能・労務職 (円)
		181,800	170, 900
196, 200	202,400	196, 200	
			164,000
202,800	228, 500		

ウ 等級別職員数

	寸 //汉// / / / / /					1			1
	行	政	職	医	療職	(1)	医	療職	(2)
区分	等級	職員数(人)	構成比 (%)	等級	職員数(人)	構成比 (%)	等級	職員数(人)	構成比 (%)
<u> </u>	1等級	24	1.3	l等級	1	50.0	1等級		
令 和	2等級	59	3.2	2等級	1	50.0	2等級		
6	3等級	164	8.8	3等級			3等級	3	7.9
年	4等級	267	14.3	4等級			4等級	3	7.9
1	5等級	391	20.9	5等級			5等級	5	13.1
月	6等級	548	29.2				6等級	18	47.4
1		(10)	(90.9)						
日	7等級	416	22.3				7等級	9	23.7
現		(1)	(9.1)						
在		1,869	100.0		2	100.0		38	100.0
	計	(11)	(100.0)	計			計		
会	1等級	24	1.3	1等級	1	50.0	1等級		
令 和	2等級	60	3.2	2等級	1	50.0	2等級		
5	3等級	164	8.8	3等級			3等級	3	7.9
年	4等級	267	14.3	4等級			4等級	3	7.9
1 1	5等級	392	21.0	5等級			5等級	5	13.2
月月	6等級	548	29.3				6等級	19	50.0
1		(10)	(90.9)						
日日	7等級	414	22.1				7等級	8	21.0
現		(1)	(9.1)						
在		1,869	100.0		2	100.0		38	100.0
	計	(11)	(100.0)	計			計		

備考 ()内は、短時間勤務職員を外書きしたもの。

医	療職	(3)	消	防	職	技 能	も 労る	務 職
等級	職員数(人)	構成比 (%)	等級	職員数 (人)	構成比 (%)	等級	職員数(人)	構成比 (%)
1等級			1等級	2	0.5	1等級	22	10.8
2等級			2等級	8	2.2	2等級	167	81.9
3等級	4	4.3	3等級	25	6.7		(3)	(75.0)
4等級	10	10.9	4等級	38	10.3	3等級	15	7.3
5等級	21	22.8	5等級	74	20.1		(1)	(25.0)
6等級	40	43.5	6等級	128	34.7			
				(4)	(100.0)			
7等級	17	18.5	7等級	94	25.5			
	92	100.0		369	100.0		204	100.0
計			計	(4)	(100.0)	計	(4)	(100.0)
1等級			1等級	2	0.5	1等級	22	10.8
2等級			2等級	8	2.2	2等級	167	82.3
3等級	4	4.3	3等級	25	6.8		(3)	(75.0)
4等級	10	10.9	4等級	38	10.3	3等級	14	6.9
5等級	21	22.8	5等級	74	20.0		(1)	(25.0)
6等級	40	43.5	6等級	128	34.6			
				(4)	(100.0)			
7等級	17	18.5	7等級	95	25.6			
	92	100.0		370	100.0		203	100.0
計			計	(4)	(100.0)	計	(4)	(100.0)

(等級別の標準的な職務内容)

区 分	1 等 級	2 等 級	3 等 級	4 等 級
行 政 職	部長	部 次 長	課長	課長代理
医療職(1)	部 長	部 次 長	課長	課長代理
医療職(2)	部 長	部 次 長	課長	課長代理
医療職(3)	部 長	部 次 長	課長	課長代理
消防職	消防長	部 次 長	課長	課長代理
技能・労務職	総括主任	主任	一般職	

エ 昇給

	区分		合 計	行政職	医療職(1)
令	職員数	(A) (人)	2,457	1,802	2
令和6年1月	昇給に係る職員数	(B) (人)	2,089	1,540	2
年		1号給(人)	13	3	
	 号 給 数 別 内 訳	2号給(人)	10	6	
1	夕 和 数 加 内 机	3号給(人)	127	102	
1 日 現 在		4号給(人)	1,939	1,429	2
	比 率 (B)/	(A) (%)	85.0	85.5	100.0
令和5年1月	職員数	(A) (人)	2, 443	1,793	2
↑ 5	昇給に係る職員数	(B) (人)	2,063	1,515	1
年		1号給(人)			
	 号 給 数 別 内 訳	2号給(人)	18	17	
1	亏 和	3号給(人)	108	87	
1 日 現		4号給(人)	1,937	1,411	1
在	比 率 (B)/	(A) (%)	84.4	84.5	50.0

備考 暫定再任用職員は除く。

5	等	級	6	等	級	7	等	級
主		査	袓		任	1	般	職
主		査						
主		查	主		任	1	般	職
主		查	主		任	1	般	職
係		長	主		任	_	般	職
					-			-

医療職(2)	医療職(3)	消防職	技能・労務職
38	91	342	182
30	70	306	141
		10	
	2	1	1
1	6	14	4
29	62	281	136
78.9	76.9	89.5	77.5
40	92	328	188
32	76	292	147
	1		
5	3	6	7
27	72	286	140
80.0	82.6	89.0	78.2

オ 期末手当・勤勉手当

区分	支 給 期 6 月 期	別 支 給 率	支 給 率 計	加算措置	備考
補正後	2.2月 (1.15月)	2.3月 (1.2月)	4.5月 (2.35月)	有 (無)	
補正前	2.2月 (1.15月)	2.3月 (1.2月)	4.5月 (2.35月)	有 (無)	
国の制度	2.2月 (1.15月)	2.3月 (1.2月)	4.5月 (2.35月)	有	

備考 () 内は、暫定再任用職員の支給率。

カ 定年退職及び勧奨退職に係る退職手当

区		分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高陨	· 度 月分)	備考
支	給	率	24. 586875	33. 27075	47.709	4	7.709	
	の制. ご給薬		24. 586875	33. 27075	47.709	4	7.709	

キ 地域手当

支給対象地域	全市	東京都特別区	
支 給 率 (%)	12	16	20
支給対象職員数 (人)	2,590	2	5
国の指定基準に 基づく 支給率 (%)	12	16	20

ク 特殊勤務手当

					,	代	表	的	な	職	種	
区	分	全	職	種	行	政	て 耶	哉	技	能・	労務	職
給料総額に対	する比率 (%)			0.4			(). 1			1	.0
支給対象職員(17.1			2	1.5			28	. 8
代表的な特殊 の名称	勤務手当			似業務 特殊勤			手当					

ケ その他の手当

7 70	プロの子ョ	T	1
区 分	国の制度との異同	支 給 内 容	
		・配偶者(課長級以下)	6,500 円
		// (次長級)	3,500 円
		,	, , , ,
		・子1人につき	10,000 円
		12,415	10,000 3
扶養手当	同	・子以外の扶養親族1人につき	6,500 円
		(課長級以下)	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
		子以外の扶養親族1人につき	3,500 円
		(次長級)	,
		・満16歳の年度初めから満22歳の	5,000円を
		年度末までの子1人につき	加算
		・家賃負担者	
		月額27,000円以下の家賃の者	
		月額に応じ11,000円を限度に支給	
住居手当	異	月額27,000円を超える家賃の者	
		月額に応じ28,000円を限度に支給	
		※市内居住かつ年度末年齢39歳以下の者は	
		上記算出額に5,000円を加算	
		· 交通機関等利用者	
		運賃額に応じ月額55,000円を限度に	
		6か月ごとに支給	
通勤手当	同	0 // y = 0 () // H	
	1. 3	 ・交通用具利用者	
		使用距離に応じ月額31,600円を限度	
		に6か月ごとに支給	
	<u> </u>		

議案第41号

令和5年度吹田市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)

令和5年度吹田市の国民健康保険特別会計の補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ54,938千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35,090,518 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに 補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年2月16日提出

吹田市長 後 藤 圭 二

第1表 歲入歲出予算補正

歳 入 (単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険料		6,713,088	△33,541	6,679,547
	1 国民健康保険料	6,713,088	△33,541	6,679,547
4国庫支出金		1	683	684
	1国庫補助金	1	683	684
5府支出金		24, 738, 435	△56,489	24,681,946
	1府補助金	24, 738, 435	△56 , 489	24,681,946
6繰 入 金		2, 965, 312	32, 941	2, 998, 253
	1 一般会計繰入金	2, 965, 312	32, 941	2, 998, 253
7諸 収 入		27, 219	1,468	28,687
	1 雑 入	27, 218	1,468	28,686
歳 入	合 計	35, 145, 456	△54 , 938	35, 090, 518

歳 出 (単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計	
1総 務 費		638, 520	△15, 236	623, 284	
	1総務管理費	431, 327	△3, 145	428, 182	
	2 徴 収 費	206,590	△12,091	194, 499	
3 国民健康保険事業費納付金		10, 353, 853	0	10, 353, 853	
	1 医療給付費分	7, 326, 194	0	7, 326, 194	
5保健事業費		377,781	△58,930	318, 851	
	1 特定健康診査等 事業費	345, 291	△62,441	282,850	
	2保健事業費	32,490	3,511	36,001	
6諸 支 出 金		51,560	19, 228	70,788	
	l 償還金及び還付 加算金	51,560	19, 228	70,788	
歳 出	合 計	35, 145, 456	△54 , 938	35, 090, 518	

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

(款) 1 国民健康保険料

(項) 1 国民健康保険料

目	補 正 前 の 額	補 正 額	il
1 一般被保険者国民健康保険 料	6,712,588	△ 33, 541	6,679,047
計	6,713,088	△ 33,541	6,679,547

(款) 4 国庫支出金

(項) 1国庫補助金

2 出産育児一時金臨時補助金	-	683	683
計	1	683	684

(款) 5 府支出金

(項) 1 府補助金

1保険給付費等交付金	24, 706, 135	△ 56,489	24, 649, 646
計	24, 738, 435	\triangle 56,489	24, 681, 946

(款) 6 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

1一般会計繰入金	902,036	△ 14,329	887,707
2保険基盤安定繰入金	2,052,000	42, 186	2, 094, 186
3 未就学児均等割保険料繰入	9,215	5,084	14, 299
金			
計	2, 965, 312	32, 941	2, 998, 253

(款) 7 諸収入

(項) 1 雑入

1雑 入	27, 218	1,468	28,686
計	27, 218	1,468	28,686

(単位 : 千円)

			(11====================================
節		· 사	88
区 分	金額	説	明
1 医療給付費分現年分	6,967		
2 後期高齢者支援金分 現年分	△ 49,099		
3介護納付金分現年分	8,591		

1 出産育児一時金臨時	683	
補助金		

1 普	通	交	付	金	△ 56,489	

1一般会計繰入金	△ 14,329	
1 保険基盤安定繰入金	42, 186	
1 未就学児均等割保険	5,084	
料繰入金		

6 雑 入	1,468	

(款) 1 国民健康保険料 (項) 1 国民健康保険料 ~ (款) 7 諸収入 (項) 1 雑入

(5)

目	補正前の額	補 正 額	計
歳入合計	35, 145, 456	△ 54 , 938	35,090,518

(単位 : 千円)

	節				説	明
	区	分	金	額	动化	193
Ĺ						

歳出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

				補 正	額の	財源
目	補正前の額	補 正 額	計	特	定 財	源
				国府支出金	地方債	その他
1一般管理費	425, 392	△3,145	422, 247			△3, 145
計	431, 327	△3, 145	428, 182			△3,145

(項) 2 徴収費

				補正	額の	財源
目	補正前の額	補 正 額	計	特	定財	源
				国府支出金	地方債	その他
1賦課徴収費	206, 590	△12,091	194, 499			△12,091
計	206, 590	△12,091	194, 499			△12,091

(款) 3 国民健康保険事業費納付金

(項) 1 医療給付費分

				補正	額の	財 源
目	補正前の額	補 正 額	計	特	定 財	源
				国府支出金	地方債	その他
1 一般被保険者 医療給付費分	7, 322, 621	-	7, 322, 621	683		△683
計	7, 326, 194	_	7, 326, 194	683		△683

(単位 : 千円)

				(113/
内 訳	節			
一般財源	区 分	金額	説	明
	2 給 料	△2, 177		
	3職 員 手 当 等	△128		
	4 共 済 費	△840		

(単位 : 千円)

内 訳	節		
一般財源	区分	金額	説明
	2 給 料	△4,413	
	3職 員 手 当 等		
	4 共 済 費	△2,340	

(単位 : 千円)

内 訳	節		
一般財源	区 分	金額	説明

(款) 1 総務費 (項) 1 総務管理費 ~ (款) 3 国民健康保険事業費納付金 (項) 1 医療給付費分

(款) 5 保健事業費

(項) 1 特定健康診査等事業費

				補 正	額の	財源
目	補正前の額	補 正 額	計	特	定財	源
				国府支出金	地方債	その他
1 特定健康診査 等事業費	345, 291	△62,441	282, 850	△60,000		△2,441
計	345, 291	△62 , 441	282,850	△60,000		△2,441

(項) 2 保健事業費

				補 正	額の	財 源
目	補正前の額	補 正 額	計	特	定財	源
				国府支出金	地方債	その他
1保健事業費	32, 490	3,511	36,001	3,511		
計	32, 490	3,511	36,001	3,511		

(款) 6 諸支出金

(項) 1 償還金及び還付加算金

(「八八 」 [成型人の例	1/24/1 372				
				補正	額の	財 源
目	補正前の額	補 正 額	計	特	定 財	源
				国府支出金	地方債	その他
5 償 還 金	_	19, 228	19, 228			19, 228
計	51,560	19, 228	70,788			19, 228

	$55, 145, 456$ $\triangle 54, 938$	$35,090,518$ $\triangle 55,806$	868
--	------------------------------------	---------------------------------	-----

(単位 : 千円)

					-	1 1— 1 1 47
内訳		節				
一般財源	区	分		金額	説	明
	2 給	¥	纠	△1,751		
	4 共	済	貴	△690		
	12 委	託 米	纠	$\triangle 60,000$	特定健康診査(国保健康診査)	業
					務委託料	

(単位 : 千円)

内 訳	節		
一般財源	. 区 分	金額	説明
	18 負担金、補助及び 交付金	3,511	人間ドック助成費

(単位 : 千円)

内 訳	節			
一般財源	区分	金額	説明	
	22 償還金、利子及び 割引料	19, 228	過年度府支出金返還金	

(款) 5 保健事業費 (項) 1 特定健康診査等事業費(款) 6 諸支出金 (項) 1 償還金及び還付加算金

(11)

給 与 費

一般職

(1) 総 括

							給		与
区	分	職	員	数	報	酬	給	料	職員手当等
			((人)		(千円)		(千円)	(千円)
補 正 往	後		390	(17)		35,671		119,772	101,492
補 正	前		390	(17)		35,671		128, 113	106,958
比	較		((0)		0		△ 8,341	△ 5,466
		区		分	扶養	手当	地垣	战手 当	住居手当
		補	正	後		1,851		15, 726	2, 533
		補	正	前		1,953		16,007	2, 533
 職員手当等	等	比		較		△ 102		△ 281	0
の内	訳	区		分	期末	手当	勤免	10年当	児童手当
(千)	円)	補	正	後		37,076		21,932	1,355
		補	正	前		37, 544		22, 539	1,355
(选业 (比		較	#1-35 #11 5	△ 468		△ 607	0

備考 () 内は、短時間勤務職員について外書きしたもの。

費			
計 (千円)	共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備考
256, 935	51,803	308, 738	
270,742	55, 673	326, 415	
△ 13,807	△ 3,870	△ 17,677	
通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	管理職手当
3,955	360	9,814	3, 194
3, 955	360	13,728	3, 288
0	0	△ 3,914	△ 94
退職手当			
3,696			
3,696			
0			

会計年度任用職員以外の職員

			1.074	,,,,,		給		
区 分	職	員	数	報	酬 (不四)	給	料(不四)	職員手当等
		((人)		(千円)		(千円)	(千円)
補正後		29	0)(0)				104, 857	84,987
補正前		29	9(0)				113, 198	90, 453
比 較		((0)				△ 8,341	△ 5,466
	区		分	扶養	手当 手当	地垣	域手当	住居手当
	補	正	後		1,851		13, 935	2,533
	補	正	前		1,953		14, 216	2,533
職員手当等	比		較		△ 102		△ 281	0
の内訳	区		分	期末	手当	勤免	如手当	児童手当
(千円)	補	正	後		26, 555		21,932	1,355
	補	正	前		27, 023		22, 539	1,355
(<u>+</u> ++	比		較	#1-35 #10	△ 468		△ 607	0

備考 ()内は、短時間勤務職員について外書きしたもの。

費			
計 (千円)	共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備考
189, 844	40, 273	230, 117	
203, 651	44, 143	247,794	
△ 13,807	△ 3,870	△ 17,677	
通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	管理職手当
3,458			
3, 458	360	13,728	3, 288
0	0	△ 3,914	△ 94

(2)給料及び職員手当等の増減額の明細

区	分	増 減 額	増減額の増減事由別	内 訳
		千円		千円
給	料	△ 8,341	その他の増減分	△ 8,341
 職員手当等 	等	△ 5,466	その他の増減分	△ 5,466

説	明	備考
	千円	
扶養手当	△ 102	
地域手当	△ 281	
時間外勤務手当	△ 3,914	
管理職手当	△ 94	
期末手当	△ 468	
勤勉手当	△ 607	

会計年度仟用職員以外の職員

<u> </u>	日戦貝以グトリカ	以只	
区分	増減額	増減額の増減事由別	内 訳
	千円		千円
給料	△ 8,341	その他の増減分	△ 8,341
職員手当等	△ 5,466	その他の増減分	△ 5,466

説	明	備	考
	千円		
扶養手当	△ 102		
地域手当	△ 281		
時間外勤務手当	△ 3,914		
管理職手当	△ 94		
期末手当	△ 468		
勤勉手当	△ 607		

(3)給料及び職員手当等の状況

ア 職員1人当たり給料

区	分	行 政 職	医療職(3)
令和6年1月1日現在	平均給料月額(円)	310, 527	266, 333
	平 均 年 齢	40歳 8月	32歳 6月
令和5年11月1日現在	平均給料月額 (円)	301, 942	253, 633
	平均年齢	40歳 6月	32歳 4月

イ 初任給

	区分		行	政	職 (円)	医	療	職	(3)			
吹	吹田市	高	校	卒		170,900						
			大	学	卒		196, 200			202	, 400)
	国		高	校	卒		166,600					
			大	学	卒		196, 200			228	, 500)

ウ 等級別職員数

	行		職	医	療 職(3	3)
区分	等級	職員数 (人)	構成比 (%)	等級	職員数 (人)	構成比 (%)
	1 等級			1 等級		
	2 等級	1	3.8	2 等級		
	3 等級	2	7.7	3 等級		
令和6年1月1日	4 等級	2	7.7	4 等級		
現在	5等級	7	26.9	5等級	1	33.3
	6 等級	8	30.8	6 等級		
	7等級	6	23.1	7等級	2	66.7
	計	26	100.0	計	3	100.0
	1 等級			1 等級		
	2 等級	1	3.8	2等級		
	3 等級	2	7.7	3 等級		
令和5年11月1日	4 等級	2	7.7	4 等級		
現在	5等級	7	26.9	5等級	1	33.3
	6 等級	8	30.8	6 等級		
	7等級	6	23.1	7等級	2	66.7
	計	26	100.0	計	3	100.0

(等級別の標準的な職務内容)

区分	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級
行政職	部長	部次長	課長	課長代理	主査	主任	一般職
医療職 (3)	哥長	部次長	課長	課長代理	主査	主任	一般職

工 昇給

	区分	合 計	行政職	医療職(3)
令	職員数(A)(人)	28	25	3
和 6	昇給に係る職員数 (B) (人)	27	24	3
年 1 月	1号給(人)			
	号 給 数 別 内 訳 2号給(人)			
1	3号給(人)	2	2	
日日	4号給(人)	25	22	3
日 現 在	比 率 (B)/(A)(%)	96.4	96.0	100.0
令 和	職員数(A)(人)	29	26	3
5	昇給に係る職員数 (B) (人)	26	23	3
年	1号給(人)			
1 月				
1	5 1 1 1 3 3 5 (人)			
日現	4号給(人)	26	23	3
在	比 率 (B) / (A) (%)	89.7	88.5	100.0

備考 暫定再任用職員は除く。

オ 期末手当・勤勉手当

	支 給 期	別 支 給 率			
区分	6 月 期	12 月 期	支給 率計	加算措置	備 考
補正後	2.2月 (1.15月)	2.3月 (1.2月)	4.5月 (2.35月)	有 (無)	
補正前	2.2月 (1.15月)	2.3月 (1.2月)	4.5月 (2.35月)	有 (無)	
国の制度	2.2月 (1.15月)	2.3月 (1.2月)	4.5月 (2.35月)	有	

備考 ()内は、暫定再任用職員の支給率。

カ 定年退職及び勧奨退職に係る退職手当

区	分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最 高 限 度 (月分)	備	考
支給	率	24. 586875	33. 27075	47.709	47.709		
国の制 (支給		24. 586875	33.27075	47.709	47.709		

キ地域手当

支給対象地域	全市域
支 給 率 (%)	12
支給対象職員数 (人)	29
国の指定基準に 基づく支給率(%)	12

ク 特殊勤務手当

区 分	全職種	行 政 職	医療職(3)
給料総額に対する比率 (%)	1.1	1.1	0.0
支給対象職員の比率(%) (令和6年1月1日現在)	55.2	61.5	0.0
代表的な特殊勤務手当 の名称	・市税等徴収業剤	络特殊勤務手当	

ケ その他の手当

ケ その)他の手当		
区 分	国の制度との異同	支 給 内 容	
		・配偶者(課長級以下) " (次長級)	6,500 円 3,500 円
		・子1人につき	10,000 円
扶養手当	同	・子以外の扶養親族1人につき (課長級以下)	6,500 円
		子以外の扶養親族1人につき (次長級)	3,500 円
		・満16歳の年度初めから満22歳の 年度末までの子1人につき	5,000円を 加算
住居手当	異	・家賃負担者 月額27,000円以下の家賃の者 月額に応じ11,000円を限度に支給 月額27,000円を超える家賃の者 月額に応じ28,000円を限度に支給 ※市内居住かつ年度末年齢39歳以下の者は 上記算出額に5,000円を加算	
通勤手当	同	 ・交通機関等利用者 運賃額に応じ月額55,000円を限度に 6か月ごとに支給 ・交通用具利用者 使用距離に応じ月額31,600円を限度 に6か月ごとに支給 	

議案第42号

令和5年度吹田市勤労者福祉共済特別会計補正予算(第2号)

令和5年度吹田市の勤労者福祉共済特別会計の補正予算(第2号)は、 次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第 1 条 歳 入 歳 出 予 算 の 総 額 に 歳 入 歳 出 そ れ ぞ れ 1 , 5 1 9 千 円 を 追加 し、歳 入 歳 出 予 算 の 総額 を 歳 入 歳 出 そ れ ぞ れ 3 9 , 4 2 9 千 円 と す る 。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに 補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年2月16日提出

吹田市長 後 藤 圭 二

第1表 歲入歲出予算補正

歳 入 (単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1共済掛金収2	7	24, 931	△118	24, 813
	1 共済掛金収入	24, 931	△118	24, 813
2 繰 入 3	S E	10,616	△2,112	8,504
	1 一般会計繰入金	9, 150	△1,361	7,789
	2基金繰入金	1,466	△751	715
3 諸 収 .	7	2,363	567	2,930
	2 雑 入	2,362	567	2,929
4 繰 越	È	_	3, 182	3, 182
	1繰 越 金	_	3, 182	3, 182
歳 入	合 計	37,910	1,519	39, 429

歳 出 (単位:千円)

款	欠	項		補正前の額	補正額	計
1福祉	共 済 費			37,910	1,519	39, 429
		1福祉 #	共済 費	37,910	1,519	39, 429
歳	出	合	計	37,910	1,519	39, 429

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

(款) 1 共済掛金収入

(項) 1 共済掛金収入

目	補正前の額	補 正 額	計
1共 済 掛 金 収 入	24, 931	△ 118	24, 813
計	24, 931	△ 118	24, 813

(款) 2 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

1一般会計繰入	金 9,150	△ 1,361	7,789
計	9, 150	△ 1,361	7,789

(項) 2 基金繰入金

1 勤労者福祉共済基金繰入金	1,466	△ 751	715
計	1,466	△ 751	715

(款) 3 諸収入

(項) 2 雑入

1雑 入	2, 362	567	2, 929
計	2, 362	567	2,929

(款) 4 繰越金

(項) 1 繰越金

1 繰	越	金	_	3, 182	3, 182
	計		_	3, 182	3, 182

_							
	歳	入	合	計	37,910	1,519	39, 429

			(1124
節		≒X	H
区 分	金額	説	明
1 勤労者福祉共済掛金 収入	△ 118		

1一般会計繰入金	△ 1,361	

1 勤労者福祉共済基金 繰入金	△ 751	

1 雑	入	567	

1 繰 越	金	3, 182	

ſ		

(款) 1 共済掛金収入 (項) 1 共済掛金収入 ~ (款) 4 繰越金 (項) 1 繰越金

歳出

(款) 1 福祉共済費

(項) 1 福祉共済費

				補 ፲	E 客	頁 の	財	源
目	補正前の額	補 正 額	計	特	定	財	源	
				国府支出金	地	方債	その	他
1 福祉共済総務 費	12,400	△1,663	10,737				Δ1	,663
2 福祉共済事業 費	25, 510	3, 182	28, 692				ć	3, 182
計	37,910	1,519	39, 429]	,519

			(1121 113)
内 訳	節		
一般財源	区分	金額	説明
	1報 酬	△67	運営委員会委員報酬
	2 給 彩		
	3職 員 手 当 等		
	11 役 務 費		通信運搬費
	24 積 立 金	3, 182	積立金

(款) 1 福祉共済費 (項) 1 福祉共済費

1 特 別 職

									給		与	
	区		分	職	員	数	報	西州	給	料	期末	
						<i>(</i> ,)		(< P)		(~ PP)	(年間支	
						(人)		(千円)		(千円)	((千円)
			長等	E							(月)
			議員	_							(月)
補	正	後	その他の 特 別 職			12		135				
			計			12		135			(月)
			長等	<u> </u>							(月)
			議員	-							(月)
補	正	前	その他の 特 別 職			12		202				
			計			12		202			(月)
			長 等	Ē								
			議員									
比		較	その他の特別 職			0		△ 67				
			計			0		△ 67				

費									
地域手当	その他の手当	計	共	済	費	合	計	備	考
(千円)	(千円)	(千円)		(Ŧ	円)		(千円)		
		135					135		
		135					135		
		202					202		
		202					202		
		△ 67					△ 67		
		△ 67					△ 67		

2 一般職

(1) 総 括

							給		 与
区	分	職	員	数 (人)	報	酬 (千円)	給	料 (千円)	職員手当等 (千円)
補正	後			1(0)				3, 449	2,544
補正	前			1(0)				4, 149	3, 205
比	較		(0(0)				△ 700	△ 661
		区		分	扶養	養手当	地垣	战手当	住居手当
		補	正	後		120		458	0
		補	正	前		150		517	71
職員手	当等	比		較		△ 30		△ 59	△ 71
の内	訳	区		分	児童	重手当			
(-	千円)	補	正	後		92			
		補	正	前		92			
/+tr-+y /		比		較	ᄴᄓᄽᅑᇄᇉ	0			

備考 () 内は、短時間勤務職員について外書きしたもの。

費			
計	共 済 費	合 計	備考
(千円)	(千円)	(千円)	
5, 993	1,796	7,789	
7, 354	1,796	9, 150	
△ 1,361	0	△ 1,361	
通勤手当	時間外勤務手当	期末手当	勤勉手当
0	226	888	760
97	405	1,020	853
△ 97	△ 179	△ 132	△ 93

(2)給料及び職員手当等の増減額の明細

区	分	増	減	額	増減額の増減事由別	内 訳
給	料			千円 700	その他の増減分	千円 △ 700
職員手	当等		Δ	661	その他の増減分	△ 661

説	明	備	考
	千月	9	
扶養手当	△ 3	0	
地域手当	△ 5	9	
住居手当	△ 7	1	
通勤手当	△ 9	7	
時間外勤務手当	△ 17	9	
期末手当	△ 13	2	
勤勉手当	△ 9	3	

(3)給料及び職員手当等の状況

ア 職員1人当たり給料

区	分	行 政 職
令和6年1月1日現在	平均給料月額(円)	275, 500
	平 均 年 齢	35歳 7月
令和5年11月1日現在	平均給料月額(円)	264, 400
	平 均 年 齢	35歳 5月

イ 初任給

	区		5.	}		行	政	職	(円)
吹田市	市	高	校	卒		170,900			
	У Д		大	学	卒		196, 200		
	国		高	校	卒		166,600		
			大	学	卒		196, 200		

ウ 等級別職員数

		行 政 職	
区分	等級	職 員 数 (人)	構成 比 (%)
	1 等級		
	2 等級		
	3 等級		
令和6年1月1日	4 等級		
現在	5等級		
	6 等級	1	100.0
	7等級		
	計	1	100.0
	1 等級		
	2 等級		
	3 等級		
令和5年11月1日	4 等級		
現在	5等級		
	6 等級	1	100.0
	7等級		
	計	1	100.0

(等級別の標準的な職務内容)

区分	l等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級
行政職	部長	部次長	課長	課長代理	主査	主任	一般職

工 昇給

	区分						合 計	行政職
令和	職	員	数		((A) (人)	1	1
和 6	昇約	合に係	る職	員数	((B) (人)	1	1
年						1号給(人)		
1 月	号 給	数	別	内	訳	2号給(人)		
1		奴	ניס	ΝJ	可代	3号給(人)		
日現						4号給(人)	1	1
在	比		率	(B)	/ ((A) (%)	100.0	100.0
令和	職	員	数		((A) (人)	1	1
和 5	昇約	合に係	る職	員数	((B) (人)	1	1
年						1号給(人)		
1 月	号 給	数	別	内	訳	2号給(人)		
1		奴	נינע	ΝΊ	叫人	3号給(人)		
日現						4号給(人)	1	1
在	比		率	(B)	/ ((A) (%)	100.0	100.0

オ 期末手当・勤勉手当

	支 給 期	別 支 給 率			
区分	6 月 期	12 月 期	支給率計	加算措置	備 考
補正後	2.2月 (1.15月)	2.3月 (1.2月)	4.5月 (2.35月)	有 (無)	
補正前	2.2月 (1.15月)	2.3月 (1.2月)	4.5月 (2.35月)	有 (無)	
国の制度	2.2月 (1.15月)	2.3月 (1.2月)	4.5月 (2.35月)	有	

備考 () 内は、暫定再任用職員の支給率。

カ 定年退職及び勧奨退職に係る退職手当

区	分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最 高 限 度 (月分)	備	考
支給	率	24. 586875	33. 27075	47.709	47.709		
国の制度 (支給率)		24. 586875	33. 27075	47.709	47.709		

キ 地域手当

支給対象地域	全 市 域
支 給 率 (%)	12
支給対象職員数 (人)	1
国の指定基準に 基づく支給率(%)	12

ク その他の手当

	/他の十ヨ		-
区 分	国の制度との異同	支 給 内 容	
		・配偶者(課長級以下)	6,500 円
		// (次長級)	3,500 円
		() ()	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
		・子1人につき	10,000 円
		117/10 - 0	10,000 1
扶養手当	同	 ・子以外の扶養親族1人につき	6,500 円
1/12 1 -	1. 4	(課長級以下)	0,000 1
		子以外の扶養親族1人につき	3,500 円
		(次長級)	0,000 1
		・満16歳の年度初めから満22歳の	5,000円を
		年度末までの子1人につき	加算
		・家賃負担者	AHJI
		7000円以下の家賃の者	
		月額に応じ11,000円を限度に支給	
住居手当	異	月額27,000円を超える家賃の者	
1年6十月	共	月額に1,000円を超える家員の名 月額に応じ28,000円を限度に支給	
		, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
		※市内居住かつ年度末年齢39歳以下の者は	
		上記算出額に5,000円を加算	
		· 交通機関等利用者	
		運賃額に応じ月額55,000円を限度に	
\ → #\		6か月ごとに支給	
通勤手当	同		
		・交通用具利用者	
		使用距離に応じ月額31,600円を限度	
		に6か月ごとに支給	

議案第43号

令和5年度吹田市介護保険特別会計補正予算(第2号)

令和5年度吹田市の介護保険特別会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ34,459千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32,481,777 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに 補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年2月16日提出

吹田市長 後 藤 圭 二

第1表 歲入歲出予算補正

歳 入 (単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3国庫支出金		7,789,259	△614 , 990	7, 174, 269
	1国庫負担金	5,511,552	△279, 797	5, 231, 755
	2国庫補助金	2, 277, 707	△335, 193	1,942,514
4 支払基金交付金		8, 393, 584	△445 , 530	7, 948, 054
	1 支払基金交付金	8, 393, 584	△445 , 530	7, 948, 054
5府支出金		4, 476, 126	△203 , 510	4, 272, 616
	1府負担金	4, 202, 577	△177,949	4,024,628
	2府補助金	273, 549	△25 , 561	247, 988
6繰 入 金		5,721,739	426, 162	6, 147, 901
	1 一般会計繰入金	5, 197, 882	△185,436	5, 012, 446
	2基金繰入金	523,857	611,598	1, 135, 455
7諸 収 入		413	250	663
	1 雑 入	413	250	663
8財産収入		25	2	27
	1財産運用収入	25	2	27
9 繰 越 金		_	803, 157	803, 157
	1 繰 越 金	_	803, 157	803, 157
歳入	合 計	32, 516, 236	△34, 459	32, 481, 777

歳 出 (単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1総務費		764, 585	△59,706	704,879
	1総務管理費	380,605	△21,522	359,083
	2 徴 収 費	83,424	△5,855	77,569
	3 介護認定審査会 費	300,556	△32,329	268, 227
2 介護保険給付費		29, 889, 631	△857,000	29, 032, 631
	介護サービス等 1 諸費	27,691,228	△837,000	26, 854, 228
	2 介護予防サービ ス等諸費	798, 103	△7,000	791, 103
	3 そ の 他 諸 費	27, 217	0	27, 217
	4 高額介護サービ A費	809,908	0	809,908
	5 高額医療合算介 護サービス等費	128,020	0	128,020
	6 特定入所者介護 サービス等費	435, 155	△13,000	422, 155
3基金積立金		25	872,631	872,656
	1基金積立金	25	872,631	872,656
4諸 支 出 金		20,923	94,758	115,681
	l 償還金及び還付 加算金	20,923	94, 557	115,480
	2 繰 出 金	1	201	201
5 地域支援事業費		1,841,072	△85, 142	1,755,930
	l 包括的支援事 業・任意事業費	643, 327	△26,882	616,445
	介護予防・日常 2 生活支援総合事 業費	1, 194, 279	△58, 260	1, 136, 019
	3 そ の 他 諸 費	3,466	0	3,466
歳 出	合 計	32, 516, 236	△34,459	32, 481, 777

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入 (款) 3国庫支出金

(項) 1国庫負担金

目	補正前の額	補 正 額	計
1介護給付費負担金	5,511,552	\triangle 279,797	5, 231, 755
計	5,511,552	\triangle 279,797	5, 231, 755

(項) 2 国庫補助金

1調整交付金	1,730,609	△ 376,867	1, 353, 742
2地域支援事業交付金	547, 098	△ 57,163	489, 935
3 保険者機能強化推進交付金	_	35, 988	35, 988
4 介護保険保険者努力支援交 付金	-	56,951	56,951
5介護保険事業費補助金	-	5,898	5, 898
計	2, 277, 707	△ 335 , 193	1,942,514

(款) 4 支払基金交付金

(項) 1支払基金交付金

1介護給付費交付金	8, 070, 199	△ 405,699	7,664,500
2 地域支援事業支援交付金	323, 385	△ 39,831	283, 554
計	8, 393, 584	△ 445,530	7, 948, 054

(款) 5 府支出金

(項) 1 府負担金

1介護給付費負担金	4, 202, 577	△ 177,949	4, 024, 628
計	4, 202, 577	△ 177,949	4,024,628

		負	節			∃\ 4	пн	
ı	区	分		金	額	説	明	
1 現	年	度	分	\triangle 2	279, 797			

1現 年 度 分	△ 376,867	
1現 年 度 分	△ 66,623	
2過 年 度 分	9,460	
1 保険者機能強化推進 交付金	35, 988	
1 介護保険保険者努力 支援交付金	56,951	
1 介護保険事業費補助 金	5,898	

1現	年	度	分	△ 429, 432	
2 過	年	度	分	23, 733	
1 現	年	度	分	\triangle 43,747	
2 過	年	度	分	3,916	
	•	•			

1 現	年	度	分	△ 206,766	
2 過	年	度	分	28, 817	

(款) 3 国庫支出金 (項) 1 国庫負担金 ~ (款) 5 府支出金 (項) 1 府負担金

(項) 2 府補助金

I	補正前の額	補 正 額	ii+
1地域支援事業交付金	273, 549	△ 25,561	247, 988
計	273, 549	△ 25,561	247,988

(款) 6 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

1介護給付費繰入金	3, 736, 203	△ 107, 125	3, 629, 078
2一般会計繰入金	763, 805	△ 65,604	698, 201
3地域支援事業繰入金	273, 549	\triangle 12,506	261,043
4 低所得者保険料軽減繰入金	424, 325	△ 201	424, 124
計	5, 197, 882	△ 185, 436	5, 012, 446

(項) 2 基金繰入金

1 介護保険給付費準備基金繰 入金	523, 857	611,598	1, 135, 455
計	523, 857	611,598	1, 135, 455

(款) 7 諸収入

(項) 1 雑入

2 3 雑 入	411	250	661
計	413	250	663

(款) 8 財産収入

(項) 1財産運用収入

1利 子 及 び 配 当 金	25	2	27
計	25	2	27

						(113/
節					≅X	пн
	区	分		金額	説	明
1 現	年	度	分	△ 30,920		
2 過	年	度	分	5,359		
		•		_		

1現	年	度	分	△ 107, 125	
1 —	般会計	繰り	入金	\triangle 65,604	
1現	年	度	分	\triangle 12,506	
1現	年	度	分	△ 201	
	•				

1 介護保険給付費準備 基金繰入金	611,598	

1 雑	入	250	

1預	金	利	子	2	

(款) 5 府支出金 (項) 2 府補助金 ~ (款) 8 財産収入 (項) 1 財産運用収入

(7)

(款) 9 繰越金

(項) 1 繰越金

	目		補 正 前 の 額	補正額	#
1 繰	越	金	1	803, 157	803, 157
	計		_	803, 157	803, 157

歳	入	合	計	32, 516, 236	\triangle 34,459	32, 481, 777

_							\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	
			節			≅X	明	
	区	分		金	額	説	4/1	
	1 繰	越	金		803, 157			

(款) 9 繰越金 (項) 1 繰越金

歳出

(款) 1 総務費

(項) 1総務管理費

				補 正	額の	財源
目	補正前の額	補 正 額	計	特	定 財	源
				国府支出金	地方債	その他
1一般管理費	380,605	△21,522	359,083	5,898		△27,420
計	380,605	$\triangle 21,522$	359,083	5,898		△27,420

(項) 2 徴収費

				補 正	額の	財 源
目	補正前の額	補 正 額	計	特	定 財	源
				国府支出金	地方債	その他
1賦課徴収費	83, 424	△5,855	77,569			△5,855
計	83, 424	$\triangle 5,855$	77,569			$\triangle 5,855$

(項) 3 介護認定審査会費

				補	正	額	の	財	源
目	補正前の額	補 正 額	計	特		定	財	源	
				国府支出	金	地力	ī 債	その	他
1 介護認定審査 会費	167, 165	△17,500	149,665					△17	, 500
2 認定調査等費	133, 391	△14,829	118,562					△14	, 829

			\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \
内 訳	節		
一般財源	区分金	説 額	明
	2 給 料	△6,810	
		12,052	
	4 共 済 費	△2,660	

(単位 : 千円)

内訳	節		
一般財源	区 分	金額	説明
	2 給 料	△1,586	
	3職 員 手 当 等		
	4 共 済 費	△580	

(単位 : 千円)

					1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
内 訳		節			
一般財源	区分		金額	説	明
	1 報	酬	△12 , 500	介護認定審査会委員報酬	
	11 役 務	費			
	1 報	酬	△9,248	会計年度任用職員報酬	
		当 等	△2,105		
	4 共 済	費	△2,810		
	8 旅	費	△570	費用弁償	

(款) 1 総務費 (項) 1 総務管理費 ~ (款) 1 総務費 (項) 3 介護認定審査会費

				補正	額の	財 源
目	補正前の額	補 正 額	計	特	定 財	源
				国府支出金	地方債	その他
計	300,556	△32, 329	268, 227			△32, 329

(款) 2 介護保険給付費 (項) 1 介護サービス

1 介護サービス等諸費

				補正	額	の	財	源
目	補正前の額	補 正 額	計	特	定	財	源	
				国府支出金	地方	債	その	他
1 居宅介護サービス等給付費	14, 915, 643	△468,000	14, 447, 643	△432, 212			△35	, 788
2 施設介護サー ビス等給付費	7, 115, 922	△33,000	7, 082, 922	△165, 593			132	, 593
3 居宅介護福祉 用具購入費	39, 266	_	39, 266	△665				665
4 居宅介護住宅 改修費	60, 170	_	60, 170	△1,021			1	,021
5 居宅介護サー ビス計画等給 付費	1,757,051	△71,000	1,686,051	△55,790			△15	, 210
6 地域密着型介 護サービス等 給付費	3, 803, 176	△265,000	3, 538, 176	△161,497			△103	, 503
計	27,691,228	△837,000	26, 854, 228	△816,778			△20	, 222

				(1 1-22-2	1 1 3/
内 訳	節				
一般財源	区分	金額	説	明	
	18 負担金、補助及び 交付金	△96	特定退職金共済・勤労者福 負担金	祉共済	
					·

(単位 : 千円)

内 訳	節			
一般財源	区分	金額	説	明
	18 負担金、補助及び 交付金	△468,000		
	18 負担金、補助及び 交付金	△33,000		
	18 負担金、補助及び 交付金	△71,000		
	18 負担金、補助及び 交付金	△265,000		

(款) 1 総務費 (項) 3 介護認定審査会費(款) 2 介護保険給付費 (項) 1 介護サービス等諸費

(項) 2 介護予防サービス等諸費

			I	I		
				補正	額の	財 源
目	補正前の額	補 正 額	計	特	定 財	源
				国府支出金	地方債	その他
1 介護予防サー ビス等給付費	606,612	△3,000	603, 612	△11,808		8,808
2 介護予防福祉 用具購入費	12,371	_	12, 371	△210		210
3 介護予防住宅 改修費	40,396	_	40, 396	△685		685
4 介護予防サー ビス計画等給 付費	131, 822	_	131,822	△2,236		2,236
5 地域密着型介 護予防サービ ス等給付費	6,902	△4,000	2,902	△1,583		△2,417
計	798, 103	△7,000	791, 103	△16,522		9,522

(項) 3 その他諸費

			ī	T		
				補正	額の	財 源
目	補正前の額	補 正 額	計	特	定財	源
				国府支出金	地方債	その他
1 審査支払手数 料	27, 217	_	27, 217	△469		469
計	27, 217		27, 217	△469		469

				(井瓜・111)
内訳	節			
一般財源	区分	金額	説	明
	18 負担金、補助及び 交付金	△3,000		
	18 負担金、補助及び 交付金	△4,000		

(単位 : 千円)

内 訳	節		
一般財源	区 分	金額	説明

(款) 2 介護保険給付費 (項) 2 介護予防サービス等諸費~ (款) 2 介護保険給付費 (項) 3 その他諸費

(項) 4 高額介護サービス費

				補 正	額の	財源
目	補正前の額	補 正 額	計	特	定財	源
				国府支出金	地方債	その他
1 高額介護サー ビス費	809, 908	_	809, 908	△13,742		13,742
計	809,908	_	809,908	△13, 742		13,742

(項) 5 高額医療合算介護サービス等費

				補 正	額の	財源
目	補正前の額	補 正 額	計	特	定 財	源
				国府支出金	地方債	その他
l 高額医療合算 介護サービス 等費	128, 020	Ι	128, 020	△2, 173		2, 173
計	128,020	_	128, 020	△2, 173		2, 173

(項) 6 特定入所者介護サービス等費

(> 1)	47 C 071 H 71 H		-			
				補正	額の	財 源
目	補正前の額	補 正 額	計	特	定財	源
				国府支出金	地方債	その他
l 特定入所者介 護サービス等 費	435, 155	△13,000	422, 155	△13,746		746
計	435, 155	△13,000	422, 155	△13,746		746

内 訳	節			
一般財源	区 分	金額	説明	

(単位 : 千円)

内 訳	節		
一般財源	区 分	金額	説明

(単位 : 千円)

内 訳	節		
一般財源	区 分	金額	説明
	18 負担金、補助及び 交付金	△13,000	

(款) 2 介護保険給付費 (項) 4 高額介護サービス費 ~ (款) 2 介護保険給付費 (項) 6 特定入所者介護サービス等費

(款) 3 基金積立金

(項) 1基金積立金

				補 正	額の	財源
目	補正前の額	補 正 額	計	特	定 財	源
				国府支出金	地方債	その他
1 介護保険給付 費準備基金積 立金	25	872,631	872, 656	43,636		828, 995
計	25	872,631	872,656	43,636		828, 995

(款) 4 諸支出金

(項) 1 償還金及び還付加算金

				補正	額の	財 源
目	補正前の額	補 正 額	計	特	定 財	源
				国府支出金	地方債	その他
3 償 還 金	_	94, 557	94, 557			94, 557
計	20, 923	94,557	115,480			94,557

(項) 2 繰出金

				補正	額の	財源
目	補正前の額	補 正 額	計	特	定 財	源
				国府支出金	地方債	その他
1 他会計繰出金	_	201	201			201
計	_	201	201			201

_										(1 1-11-	1 1 3/
	内	訳		節							
	一 般	財 源	区	分		金	額		説	明	
			24 積	立	金	,	872,631	積立金			

(単位 : 千円)

内。	尺		節				
一般財	才 源	区	分	金	額	説	明
		22 償還金、 割引料	利子及び		94, 557	過年度国庫支出金等返還金	

(単位 : 千円)

内	訴	1			餌	ť						
一般	財	源	1111	区	分		金	額		説	明	
				27 繰	出	金		201	繰出金			

(款) 3 基金積立金 (項) 1 基金積立金 ~ (款) 4 諸支出金 (項) 2 繰出金

(款) 5 地域支援事業費

(項) 1 包括的支援事業・任意事業費

				補正	額	j の	財	源
目	補正前の額	補 正 額	計	特	定	財	源	
				国府支出金	地	方債	その	他
1 包括的支援事業・任意事業費	643, 327	△26,882	616, 445	597			△27	, 479
計	643, 327	△26,882	616, 445	597	1		△27	,479

(項) 2 介護予防・日常生活支援総合事業費

(・只)		1711人1次心口						
				補正	額	の	財	源
目	補正前の額	補 正 額	計	特	定	財	源	
				国府支出金	地方	債	その	他
1 介護予防・生活支援サービス事業費	948,779	△40,500	908, 279	△1,449			△39	, 051
2 介護予防ケア マネジメント 事業費	120, 722	△5,000	115, 722	△126			△4	, 874
3 高額介護予防 サービス費相 当費	2, 308	-	2,308	△88				88
4 一般介護予防事業費	118, 503	△12,760	105, 743	△3, 253			△9	, 507

					\ 1 I	1 1 7/
内 訳		節				
一般財源	区	分	金 額	説	明	
	2 給	料	△4,489			
	3職 員 手	当 等	△15,722			
	4 共 済	費	△1,720			
	7報 償	費	△1,951	介護相談員謝礼金		
	19 扶 助	費	△3,000	成年後見制度利用支援費		

(単位 : 千円)

	T.		(——————————————————————————————————————
内 訳	節		
一般財源	区分	金額	説明
	1報 酬	△400	会計年度任用職員報酬
	3職 員 手 当 等	△100	
	18 負担金、補助及び 交付金	△40,000	
	18 負担金、補助及び 交付金	△5,000	
	2 給 料	△5 , 240	
	3職 員 手 当 等	△1,633	
	4 共 済 費	$\triangle 2,210$	
	12 委 託 料	△300	いきいき百歳体操フォロー講座業
	19 片田柳田 水谷 供物	A 1 000	務委託料
	13 使用料及び賃借料		電算機器借上料
	18 負担金、補助及び 交付金	$\triangle 2,377$	

(款) 5 地域支援事業費 (項) 1 包括的支援事業・任意事業費 ~ (款) 5 地域支援事業費 (項) 2 介護予防・日常生活支援総合事業費

				補正	額の	財 源
目	補正前の額	補 正 額	計	特	定 財	源
				国府支出金	地方債	その他
5 高額医療合算 介護予防サー ビス費相当費	3, 967	1	3, 967	△153		153
計	1, 194, 279	△58, 260	1, 136, 019	$\triangle 5,069$		△53, 191

(項) 3 その他諸費

	C > IOHHS							
				補正	額	の	財	源
目	補正前の額	補 正 額	計	特	定	財	源	
				国府支出金	地方	債	その	他
1 審査支払手数 料	3, 466	_	3, 466	△132				132
計	3,466	_	3,466	△132				132

歳	出	合	羋	32, 516, 236	\triangle 34, 459	32, 481, 777	△818,500	784,041

				(
内 訳	節			
一般財源	区 分	金額	説	明

(単位 : 千円)

内 訳	節		
一般財源	区 分	金額	説明

		I	

(款) 5 地域支援事業費 (項) 2 介護予防・日常生活支援総合事業費~ (款) 5 地域支援事業費 (項) 3 その他諸費

1 特 別 職

										給		与	
	区		分		職	員	数	報	西州	給	料	期末	
							(,)		(<>		(~)	(年間支	
			1				(人)		(千円)		(千円)		(千円)
			長	等								(月)
			議	員								(月)
補	正	後	その他 特 別	1の			310		47, 462				
			計	174			310		47, 462			(月)
			長	等								(月)
			議	員								(月)
補	正	前	その他 特 別				310		59, 962				
			計				310		59, 962			(月)
			長	等									
			議	員									
比		較	その他 特 別				0	Δ	12,500				
			計				0	Δ	12,500				

費									
地域手当	その他の手当	計	共	済	費	合	計	備	考
(千円)	(千円)	(千円)		(千	円)		(千円)		
		47, 462					47, 462		
		47, 462					47, 462		
		59, 962					59,962		
		59, 962					59,962		
		△ 12,500				_	12,500		
		△ 12,500					12,500		

2 一般職

(1) 総 括

				<u></u> 給	 与
区 分	職	員 数	報酬	給 料	職員手当等
		(人)	(千円)	(千円)	(千円)
補正後		35(37)	53,645	120,469	101,966
補正前		35(40)	63, 293	138, 594	137, 267
比 較		0(△3)	△ 9,648	△ 18,125	△ 35,301
	区	分	扶養手当	地域手当	住居手当
	補	正後	3,371	16, 227	1,449
	補	正前	4,879	17,778	1,807
職員手当等	比	較	△ 1,508	△ 1,551	△ 358
の内訳	区	分	期末手当	勤勉手当	児童手当
(千円)	補	正後	40,818	23, 916	229
	補	正前	46,910	27, 644	1,729
(<u>+</u> ************************************	比	較	△ 6,092	△ 3,728	△ 1,500

備考 () 内は、短時間勤務職員について外書きしたもの。

費			
計 (千円)	共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備考
276,080	54, 588	330,668	
339, 154	64, 568	403, 722	
△ 63,074	△ 9,980	△ 73,054	
通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	管理職手当
3, 104	0	9, 141	
3, 263	45	28, 500	4,572
△ 159	△ 45	△ 19,359	△ 1,001
退職手当			
140			
140			
0			

ア 会計年度任用職員以外の職員

	Δ	11 +12	く 上 /	114667	<u> マンハノ</u>	トリル・眼貝				
								給		与
区		分	職	員	数	報	酌州	給	料	職員手当等
				((人)		(千円)		(千円)	(千円)
補	正	後		32	2(0)				115,550	89,184
補	正	前		32	2(0)				133,675	122, 280
比		較		()(0)			2	\triangle 18, 125	\triangle 33,096
			区		分	扶養	手当	地址	或手当	住居手当
			補	正	後		3, 371		15,636	1,449
					.,					
			補	正	前		4,879		17, 187	1,807
π±ν 🗖	ナバ	, kk			4.4.		۸ 1 500		A 1 551	^ 050
職員	. 手 🖰	4等	比		較		\triangle 1,508		△ 1,551	△ 358
		≓ ⊓	1.7		Λ	#□-#	- T. W	#L 5	ムイル	旧本不小
の	内	沢	区		分		手当	当 儿牙	勉手当	児童手当
	1-	۲ m ۱	4-1-	_	1.42		00 011		22 010	220
	(-	千円)	補	正	後		29, 211		23,916	229
			宏		괊		22 AAO		97 G11	1 720
			補	正	前		33,098		27,644	1,729
			μV		較		A 2 007		∧ 2 720	∧ 1 500
			比		郑		△ 3,887		\triangle 3,728	△ 1,500
L			力け	k≕	n+ HH	#1344	= 1 1 	- 41 書き	1.たよの	

備考 () 内は、短時間勤務職員について外書きしたもの。

費			
計	共済費	合 計 (4.81)	備考
(千円)	(千円)	(千円)	
204, 734	44,013	248, 747	
255, 955	51, 183	307, 138	
△ 51,221	△ 7,170	△ 58,391	
通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当	管理職手当
2, 757	0	9,044	3, 571
2,916	45	28, 403	4,572
△ 159	△ 45	△ 19,359	△ 1,001

イ 会計年度任用職員

1	スコーサル	<u> </u>	174MP	<u> </u>					
							給		与
区	分	職	員	数	報	酬	給	料	職員手当等
			((人)		(千円)		(千円)	(千円)
補正	送後			(37)		53,645		4,919	12,782
補正	三前		3 ((40)		63, 293		4,919	14, 987
比	較		0(2	∆3)		△ 9,648		0	△ 2,205
		区		分	地域	手当	通勤	助手当	時間外勤務手当
職員手	当等	補	正	後		591		347	97
の内) 訳 (千円)	補	正	前		591		347	97
144 44		比		較		0		0	0

備考 () 内は、会計年度任用の職を占める職員であって、その一週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員について外書きしたもの。

弗			l
費 計 (千円)	共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備考
71,346	10,575		
83, 199	13, 385	96, 584	
△ 11,853	△ 2,810	△ 14,663	
期末手当	退職手当		
11,607	140		
13,812	140		
△ 2,205	0		

(2)給料及び職員手当等の増減額の明細

区分	増 減 額	増減額の増減事由別	内 訳
	千円		千円
給料	△ 18,125	その他の増減分	△ 18,125
職員手当等	△ 35,301	その他の増減分	△ 35,301

説	明	備	考
	千円		
扶養手当	△ 1,508		
地域手当	△ 1,551		
住居手当	△ 358		
通勤手当	△ 159		
特殊勤務手当	△ 45		
時間外勤務手当	△ 19,359		
管理職手当	△ 1,001		
期末手当	△ 6,092		
勤勉手当	△ 3,728		
児童手当	△ 1,500		

ア 会計年度任用職員以外の職員

<u> </u>	之 工 川		
区分	増減額	増減額の増減事由別	内 訳
	千円		千円
給料	△ 18, 125	その他の増減分	△ 18,125
職員手当等	△ 33,096	その他の増減分	△ 33,096

説	明	備	考
	千円		
扶養手当	△ 1,508		
地域手当	△ 1,551		
住居手当	△ 358		
通勤手当	△ 159		
特殊勤務手当	△ 45		
時間外勤務手当	△ 19,359		
管理職手当	△ 1,001		
期末手当	△ 3,887		
勤勉手当	△ 3,728		
児童手当	△ 1,500		

イ 会計年度任用職員

区 分	増減額	増減額の増減事由別	内 訳
	千円		千円
職員手当等	△ 2,205	その他の増減分	△ 2,205

説	明	備	考
	千円		
期末手当	△ 2,205		

(3)給料及び職員手当等の状況

ア 職員1人当たり給料

区	分	行 政 職	医療職(2)	医療職(3)
令和6年1月1日現在	平均給料月額(円)	305, 461	274, 200	312, 729
	平均年齢	42歳 4月	35歳 7月	39歳 3月
令和5年11月1日現在	平均給料月額 (円)	297, 139	264, 200	304, 486
	平均年齢	42歳 2月	35歳 5月	39歳 1月

イ 初任給

	区		分	分		行 政 職	医療職(2)	医療職(3)
吹	田	市	高	校	卒	170,900		
	У Д 17		大	学	卒	196, 200	196, 200	202, 400
	国		高	校	卒	166,600		
I			大	学	卒	196, 200	202,800	228, 500

ウ 等級別職員数

	行	政	職	医	寮 職	(2)	医	療 職	(3)
区分	等級	職員数(人)	構成比 (%)	等級	職員数(人)	構成比 (%)	等級	職員数(人)	構成比 (%)
令	1 等級			1 等級			1 等級		
和	2等級			2等級			2等級		
6	3 等級	2	8.7	3等級			3等級	1	14.3
年	4 等級	3	13.0	4 等級			4等級	1	14.3
1	5等級	5	21.7	5等級			5等級	1	14.3
月	6 等級	6	26.1	6 等級	1	50.0	6等級	2	28.6
1	7等級	7	30.5	7 等級	1	50.0	7等級	2	28.5
日日									
現		23	100.0		2	100.0		7	100.0
在	計			計			計		
令	1 等級			1 等級			1 等級		
和	2 等級			2等級			2 等級		
5	3 等級	2	8.7	3等級			3等級	1	14.3
年	4 等級	3	13.0	4 等級			4 等級	1	14.3
1	5等級	5	21.7	5等級			5等級	1	14.3
	6 等級	6	26.1	6 等級	1	50.0	6等級	2	28.6
月 1	7等級	7	30.5	7等級	1	50.0	7等級	2	28.5
日									
· 現 在		23	100.0		2	100.0		7	100.0
在	計			計			計		

(等級別の標準的な職務内容)

区分	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級
行政職	部長	部次長	課 長	課長代理	主 査	主 任	一般職
医療職 (2)	部 長	部次長	課長	課長代理	主査	主任	一般職
医療職 (3)	部 長	部次長	課 長	課長代理	主 査	主 任	一般職

工 昇給

	- 开加 区分	合 計	行政職	医療職(2)	医療職(3)
_					
令	職員数(A)(人)	30	21	2	7
和 6	昇給に係る職員数 (B) (人)	27	19	2	6
年	1号給(人)			
1	2号給(人)			
月 1	号 給 数 別 内 訳 3号給()	2	1		1
日 現 在	4号給(人	25	18	2	5
上佐	比 率 (B)/(A)(%)	90.0	90.5	100.0	85.7
令	職員数(A)(人)	34	27	2	5
和 5	昇給に係る職員数 (B) (人)	28	24	2	2
年	1号給(人)			
1 月	2号給(人)			
1	号 給 数 別 内 訳 3号給() 3号給(<i>)</i>) 1	1		
日現	4号給(人) 27	23	2	2
在	比 率 (B) / (A) (%)	82.4	88.9	100.0	40.0

備考 暫定再任用職員は除く。

オ 期末手当・勤勉手当

7,7,7,7,7,7	支給期	別 支 給 率			
区 分	6 月 期	12 月 期	支給率計	加 算 措 置	備 考
補 正 後	2.2月 (1.15月)	2.3月 (1.2月)	4.5月 (2.35月)	有 (無)	
補正前	2.2月 (1.15月)	2.3月 (1.2月)	4.5月 (2.35月)	有 (無)	
国の制度	2.2月 (1.15月)	2.3月 (1.2月)	4.5月 (2.35月)	有	

備考 ()内は、暫定再任用職員の支給率。

カ 定年退職及び勧奨退職に係る退職手当

区	分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最 高 限 度 (月分)	備	考
支糸	合 率	24. 586875	33. 27075	47.709	47.709		
国の制度 (支給率)		24. 586875	33. 27075	47.709	47.709		

キ 地域手当

支給対象地域	全市域
支 給 率 (%)	12
支給対象職員数 (人)	32
国の指定基準に 基づく支給率(%)	12

ク 特殊勤務手当

		代表的な職種
区 分	全職種	行 政 職 医療職(3)
給料総額に対する比率 (%)	0.1	0.5
支給対象職員の比率(%) (令和6年1月1日現在)	3.1	4.3 0.0
代表的な特殊勤務手当 の名称	・社会福祉事務特	持殊勤務手当

ケ その他の手当

ケ その	他の手当		
区 分	国の制度との異同	支 給 内 容	
		・配偶者(課長級以下)	6,500 円
		// (次長級)	3,500 円
		(7.12.5)	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
		・子1人につき	10,000 円
		- 7 · · ·	.,
扶養手当	同	・子以外の扶養親族1人につき	6,500 円
		(課長級以下)	
		子以外の扶養親族1人につき	3,500 円
		(次長級)	
		・満16歳の年度初めから満22歳の	5,000円を
		年度末までの子1人につき	加算
		・家賃負担者	
		月額27,000円以下の家賃の者	
		月額に応じ11,000円を限度に支給	
住居手当	異	月額27,000円を超える家賃の者	
		月額に応じ28,000円を限度に支給	
		※市内居住かつ年度末年齢39歳以下の者は	
		上記算出額に5,000円を加算	
		・交通機関等利用者	
		運賃額に応じ月額55,000円を限度に	
		6か月ごとに支給	
通勤手当	同		
		・交通用具利用者	
		使用距離に応じ月額31,600円を限度	
		に6か月ごとに支給	

議案第44号

令和5年度吹田市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)

令和5年度吹田市の後期高齢者医療特別会計の補正予算(第3号)は、 次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ339,505千円を 追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,603,268千円 とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに 補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年2月16日提出

吹田市長 後 藤 圭 二

第1表 歲入歲出予算補正

歳 入 (単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療 1 保険料		5, 084, 102	363, 280	5, 447, 382
	1後期高齢者医療 保険料	5, 084, 102	363, 280	5, 447, 382
3 繰 入 金		1, 169, 390	△23,775	1, 145, 615
	1 一般会計繰入金	1, 169, 390	△23,775	1, 145, 615
歳 入	合 計	6, 263, 763	339, 505	6,603,268

歳 出 (単位:千円)

款		項			補正前の額	補	正	額	計		
1 総	務	費				200, 100		△1	5,676	184, 424	
			1 総	務	管	理 費	108, 329		Δ	7,838	100, 491
			2 徴	J	収	費	91,771		Δ	7,838	83, 933
2 後期高齢者医療 広域連合納付金		療力金					6,053,163		35	5, 181	6, 408, 344
			1 後 1 広	朝高 或連2	齢者 合納	医療 付金	6,053,163		35	5, 181	6, 408, 344
歳	出		合			計	6, 263, 763		33	9,505	6,603,268

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入 (款) 1後期高齢者医療保険料

(項) 1後期高齢者医療保険料

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1特別徴収保険料	2, 513, 965	180, 186	2, 694, 151
2 普 通 徴 収 保 険 料	2, 570, 137	183,094	2, 753, 231
計	5,084,102	363, 280	5, 447, 382

(款) 3 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

1一般会計繰入金	200, 329	△ 15,676	184, 653
2保険基盤安定繰入金	969,061	△ 8,099	960, 962
計	1, 169, 390	\triangle 23,775	1, 145, 615

_							
	歳	入	合	計	6, 263, 763	339,505	6,603,268

						(11====================================
		Î	節		≅X	TH.
	区	分		金額	説	明
1 現	年	度	分	180, 186		
1現	年	度	分	183,094		
	•	•				

1一般会計繰入金	\triangle 15,676	
1保険基盤安定繰入金	△ 8,099	

(x) 1 後期高齢者医療保険料 (y) 1 後期高齢者医療保険料 (y) 1 一般会計繰入金

歳出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

				補 正	額の	 財 源
目	補正前の額	補 正 額	計	特	定 財	源
				国府支出金	地方債	その他
1一般管理費	108, 329	△7,838	100, 491			△7,838
計	108, 329	△7,838	100, 491			△7,838

(項) 2 徴収費

					補正	額 の	財 源
目		補正前の額	補 正 額	計	特	定財	源
					国府支出金	地方債	その他
1徴 収	費	91,771	△7,838	83, 933			△7,838
計		91,771	△7,838	83, 933			△7,838

(款) 2 後期高齢者医療広域連合納付金

(項) 1後期高齢者医療広域連合納付金

				補正	額の	財源
目	補正前の額	補 正 額	計	特	定 財	源
				国府支出金	地方債	その他
1後期高齢者医療広域連合納付金	6,053,163	355, 181	6, 408, 344			355, 181
計	6,053,163	355, 181	6, 408, 344			355, 181

		(1)————————————————————————————————————
内 訳	節	
一般財源	道 区 分 金 額	説明
	2 給 料 △2,7′	78
	3職員手当等 △3,85	320
	4 共 済 費 △1,24	40

(単位 : 千円)

内訳	節		
一般財源	区 分	金額	説明
	2 給 料	△1,611	
	3職 員 手 当 等		
	4 共 済 費	△1,440	

(単位 : 千円)

内 訳	節		
一般財源	区 分	金 額	説明
	18 負担金、補助及び 交付金	355, 181	後期高齢者医療広域連合保険料納 付金ほか

(款) 1 総務費 (項) 1 総務管理費

~ (款) 2 後期高齢者医療広域連合納付金 (項) 1 後期高齢者医療広域連合納付金

	目						補	正	客	頁 の	財		源		
			補正前の額	補正額	額	計	特		定	財	ž	原			
							国府支出	金	地	方債	そ	の	他		
	歳	出	合	計	6, 263, 763	339	,505	6,603,268						339	, 505

				(単位 : 千円)
内 訳	節			
一般財源	区 分	金額	説	明

給 与 費

一 般 職

(1) 総 括

							給		 与
区	分	職	員	数 (人)	報	酬 (千円)	給	料 (千円)	職員手当等 (千円)
補正	迁後			4(0)		(114)		46, 373	32, 798
補证	三前		14	4(0)				50,762	41,405
比	較		(0(0)				△ 4,389	△ 8,607
		区		分	扶養	逢手当	地址	或手当	住居手当
		補	正	後		600		5, 198	564
		補	正	前		1,554		6,417	976
職員手	当等	比		較		△ 954		△ 1,219	△ 412
の内	引訳	区		分	勤兔	10手当	児童		退職手当
	(千円)	補	正	後		8, 295		360	532
		補	正	前		9,304		1,456	532
		比		較	ᄴᅜᅑᄼᆘᇄ	△ 1,009		△ 1,096	0

備考 () 内は、短時間勤務職員について外書きしたもの。

費			
計	共 済 費	合 計	備考
(千円)	(千円)	(千円)	
79, 171	16,579	95,750	
92, 167	19, 259	111,426	
△ 12,996	△ 2,680	△ 15,676	
通勤手当	時間外勤務手当	管理職手当	期末手当
872	4,871	1,046	10,460
1,059	7,414	1,128	11,565
△ 187	△ 2,543	△ 82	△ 1,105

会計年度任用職員以外の職員

会計年及仕用	 東	レ人フト	レノ明	(貝				
						給		与
区分	職	員	数	報	酬	給	料	職員手当等
			(人)		(千円)		(千円)	(千円)
		·	() ()		(114)		(114)	(114)
補正後		12	2(0)				44,008	31,507
		1 2	1(0)				11,000	51, 507
		1.5	(0)				10 207	40 114
補正前		1 2	2(0)				48,397	40, 114
		_	. (0)					
比 較		((0)				△ 4,389	\triangle 8,607
	区		分	扶養	逢手当	地址	或手当	住居手当
	補	正	後		600		4,914	564
	補	正	前		1,554		6,133	976
					·		·	
職員手当等	比		較		△ 954		△ 1,219	△ 412
114271 11 1					_ 001			_ _
の内訳	区		分	<u></u>				
			/-	27376	31 —	74=		
(千円)	補	正	後		8, 295		360	
(111)	衎	Ш.	1久		0, 433		300	
	4-1-	_	عد		0 004		1 450	
	補	正	前		9,304		1,456	
			, .					
	比		較		△ 1,009		△ 1,096	

備考 () 内は、短時間勤務職員について外書きしたもの。

費			
計 (千円)	共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備考
75, 515	15,915	91,430	
88, 511	18, 595	107, 106	
△ 12,996	△ 2,680	△ 15,676	
通勤手当	時間外勤務手当	管理職手当	期末手当
842	4, 871		
1,029	7,414	1,128	11, 120
△ 187	△ 2,543	△ 82	△ 1,105

(2)給料及び職員手当等の増減額の明細

区分	増減額	増減額の増減事由別	内 訳
給料	千円 △ 4,389	その他の増減分	千円 △ 4,389
職員手当等	△ 8,607	その他の増減分	△ 8,607

説	明	備	考
	千円		
扶養手当	△ 954		
地域手当	△ 1,219		
住居手当	△ 412		
通勤手当	△ 187		
時間外勤務手当	△ 2,543		
管理職手当	△ 82		
期末手当	△ 1,105		
勤勉手当	△ 1,009		
児童手当	△ 1,096		

会計年度任用職員以外の職員

会訂平及任戶	用職員以外の調	0.000000000000000000000000000000000000	
区 分	増減額	 増減額の増減事由別 	内 訳
	千円		千円
給料	△ 4,389	その他の増減分	△ 4,389
職員手当等	△ 8,607	その他の増減分	△ 8,607

説	明	備考
	千円	
扶養手当	△ 954	
地域手当	△ 1,219	
住居手当	△ 412	
通勤手当	△ 187	
時間外勤務手当	\triangle 2,543	
管理職手当	△ 82	
期末手当	△ 1,105	
勤勉手当	△ 1,009	
児童手当	△ 1,096	

(3)給料及び職員手当等の状況

ア 職員1人当たり給料

区	分	行 政 職
令和6年1月1日現在	平均給料月額(円)	305, 175
	平 均 年 齢	40歳 9月
令和5年11月1日現在	平均給料月額(円)	296,700
	平 均 年 齢	40歳7月

イ 初任給

	区		分			行 政 職 ((円)
吹	吹田市		高	校	卒	170,900	
			大	学	卒	196, 200	
	国		高	校	卒	166,600	
			大	学	卒	196, 200	

ウ 等級別職員数

フ ・ 寸 水 川 帆 貝 奴			
		行 政 職	
区分	等級	職 員 数 (人)	構 成 比 (%)
	1 等級		
	2等級		
	3等級		
令和6年1月1日	4 等級	2	16.7
現在	5等級	4	33.3
	6 等級	3	25.0
	7等級	3	25.0
	計	12	100.0
	1 等級		
	2等級		
	3 等級		
令和5年11月1日	4 等級	2	16.7
現在	5等級	4	33.3
	6 等級	3	25.0
	7等級	3	25.0
	計	12	100.0

(等級別の標準的な職務内容)

区分	l等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級
行政職	部長	部次長	課長	課長代理	主査	主任	一般職

工 昇給

	- ノールロ						
		区分	合 計	行政職			
令和	職	員 数		(1	A) (人)	12	12
和 6	昇約	合に係る職	員数	(]	B) (人)	9	9
年					1号給(人)		
1 月	 号 給	数別		沢 -	2号給(人)		
1	号 給	奴 加	内言	i)(3号給(人)		
日現					4号給(人)	9	9
在	比	率	(B) /	' (_I	A) (%)	75.0	75.0
令和	職	員 数		(/	A) (人)	12	12
和 5	昇約	合に係る職	員数	(]	B) (人)	8	8
年					1号給(人)		
1 月	 号 給	数別		沢 F	2号給(人)		
1	夕 和 	奴 加	内言	i)(3号給(人)	2	2
日現					4号給(人)	6	6
在	比	率	(B) /	(A) (%)	66.7	66.7

オ 期末手当・勤勉手当

77 777171	支 給 期	別 支 給 率			
区分	6 月 期	12 月 期	支給率計	加 算 措 置	備考
補正後	2.2月 (1.15月)	2.3月 (1.2月)	4.5月 (2.35月)	有 (無)	
補正前	2.2月 (1.15月)	2.3月 (1.2月)	4.5月 (2.35月)	有 (無)	
国の制度	2.2月 (1.15月)	2.3月 (1.2月)	4.5月 (2.35月)	有	

備考 ()内は、暫定再任用職員の支給率。

カ 定年退職及び勧奨退職に係る退職手当

区	分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最 高 限 度 (月分)	備	考
支;	給率	24. 586875	33. 27075	47.709	47.709		
)制度 給率)	24. 586875	33, 27075	47.709	47.709		

キ 地域手当

支給対象地域	全 市 域
支 給 率 (%)	12
支給対象職員数 (人)	12
国の指定基準に 基づく支給率(%)	12

ク その他の手当

2 70	他の十ヨ		
区 分	国の制度との異同	支 給 内 容	
		・配偶者(課長級以下) 〃 (次長級)	6,500 円 3,500 円
		・子1人につき	10,000 円
扶養手当	同	・子以外の扶養親族1人につき (課長級以下)	6,500 円
		子以外の扶養親族1人につき (次長級)	3,500 円
		・満16歳の年度初めから満22歳の 年度末までの子1人につき	5,000円を 加算
住居手当	異	・家賃負担者 月額27,000円以下の家賃の者 月額に応じ11,000円を限度に支給 月額27,000円を超える家賃の者 月額に応じ28,000円を限度に支給 ※市内居住かつ年度末年齢39歳以下の者は 上記算出額に5,000円を加算	
通勤手当	同	 ・交通機関等利用者 運賃額に応じ月額55,000円を限度に 6か月ごとに支給 ・交通用具利用者 使用距離に応じ月額31,600円を限度 に6か月ごとに支給 	

議案第45号

令和5年度吹田市公共用地先行取得特別会計補正予算(第1号)

令和5年度吹田市の公共用地先行取得特別会計の補正予算(第1号)は、 次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ27,047千円を 追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,473,674千円 とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに 補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。 (繰越明許費)
- 第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰越して使用する ことができる経費は「第2表 繰越明許費」による。

令和6年2月16日提出

吹田市長 後 藤 圭 二

第1表 歲入歲出予算補正

歳 入 (単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 土地開発基金借 1 入金		453, 735	△87,927	365,808
	1 土地開発基金借入金	453,735	△87,927	365,808
2 繰 入 金		919,280	△9,999	909, 281
	1 一般会計繰入金	919, 280	△9,999	909, 281
3財産収入		73,612	124, 973	198, 585
	1財産売払収入	73,612	124, 973	198, 585
歳 入	合 計	1,446,627	27, 047	1,473,674

歳 出 (単位:千円)

款			項			補正前の額	補正額	計
1用	地取得	費				1,373,015	△97,926	1, 275, 089
			1用	地取	、得 費	1,373,015	△97,926	1, 275, 089
2 諸	支 出	金				64, 990	124, 981	189, 971
			1繰	出	金	64, 990	124, 981	189, 971
3 公	債	費				8,622	△8	8,614
			1 公	債	費	8,622	△8	8,614
歳	出		合		計	1,446,627	27,047	1,473,674

第 2 表 繰越明許費

		項		
1 用 地	取 得	費 1 用	地 取	得 費

事業名	金額
	千円
千里丘朝日が丘線用地取得事業	42,065
佐井寺西土地区画整理用地取得事業	324,025

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入 (款) 1 土地開発基金借入金

(項) 1 土地開発基金借入金

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1土地開発基金借入金	453, 735	△ 87,927	365, 808
計	453, 735	△ 87,927	365, 808

(款) 2 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

1一般会計繰入金	919, 280	△ 9,999	909, 281
計	919, 280	\triangle 9,999	909, 281

(款) 3 財産収入

(項) 1財産売払収入

1不動産売払収入	73,612	124, 973	198, 585
計	73,612	124, 973	198, 585

歳 入 合 計	1,446,627	27,047	1, 473, 674
---------	-----------	--------	-------------

(単位 : 千円)

_				(112 114)
	節		≅∺	明
	区分	金額	説	1 /J
ĺ	1 土地開発基金借入金	△ 87,927		

1一般会計繰入金	△ 9,999	

1土 地 売 払 収 入	124, 973	

(款) 1 土地開発基金借入金 (項) 1 土地開発基金借入金 \sim (款) 3 財産収入 (項) 1 財産売払収入

(7)

歳出

(款) 1 用地取得費

(項) 1 用地取得費

				補 ፲	E 氰	頂 の	財	源
目	補正前の額	補 正 額	計	特	定	財	源	
				国府支出金	地	方債	その	他
1 千里丘朝日が 丘線用地取得 費	453, 735	△87,927	365, 808				△87	, 927
2 佐井寺西土地 区画整理用地 取得費	919, 280	△9,999	909, 281				_0	999
計	1, 373, 015	△97,926	1, 275, 089			·	△97	, 926

(款) 2 諸支出金

(項) 1 繰出金

				補正	額の	財源
目	補正前の額	補 正 額	計	特	定 財	源
				国府支出金	地方債	その他
1 他会計繰出金	64,990	124, 981	189, 971			124, 981
計	64,990	124, 981	189, 971			124, 981

(款) 3 公債費

(項) 1 公債費

				補 正	額の	財源
目	補正前の額	補 正 額	計	特	定 財	源
				国府支出金	地方債	その他
2 利 子	10	△8	2			△8
計	8,622	△8	8,614			△8

(単位 : 千円)

				(十四 , 111)
内 訳	節			
一般財源	区 分	金額	説	明
	16公有財産購入費	△46,187	用地購入費	
	21 補償、補填及び賠 償金	△41,740	支障物件移転補償費ほか	
	16公有財産購入費	△9,999	用地購入費	

(単位 : 千円)

内 訳	为 訳 節					
一般財源	区	分	金額		说明	
	27 繰	出 金	124, 981	繰出金		

(単位 : 千円)

内 訳	節			
一般財源	区分	金額	説	明
	22 償還金、利子及び 割引料	△8	借入金利子	
				·

(款) 1 用地取得費 (項) 1 用地取得費 ~ (款) 3 公債費 (項) 1 公債費

				補正	額の	財 源
目	補正前の額	補 正 額	計	特	定財	源
				国府支出金	地方債	その他
歳出合計	1,446,627	27,047	1, 473, 674			27,047

(単位 : 千円)

内 訳	節			
一般財源	区 分	金額	説	明

令和 5 年度 吹田市水道事業会計補正予算(第 3 号)

(総則)

第 1 条 令和 5 年度吹田市水道事業会計補正予算(第 3 号) は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第 2 条 令和 5 年度吹田市水道事業会計予算(以下「予算」という。)第 3 条 に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目) (既決予定額) (補正予定額) (計)収 入

第 1 款 水道事業収益 8,592,601 千円 △ 44,956 千円 8,547,645 千円 第 1 項 営 業 収 益 7,875,820 千円 △ 53,000 千円 7,822,820 千円 第 2 項 営業外収益 716,781 千円 8,044 千円 724,825 千円 (科 目)(既決予定額) (補正予定額) (計)

支 出

第 1 項 営 業 費 用 7,178,522 千円 △ 190,682 千円 6,987,840 千円

第 1 款 水道事業費用 7,422,356 千円 △ 190,682 千円 7,231,674 千円

(資本的収入及び支出)

第 3 条 予算第 4 条本文括弧書中「不足する額 3,562,320 千円」を「不足する額 3,427,320 千円」に、「損益勘定留保資金 1,017,755 千円」を「損益勘定留保資金 895,026 千円」に、「当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額 485,005 千円」を「当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額 472,734 千円」に改め、資本的 支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目) (既決予定額) (補正予定額) (計) 支 出

第 1 款 資本的支出 6,148,539 千円 △ 135,000 千円 6,013,539 千円 第 1 項 建設改良費 5,535,731 千円 △ 135,000 千円 5,400,731 千円 (議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 4 条 予算第 9 条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費 を次のとおり補正する。

(科 目) (既決予定額) (補正予定額) (計)
 (1) 職員給与費 1,359,694千円 △ 50,682千円 1,309,012千円
 第 5 条 予算第11条の次に次の1条を加える。

(他会計からの補助金)

第12条 児童手当の補助金として、一般会計からこの会計へ補助を受ける 金額は、8,044千円と定める。

令和6年2月16日提出

吹田市長 後藤圭二

(2)

予算に関する説明書

令和5年度 吹田市水道事業会計補正予算実施計画 収益的収入及び支出

収 人				
款	項		目	既決予定額
1 水道事業収益				8, 592, 601
	1 営 業	収 益		7, 875, 820
			2 その他営業収益	422, 922
	2 営 業 外	・ 収 益		716,781
			5 他 会 計 補 助 金	0

支 出			
款	項	目	既決予定額
1 水道事業費用			7, 422, 356
	1 営 業 費 用		7, 178, 522
		1 浄 水 送 水 費	3, 579, 210
		2 配 水 給 水 費	774, 911
		4 業 務 費	460, 111
		5 総 係 費	523, 601
		7 資 産 減 耗 費	181,969
		8その他営業費用	105, 701
	2 営業外費用		193, 834
		l 支払利息及び 企業債取扱諸費	183,833
		2 雑 支 出	10,000

(単位 千円)

	補正予定額	計				備			考		
	△ 44,956	8, 547, 645									
	△ 53,000	7, 822, 820									
	△ 53,000	369, 922	受	託	事	業	収	益		 △ 5	3,000
	8,044	724, 825									
ĺ	8,044	8,044	_	般	会言	十補	助	金			8,044

(単位 千円)

補正予定額	 計		(<u></u> 年位 十口) 考
△ 190, 682	7, 231, 674		·
△ 190,682	6, 987, 840		
△ 163, 381	3, 415, 829	<u></u> 給	의 △ 10,248
,	, ,		等 △ 5,668
		賞与等引当金	金 ^ 772
		繰 入 額 報 第 第 第 第 第 第 第 第 第 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8	识
			当
			의 △ 19,000
		-	費 △ 5,000
			△ 8,000
			費 △ 92,000
4 0 105			費 △ 15,000
△ 8,125	766, 786		等 △ 1,861
			金 須 1,032
			費 △ 5,046
		報	洲 △ 2,250
△ 19,925	440, 186	給	의 △ 5,951
			等 △ 8,262
		賞 与 等 引 当 st 繰 入 そ	金 人 1 212
			類 □ 1,312 費 □ △ 4,400
A 0 051	F14 0F0		
\triangle 9, 251	514, 350	繰 入 答	頂 1,743
			≜ △ 11,000
60,000	241,969		
△ 50,000	55, 701	受 託 事 業 3	≜ △ 50,000
0	193, 834		
△ 5,000	178,833	企 業 債 利 月	点 △ 5,000
5,000	15,000	その他雑支と	出 5,000

資本的収入及び支出

支 出

 <u> </u>												
款			J	項					E	1		既決予定額
1 資本的支出	1											6, 148, 539
	1	建	設	改	良	費						5, 535, 731
							2	エ		事	費	5, 281, 739
							3	固	定資	産項	又得費	56,573

⁽注) 本表は、前回の予算実施計画と異同あるもののみを記載しました。

(単位 千円)

	補正予定額	計			ſi	莆		考		
	△ 135,000	6,013,539								
	△ 135,000	5, 400, 731								
I	△ 130,000	5, 151, 739	工	事	請	負	費		\triangle	50,000
			路	面	復	旧	費		\triangle	80,000
	△ 5,000	51,573	エ	具器	具及	び債	前品		\triangle	5,000

給 与 費

1 総 括

	職員	数		給 与
区分	特別職	一般職	報酬	給料
	(人)	(人)	(千円)	(千円)
補正後	1	(13) 133	39, 518	530, 197
補正前	1	(16) 136	41,768	546, 396
比較	0	(△ 3) △ 3	△ 2,250	△ 16,199

	区 分	扶養手当	管理職手当	地域手当
_		(千円)	(千円)	(千円)
手	補 正 後	18,978	27,636	70,306
当	補 正 前	19,740	28, 200	71, 285
0	比 較	△ 762	△ 564	△ 979
	区分	勤勉手当	休日勤務手当	特殊勤務手当
内		(千円)	(千円)	(千円)
訳	補 正 後	109,612	4, 149	1,526
H/ \	補 正 前	113,640	4, 149	1,526
	比 較	△ 4,028	0	0

備考1 ()内は、短時間勤務職員について外書きしたもの。

² 期末手当・勤勉手当及び法定福利費については、賞与等引当金繰入額(令和5年12月

³ 退職手当は、退職給付引当金繰入額を含む。

明 細 書

費			
手当	計	法定福利費	合計
(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
527, 404	1, 097, 119	211,893	1, 309, 012
542, 372	1, 130, 536	229, 158	1, 359, 694
△ 14,968	△ 33,417	△ 17,265	△ 50,682

通勤手当	住居手当	時間外勤務手当	期末手当
(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
12,363	12,746	35,075	144, 155
13,691	14, 140	37,927	148, 965
△ 1,328	△ 1,394	△ 2,852	△ 4,810
退職手当	管理職員特別勤務手当		
(千円)	(千円)		
90,728	130		
88,979	130		
1,749	0		

[~]同6年3月 計99,615千円)を含む。

ア 会計年度任用職員以外の職員

	職員	数		給 与
区分	特別職	一般職	幸及酌州	給料
	(人)	(人)	(千円)	(千円)
補正後	1	(0) 133	1,198	530, 197
補正前	1	(0) 136	1,198	546, 396
比較	0	△ 3	0	△ 16,199

	区 分	扶養手当	管理職手当	地域手当
_		(千円)	(千円)	(千円)
手	補 正 後	18,978	27,636	70,306
当	補 正 前	19,740	28, 200	71, 285
0	比 較	△ 762	△ 564	△ 979
	区分	勤勉手当	休日勤務手当	特殊勤務手当
内		(千円)	(千円)	(千円)
訳	補 正 後	109,612	4, 149	1,526
H/ \	補 正 前	113,640	4, 149	1,526
	比 較	△ 4,028	0	0

備考1 ()内は、短時間勤務職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規

² 期末手当・勤勉手当及び法定福利費については、賞与等引当金繰入額(令和5年12月

³ 退職手当は、退職給付引当金繰入額を含む。

費			
手当	計	法定福利費	合計
(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
519, 265	1,050,660	203, 874	1, 254, 534
534, 056	1,081,650	220, 824	1, 302, 474
△ 14,791	△ 30,990	△ 16,950	△ 47,940

通勤手当	住居手当	時間外勤務手当	期末手当
(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
12,363	12,746	35,075	136,016
13,691	14, 140	37,927	140,649
△ 1,328	△ 1,394	△ 2,852	△ 4,633
退職手当	管理職員特別勤務手当		
(千円)	(千円)		
90,728	130		
88,979	130		
1,749	0		

定する短時間勤務の職を占める職員をいう。以下同じ。)を外書きしたもの。

[~]同6年3月 計99,615千円)を含む。

イ 会計年度任用職員

	職員	員 数		給 与
区 分	特別職	一般職	報酬	給料
	(人)	(人)	(千円)	(千円)
補正後	0	(13) 0	38, 320	0
補正前	0	(16) 0	40,570	0
比較	0	(△3) 0	△ 2,250	0

手	区分	地域手当	通勤手当	時間外勤務手当
业	区 分 	(千円)	(千円)	(千円)
訳	補 正 後	0	0	0
0)	補 正 前	0	0	0
内	比 較	0	0	0

備考 ()内は、会計年度任用の職を占める職員であって、その一週間当たりの通常の勤務時ついて外書きしたもの。

費			
手当	計	法定福利費	合計
(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
8, 139	46, 459	8,019	54, 478
8,316	48,886	8, 334	57, 220
△ 177	△ 2,427	△ 315	△ 2,742

期末手当	休日勤務手当	特殊勤務手当	退職手当
(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
8, 139	0	0	0
8,316	0	0	0
△ 177	0	0	0

間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い職員に

2 給料及び手当の増減額の明細

区分	増減額	增減事由別内訳		説	1
	(千円)		(千円)		(千円)
給料	△ 16,199	その他の増減分	△ 16,199		
手当	△ 14,968	その他の増減分	△ 14,968	扶養手当	△ 762
				管理職手当	△ 564
				地域手当	△ 979
				通勤手当	△ 1,328
				住居手当	△ 1,394
				時間外勤務手当	△ 2,852
				期末手当	△ 4,810
				勤勉手当	△ 4,028
				退職手当	1,749

備考 特別職を除く(以下の表において同じ)。

ア 会計年度任用職員以外の職員

<u> </u>		以京の万砂城京			
区分	増減額	增減事由別内訳		説	1
	(千円)		(千円)		(千円)
給料	△ 16,199	その他の増減分	△ 16,199		
手当	△ 14,791	その他の増減分	△ 14,791	扶養手当	△ 762
				管理職手当	△ 564
				地域手当	△ 979
				通勤手当	△ 1,328
				住居手当	△ 1,394
				時間外勤務手当	△ 2,852
				期末手当	△ 4,633
				勤勉手当	△ 4,028
				退職手当	1,749

イ 会計年度任用職員

区分	増減額	增減事由別内訳		説	明	
	(千円)		(千円)			(千円)
手当	△ 177	その他の増減分	△ 177	期末手当		△ 177

3 給料及び手当の状況

(1) 職員1人当たり給料

[区 分	事務職・技術職
∆ 400 € 1 □ 1 □ 1 □ 1 □ +	平均給料月額	329, 980
令和6年1月1日現在	平均年齢	43歳2月
今和5年11日1日 現在	平均給料月額	322, 307円
令和5年11月1日現在	平均年齢	43歳0月

備考 短時間勤務職員を除く。

(2) 初任給

区分	事務職 ・ 技術職 (円)	一般会計の制度		
	事初和 1文刊明和 (円)	行政職(円)		
高校卒	高校卒 170,900 170,900			
大学卒	196, 200	196, 200		

(3) 等級別職員数

区分		事務職・	技術職
区 分	等級	職員数(人)	構成比(%)
	l等級	1	0.8
	2等級	4	3.0
	3等級	15	11.3
令和6年1月1日現在	4等級	23	17.3
节和0年1月1日現住	5等級	33	24.8
	6等級	29	21.8
	7等級	28	21.1
	計	133	100.0
	l等級	1	0.8
	2等級	4	3.0
	3等級	15	11.3
<u> </u>	4等級	23	17.3
令和5年11月1日現在	5等級	33	24.8
	6等級	29	21.8
	7等級	28	21.1
	計	133	100.0

備考 ()内は、短時間勤務職員を外書きしたもの。

(等級別の標準的な職務内容)

区分	l等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級
事務職	☆77 巨	如为巨	細目	細巨仏畑	- 十木	主任	一般職員
技術職	み	部次長	課長	課長代理	主査	土江	一放娰具

(4) 特殊勤務手当

区 分	事務職・技術職	
給料総額に対する比率	0.2%	
支給対象職員の比率	20 10/	
(令和6年1月1日現在)	39.1%	
支給対象職員1人当たり平均支給月額	1,773円	
代表的な特殊勤務手当の名称	現場作業手当	
1〜衣引は竹が動が十ヨの名例	主任技術者等手当	

(5) 期末手当・勤勉手当

区分	支給期別支給率		支給率計	加算措置	
	6月(月分)	12月(月分)	(月分)	加异阳但	
補正後	2.2	2.3	4.5	有	
	(1.15)	(1.2)	(2.35)	(無)	
補正前	2.2	2.3	4.5	有	
	(1.15)	(1.2)	(2.35)	(無)	
一般会計の制度	2.2	2.3	4.5	有	
	(1.15)	(1.2)	(2.35)	(無)	

備考 ()内は、再任用職員の支給状況。

(6) 定年退職及び勧奨退職に係る退職手当

区分	20年勤続の者	25年勤続の者	35年勤続の者	最高限度
	(月分)	(月分)	(月分)	(月分)
支給率	24. 586875	33. 27075	47.709	47.709
一般会計の制度 (支給率)	24. 586875	33. 27075	47.709	47.709

(7) その他の手当

区 分	一般会計の制度との異同
扶養手当	同
地域手当	同
住居手当	同
通勤手当	同

令和5年度 吹田市水道事業補正予定貸借対照表

(令和6年3月31日) (単位 千円)

借方科目	既決予定額	補正予定額	計
1 固定資産	51, 134, 790	△ 182,729	50, 952, 061
(1) 有形固定資産	50,884,332	△ 182,729	50,701,603
2 流 動 資 産	6,688,510	299,752	6,988,262
(1) 現 金・預 金	5,729,059	327, 278	6,056,337
(2) 未 収 金	916,785	\triangle 27,526	889, 259
合 計	57, 823, 300	117,023	57, 940, 323

貸 方 科 目	既決予定額	補正予定額	計
3 固 定 負 債	20, 931, 341	△ 19,648	20,911,693
(2) 引 当 金	1,087,928	△ 19,648	1,068,280
4 流 動 負 債	3, 566, 791	9, 244	3,576,035
(2) 未 払 金	2, 357, 994	10, 297	2, 368, 291
(6) 引 当 金	100,668	△ 1,053	99,615
7 剰 余 金	4,060,491	127, 427	4, 187, 918
(2) 利益剰余金	4, 048, 873	127, 427	4, 176, 300
合 計	57, 823, 300	117,023	57, 940, 323

⁽注)本表は、前回の予定貸借対照表と異同あるもののみを記載しました。

令和5年度 吹田市水道事業補正予定キャッシュ・フロー計算書

(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで) (単位 千円)

	区分	既決予定額	補正予定額	計
1	業務活動によるキャッシュ・フロー	1,764,294	204, 549	1,968,843
	当年度純利益	690,477	127, 427	817,904
	固定資産除却費	86,374	60,000	146,374
	退職給付引当金の増減額	88,979	△ 19,648	69,331
	賞与等引当金の増減額	5,098	△ 1,053	4,045
	支払利息	183,833	△ 5,000	178, 833
	業務活動による資産及び負債の増減額	△ 402,726	37,823	△ 364,903
	小計	1, 948, 127	199, 549	2, 147, 676
	支払利息	△ 183,833	5,000	△ 178,833
2	投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 4,740,084	122,729	△ 4,617,355
	有形固定資産の取得による支出	△ 4,829,012	122,729	△ 4,706,283
	資金増減額	△ 1,097,597	327, 278	△ 770,319
	資金期末残高	5, 729, 059	327, 278	6,056,337

⁽注)本表は、前回の予定キャッシュ・フロー計算書と異同あるもののみを記載しました。

議案第 47 号

令和5年度吹田市下水道事業会計補正予算(第2号)

(総則)

第 1 条 令和 5 年度吹田市下水道事業会計補正予算(第 2 号) は、次に定める ところによる。

(収益的収入及び支出)

第 2 条 令和 5 年度吹田市下水道事業会計予算(以下「予算」という。)第3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目) (既決予定額) (補正予定額) (計) 収 入

第 1 款 下水道事業収益 9,692,916 千円 △ 88,958 千円 9,603,958 千円 第 1 項 営業収益 7,723,823 千円 △ 25,069 千円 7,698,754 千円 第 2 項 営業外収益 1,616,871 千円 47,009 千円 1,663,880 千円 第 3 項 特 別 利 益 352,222 千円 △ 110,898 千円 241,324 千円 (科 目) (既決予定額) (補正予定額) (計)

出

第 1 款 下水道事業費用 9,380,349 千円 △ 605,613 千円 8,774,736 千円 第 1 項 営 業 費 用 8,594,640 千円 △ 388,274 千円 8,206,366 千円 第 2 項 営業外費用 469,403 千円 △ 10,825 千円 458,578 千円 第 3 項 特 別 損 失 316,306 千円 △ 206,514 千円 109,792 千円

支

(1)

(資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条本文括弧書中「不足する額3,046,389千円」を「不足する額3,001,941千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額234,096千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額274,228千円」に、「建設改良積立金28,238千円」を「建設改良積立金12,074千円」に、「損益勘定留保資金1,619,692千円」を「損益勘定留保資金1,551,276千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目) (既決予定額)(補正予定額) (計) 収 入 第 1 款 資本的収入 4,451,913 千円 △ 585,981 千円 3,865,932 千円 第 1 項 企業債 3,289,100 千円 △ 581,400 千円 2,707,700 千円 第 3 項 国庫補助金 1,079,850 千円 22,369 千円 1,102,219 千円 第 4 項 負担金等 59,144 千円 △ 26,950 千円 32,194 千円 (科目) (既決予定額)(補正予定額) (計) 支 出

第 1 款 資本的支出 7,498,302 千円 △ 630,429 千円 6,867,873 千円 第 1 項 建設改良費 4,475,689 千円 △ 619,571 千円 3,856,118 千円

第 3 項 固定資産購入費 39,128 千円 △ 10,858 千円 28,270 千円

(2)

(債務負担行為)

第 4 条 予算第5条に定めた債務負担行為を次のとおり改める。

廃止

事項	期間	限 度 額
雨水管理総合計画策定業務	令和6年度	36,575千円
千里山汚水・雨水管路整備 実施設計業務	令和5年度から令和7年度まで	101,816千円

変更

7272	_		• \									
事項	変更前				変更後							
事 埃 	期	間	限	度	額	期	間	限	度	額		
南吹田下水処理場	△和C左	令和6年度		775,665千円			令和6年度から			1,049,680千円		
汚泥焼却施設解体撤去工事	中011年		110,	000-	T [7]	令和7年	度まで	1,043	, 000	开门		

(企業債)

第 5 条 予算第 6 条に定めた企業債のうち下水道建設事業の起債の限度額 「3,289,100 千円」を「2,707,700 千円」に改める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 6 条 予算第 9 条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない 経費を次のとおり改める。

(科目) (既決予定額)(補正予定額) (計)

(1) 職員給与費 941,231 千円 △ 44,694 千円 896,537 千円

令和6年2月16日提出

吹田市長 後藤圭二

(3)

予算に関する説明書

令和5年度 吹田市下水道事業会計補正予算実施計画 収益的収入及び支出

収 入

款	項	目	既決予定額
1 下水道事業 1 収益			9,692,916
	1 営業収益		7,723,823
		1 下水道使用料	4,876,821
		2 他会計負担金	2,836,342
	2 営業外収益		1,616,871
		2 他会計負担金	53,696
		3 長期前受金戻入	1, 459, 383
		4 国 庫 補 助 金	87,550
		5 雑 収 益	15,686
	3 特別利益		352, 222
		6 他会計負担金	169,856

支 出

				<u> </u>
款	項		1	既決予定額
l 下水道事業 費用				9, 380, 349
	1 営業費用			8, 594, 640
		1 管	渠	专 544,981

(4)

(単位:千円)

補正予定額	計	備	考
△ 88,958	9,603,958		
△ 25,069	7, 698, 754		
59,066	4, 935, 887	下水道使用料	59,066
△ 84,135	2, 752, 207	雨水処理負担金	△ 84,135
47,009	1,663,880		
△ 2,923	50,773	一般会計負担金	△ 2,923
12,410	1,471,793	長期前受金戻入	12,410
△ 6,150	81,400	国 庫 補 助 金	△ 6,150
43,672	59, 358	その他雑収益	43,672
△ 110,898	241,324		
△ 110,898	58, 958	雨水処理負担金	△ 110,898

(単位:千円)

補正予定額	計		備		考
△ 605,613	8,774,736				
△ 388, 274	8, 206, 366				
△ 40,242	504,739	給		料	△ 2,800
		手	当	等	△ 4,680
		法	定 福 利	費	△ 1,000
		賞繰	与 等 引 当 入	金 額	7
		光	熱水	費	△ 105
		通	信 運 搬	費	△ 143
		賃	借	料	△ 85
		委	託	料	△ 31,436

(5)

款	項			E				既決予定額
		2	ポ	ン	プ	場	費	145,564
		3	処	理		場	費	1,935,090
		5	普	及	指	導	費	36,903
		6	業		務		費	303, 196

(単位:千円)

補正予定額	計			備	İ		考
△ 13,525	132,039	手		当		等	△ 560
		法	定	福	利	費	△ 70
		賞繰	与	等 引 入	当	金 額	△ 18
		動		力		費	△ 10,000
		修		繕		費	\triangle 2,706
		通	信	運	搬	費	△ 171
△ 212,423	1,722,667	給				料	\triangle 5,000
		手		当		等	\triangle 7,500
		法	定	福	利	費	△ 4,000
		賞繰	与	等 引 入	一当	金 額	241
		薬		品		費	△ 340
		光	素	热	水	費	△ 2,100
		動		力		費	△ 170,000
		通	信	運	搬	費	△ 924
		賃		借		料	△ 100
		委		託		料	△ 22,660
		負		担		金	△ 40
△ 1,506	35, 397	手		当		等	△ 280
		賞繰	与	等 引 入	当	金 額	△ 26
		委		託		料	△ 900
		助		成		金	△ 300
△ 2,129	301,067	給				料	△ 700
		手		当		等	△ 990
		法	定		利	費	△ 200
		賞繰	与	等 引 入	当	金 額	△ 239

款	項	目	既決予定額
		7 総 係 費	489, 508
		8 流 域 下 水 道 8 管理運営負担金 9 減 価 償 却 費	1, 291, 559 3, 712, 110
	2 営業外費用	2 /恢 1川 1貝 ムリ 貝	469, 403
		1 支払利息及び 企業債取扱諸費 3 雑 支 出	418, 198 17, 205
	3 特別損失	J 林	316, 306
		5 その他特別損失	316,306

(単位:千円)

補正予定額	計	備	考
△ 40,729	448,779	給料	△ 3,600
		手 当 等	△ 6,153
		法 定 福 利 費	△ 1,000
		賞 与 等 引 当 金繰入	△ 244
		退職給付引当金 繰 入 額	5, 185
		委 託 料	△ 29,393
		負 担 金	△ 6,156
		貸倒引当金繰入額	632
△ 74,382	1, 217, 177	負 担 金	△ 74,382
△ 3,338	3, 708, 772	有 形 固 定 資 産 減 価 償 却 費	△ 3,281
		無形固定資産減価償却費	△ 57
△ 10,825	458, 578		
△ 12,720	405, 478	企 業 債 利 息	△ 12,720
1,895	19, 100	その他雑支出	1,895
△ 206,514	109,792		
△ 206,514	109, 792	有 形 固 定 資 産 除 却 費	△ 206,514

資本的収入及び支出

収 入

款			Į	頁					E	1			既決予定額
1 資本的収入													4,451,913
	1	企		業		債							3, 289, 100
							1	企		業		債	3, 289, 100
	3	国	庫	補	助	金							1,079,850
							1	国	庫	補	助	金	1,079,850
	4	負	担	<u> </u>	金	等							59, 144
							2	エ	事	負	担	金	59,100

支 出

項	目	既決予定額
		7, 498, 302
1 建設改良費		4, 475, 689
	1 管渠建設改良費	4,093,240
		1 建設改良費

(単位:千円)

補正予定額	計			偱	Ħ		考
△ 585 , 981	3,865,932						
△ 581,400	2,707,700						
△ 581,400	2,707,700	建	設	改	良	債	△ 581,400
22, 369	1, 102, 219						
22, 369	1, 102, 219	国	庫	補	助	金	22, 369
△ 26,950	32, 194						
△ 26,950	32, 150	エ	事	負	担	金	△ 26,950

(単位:千円)

補正予定額	計		備		考
△ 630,429	6,867,873				
△ 619,571	3,856,118				
△ 651,854	3,441,386	給		料	△ 300
		手	当	等	△ 2,160
		賞繰	与 等 引 入	当 金 額	146
		賃	借	料	△ 1,453
		委	託	料	△ 86,695
		エ	事請	負 費	△ 456,202
		補	償	費	△ 105 , 190

款	項	目	既決予定額
		2 ポンプ場建設改良費	36,003
		3 処理場建設改良費	214,517
		4 流 域 下 水 道 4 建 設 費 負 担 金	131,929
	3 固定資産購入費		39, 128
		2 無形固定資産購入費	34, 679

⁽注) 本表は、前回の予算実施計画と異同あるもののみを記載しました。

(単位:千円)

補正予定額	計			備	i		考
△ 12,526	23, 477	委		託		料	△ 899
		エ	事	請	負	費	△ 11,627
91,800	306, 317	給				料	△ 4,200
		手		当		等	△ 3,630
		法	定	福	利	費	△ 1,100
		賞繰	与	等 引 入	当	金 額	177
		委		託		料	\triangle 7,051
		エ	事	請	負	費	107,604
△ 46,991	84, 938	負		担		金	△ 46 , 991
△ 10,858	28, 270						
△ 10,858	23, 821	ソ	フ	トゥ	゛エ	ア	△ 10,858

1 総 括

	職員数		給 与
区 分	一般職	報酬	給料
	(人)	(千円)	(千円)
補正後	92 (14)	24, 241	368, 352
補正前	94 (14)	24, 241	384, 952
比 較	△2 (0)	0	△ 16,600

	17 A	扶養手当	管理職手当	地域手当
	区 分	(千円)	(千円)	(千円)
手	補 正 後	11,368	16,774	48,661
当	補正前	11,868	17,874	50,271
等	比 較	△ 500	△ 1,100	△ 1,610
の	区 分	勤勉手当	休日勤務手当	夜間勤務手当
内	<u>کا</u>	(千円)	(千円)	(千円)
訳	補 正 後	71,566	0	0
				0
	補正前	82, 538	0	0

備考1 ()内は、短時間勤務職員について外書きしたもの。

- 2 期末手当・勤勉手当及び法定福利費については、賞与等引当金繰入額(令和
- 3 退職手当は、退職給付引当金繰入額を含む。

明 細 書

費			
手当等	計	法定福利費	合計
(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
363, 699	756, 292	140, 245	896, 537
384, 392	793, 585	147,646	941,231
△ 20,693	△ 37,293	△ 7,401	△ 44,694

通勤手当	住居手当	時間外勤務手当	期末手当
(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
10,736	4,765	23, 272	92, 218
10,996	4,765	24, 892	102,699
△ 260	0	△ 1,620	△ 10,481
特殊勤務手当	児童手当	退職手当	管理職員特別勤務手当
(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
538	6,656	76,776	369
538	6,656	70,926	369
0	0	5,850	0

5年12月~同6年3月 計 32,946千円)を含む。

ア 会計年度任用職員以外の職員

	職員数		給 与
区分	一般職	幸侵酌州	給料
	(人)	(千円)	(千円)
補 正 後	92 (2)	0	368, 352
補正前	94 (2)	0	384, 952
比 較	△2 (0)	0	△ 16,600

	区分	扶養手当	管理職手当	地域手当
	区 分	(千円)	(千円)	(千円)
手	補正後	11,368	16,774	48,661
当	補正前	11,868	17,874	50,271
等	比較	△ 500	△ 1,100	△ 1,610
の	マ 分	勤勉手当	休日勤務手当	夜間勤務手当
の内	区分	勤勉手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)
	区 分 補 正 後			
内		(千円)	(千円)	

備考1 ()内は、短時間勤務職員について外書きしたもの。

² 期末手当・勤勉手当及び法定福利費については、賞与等引当金繰入額(令和

³ 退職手当は、退職給付引当金繰入額を含む。

費			
手当等	計	法定福利費	合計
(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
358, 769	727, 121	135,672	862,793
379, 462	764, 414	143,073	907,487
△ 20,693	△ 37,293	△ 7,401	△ 44,694

通勤手当	住居手当	時間外勤務手当	期末手当
(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
10,736	4,765	23, 272	87,288
10,996	4,765	24,892	97,769
△ 260	0	△ 1,620	△ 10,481
特殊勤務手当	児童手当	退職手当	管理職員特別勤務手当
特殊勤務手当 (千円)	児童手当 (千円)	退職手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)
(千円)	(千円)	(千円)	(千円)

5年12月~同6年3月 計 32,946千円)を含む。

2 給料及び手当等の増減額の明細

区分	増減額	增減事由別内訳		説明	
	(千円)		(千円)		(千円)
給料	△ 16,600	その他の増減分	△ 16,600		
手当等	△ 20,693	その他の増減分	△ 20,693	扶養手当	△ 500
				管理職手当	△ 1,100
				地域手当	△ 1,610
				通勤手当	△ 260
				時間外勤務手当	△ 1,620
				期末手当	△ 10,481
				勤勉手当	△ 10,972
				退職手当	5,850

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	増減額	増減事由別内訳		説明	
	(千円)		(千円)	,,,	(千円)
給料	△ 16,600	その他の増減分	△ 16,600		
手当等	△ 20,693	その他の増減分	△ 20,693	扶養手当	△ 500
				管理職手当	△ 1,100
				地域手当	△ 1,610
				通勤手当	△ 260
				時間外勤務手当	△ 1,620
				期末手当	△ 10,481
				勤勉手当	△ 10,972
				退職手当	5,850

3 給料及び手当等の状況

(1) 職員1人当たり給料

	区分	行政職	技能・労務職
今和6年1月1日 現左	平均給料月額	324,511円	
令和6年1月1日現在	平 均 年 齢	43歳 9月	
今和5年11日1日 理女	平均給料月額	316,480円	
令和5年11月1日現在	平 均 年 齢	43歳 7月	

備考 短時間勤務職員を除く。

(2) 初任給

区分	行 政 職	技能・労務職	一般会計の制度	
区刀	(円)	(円)	行政職(円)	技能・労務職(円)
高校卒	170,900	170, 900	170, 900	170, 900
大学卒	196, 200		196, 200	

(3) 等級別職員数

		行 政 職		技能・労務職		
区分	等級	職員数 (人)	構成比 (%)	等級	職員数 (人)	構成比 (%)
	l等級	1	1.1	l等級		
	2等級	3	3.3	2等級		
	3等級	10	10.9	3等級		
	4等級	11	11.9			
令和6年1月1日現在	5等級	27	29.3			
节和0年1月1日 位	6等級	24	26.1			
		(2)	(100.0)			
	7等級	16	17.4			
		92	100.0			
	計	(2)	(100.0)	計		
	l等級	1	1.1	l等級		
	2等級	3	3.3	2等級		
	3等級	10	10.9	3等級		
	4等級	11	11.9			
人和[左]] 日1日理力	5等級	27	29.3			
令和5年11月1日現在	6等級	24	26.1			
		(2)	(100.0)			
	7等級	16	17.4			
		92	100.0			
	計	(2)	(100.0)	計		

備考 ()内は、短時間勤務職員を外書きしたもの。

(等級別の標準的な職務内容)

区分	l等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級
行政職	部長	部次長	課長	課長代理	主査	主任	一般職
技能・ 労務職	総括主任	主任	一般職				

(4) 特殊勤務手当

区 分	全職種	行政職	技能・労務職	
給料総額に対する比率	0.1%	0.1%		
支給対象職員の比率	9.6%	9.6%		
(令和6年1月1日現在)	9.070	3.070		
支給対象職員1人当たり平均支給月額	1,231円			
代表的な特殊勤務手当の名称	, -	易作業特殊勤 支術者等特殊		

(5) 期末手当・勤勉手当

区分	支給期別	別支給率	支給率計	加算措置	
	6月(月分)	12月(月分)	(月分)	加异钼巨	
補正後	2.2	2.3	4.5	有	
	(1.15)	(1.2)	(2.35)	(無)	
補正前	2.2	2.3	4.5	有	
	(1.15)	(1.2)	(2.35)	(無)	
一般会計の制度	2.2	2.3	4.5	有	
	(1.15)	(1.2)	(2.35)	(無)	

備考 ()内は、再任用職員の支給状況。

(6) 定年退職及び勧奨退職に係る退職手当

区分	20年勤続の者	25年勤続の者	35年勤続の者	最高限度
区 分	(月分)	(月分)	(月分)	(月分)
支給率	24. 586875	33.27075	47.709	47.709
一般会計の制度 (支給率)	24. 586875	33. 27075	47.709	47.709

(7) その他の手当

区分	一般会計の制度との異同
扶養手当	同
地域手当	同
住居手当	同
通勤手当	同

(22)

債務負担行為に関する調書

廃止

事項	限度額	支払義	末までの 務発生 込)額	当 該 年 支 払 争 予	度以降の る務発生 定額		左の財源 内 訳	
		期間	金 額	期間	金額	企 業 債	国庫補助金	損 益 勘 定 留保資金等
	千円		千円		千円	千円	千円	千円
雨水管理総合計画 策定業務	36, 575	_	_	令和6年度	36,575	0	10,000	26,575
千里山汚水・雨水管路 整備実施設計業務	101,816	_	_	令和5年度 から 令和7年度 まで	101,816	62,800	39,000	16

変更

多 史	1							
			変		更	前		
事項	限度額	支払義	末までの 務発生 込)額	当 該 年 支 払 第 予	度 以 降 の & 務 発 生 定 額		左の財源 内 訳	
		期間	金額	期間	金額	企 業 債	国庫補助金	損 益 勘 定 留保資金等
	千円		千円		千円	千円	千円	千円
南吹田下水処理場 汚泥焼却施設解体 撤去工事	775, 665	-	_	令和6年度	775, 665	0	0	775,665

⁽注) 本表は、前回の債務負担行為に関する調書と異同のあるもののみを記載しました。

			変	更	後		
限度額	支払義	末までの 務発生 込) 額	当該年支払第	度以降の る務発生 定額		左の財源 内 訳	
	期間	金額	期間	金額	企 業 債	国庫補助金	損 益 勘 定留保資金等
千円		千円		千円	千円	千円	千円
1,049,680	_	_	令和6年度 から 令和7年度 まで	1,049,680	0	0	1,049,680

令和5年度 吹田市下水道事業補正予定貸借対照表

(令和6年3月31日) (単位:千円)

借方科目	既決予定額	補正予定額	計
1 固定資産	94, 045, 604	△ 580,470	93, 465, 134
(1) 有形固定資産	89,940,059	△ 527,938	89, 412, 121
(2) 無 形 固 定 資 産	3, 734, 574	\triangle 52,532	3,682,042
2 流 動 資 産	6,901,458	136,618	7,038,076
(1) 現 金・預 金	5,901,274	120, 287	6,021,561
(2) 未 収 金	1,000,184	16,331	1,016,515
合 計	100, 947, 062	△ 443,852	100, 503, 210

貸方科目	既決予定額	補正予定額	計
3 固 定 負 債	28, 809, 460	△ 584,683	28, 224, 777
(1) 企 業 債	28, 137, 277	△ 581,400	27, 555, 877
(2) 引 当 金	307,450	△ 3,283	304, 167
4 流 動 負 債	5,654,300	\triangle 299, 175	5, 355, 125
(2) 未 払 金	2,913,199	\triangle 299,219	2,613,980
(4) 引 当 金	32,902	44	32, 946
5 繰 延 収 益	35, 552, 528	△ 16,991	35, 535, 537
(1) 長期前受金	35, 552, 528	△ 16,991	35, 535, 537
7 剰 余 金	5,712,618	456,997	6, 169, 615
(2) 利 益 剰 余 金	2,659,561	456,997	3, 116, 558
合 計	100, 947, 062	△ 443,852	100, 503, 210

⁽注) 本表は、前回の予定貸借対照表と異同あるもののみを記載しました。

令和5年度 吹田市下水道事業補正予定キャッシュ・フロー計算書

(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで) (単位:千円)

区 分	既決予定額	補正予定額	計
1 業務活動によるキャッシュ・フロー	2, 228, 810	364, 550	2,593,360
当年度純利益	191,312	456,997	648, 309
減価償却費	3, 712, 110	△ 3,338	3,708,772
退職給付引当金の増減額	67, 140	△ 3,283	63,857
賞与等引当金の増減額	395	△ 279	116
貸倒引当金の増減額	△ 94	760	666
長期前受金戻入額	△ 1,459,383	△ 12,410	△ 1,471,793
支払利息及び企業債取扱諸費	418, 198	△ 12,720	405, 478
未収金の増減額	△ 35,965	△ 44 , 041	△ 80,006
未払金の増減額	△ 200,069	△ 29,856	△ 229,925
小計	2, 646, 452	351,830	2, 998, 282
支払利息及び企業債取扱諸費	△ 418,198	12,720	△ 405 , 478
2 投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 2,042,628	337, 137	△ 1,705,491
有形固定資産の取得による支出	△ 3,923,952	314, 768	\triangle 3,609,184
国庫補助金による収入	1,495,313	22, 369	1,517,682
3 財務活動によるキャッシュ・フロー	925, 915	△ 581,400	344,515
建設改良費等の財源に 充てるための企業債による収入	3, 909, 400	△ 581,400	3, 328, 000
資金増減額	1, 112, 097	120, 287	1, 232, 384
資金期末残高	5, 901, 274	120, 287	6,021,561

⁽注) 本表は、前回の予定キャッシュ・フロー計算書と異同あるもののみを記載しました。